

労働安全衛生法第 37 条から第 41 条の逐条解説

井村 真己 追手門学院大学教授

一 逐条解説

1 第 37 条（製造の許可）

1. 1 条文

第三十七条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

別表第一（第三十七条関係）

- 一 ボイラー
- 二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 三 クレーン
- 四 移動式クレーン
- 五 デリック
- 六 エレベーター
- 七 建設用リフト
- 八 ゴンドラ

1. 2 関連政省令

現行法制上、本条により製造許可が必要となる特定機械等については、安衛法施行令第 1 条に定義が置かれているが、同条にて言及されているのはボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン、建設用リフト、ゴンドラのみであり、ボイラーの種別（蒸気ボイラー、温水ボイラー）、クレーン、デリック、エレベーターについては、安衛法施行時に出された通達（「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」昭和 47 年 9 月 18 日基発 602 号）の中に定義が置かれている。このように、特定機械等に関する定義規定が分散している背景として、施行令の中で特定機械等の定義をきめ細かく記載することは政令のレベルとしてなじまないという安衛法制定時の内閣法制局の方針に基づいたものである¹。これにより、本条にい

¹ 以上は、旧労働省労働基準局安全衛生部安全課にて係長として安衛法制定に携わった唐

う特定機械等は、安衛法の別表第一を大枠として、その中で特定機械等の細かな種別が施行令 1 条と通達に分散して定義されている状態となっている。

1. 2. 1 施行令

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（中略）

三 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が〇・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの

ロ ゲージ圧力〇・三メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が〇・〇〇〇三立方メートル以下のもの

ハ 伝熱面積が二平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの

ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあっては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇二立方メートル以下のものに限る。）

ヘ 内容積が〇・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のもの

（中略）

五 第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が〇・〇四立方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲ

沢正義氏（労働衛生コンサルタント）からのご教示による。

ージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇四以下の容器を除く。)をいう。

- イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）
- ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの
- ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの
- ニ イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

(中略)

- 八 移動式クレーン 原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。
- 九 簡易リフト エレベーター（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除く。以下同じ。）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が一平方メートル以下又はその天井の高さが一・二メートル以下のもの（次号の建設用リフトを除く。）をいう。
- 十 建設用リフト 荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が八十度未満のスキップホイストを除く。）をいう。
- 十一 ゴンドラ つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備をいう。この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 一 ボイラー（小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の適用を受けるものを除く。）
- 二 第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の適用を受けるものを除く。）
- 三 つり上げ荷重が三トン以上（スタッカー式クレーンにあつては、一トン以上）のク

レーン
四 つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン
五 つり上げ荷重が二トン以上のデリック
六 積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が一トン以上のエレベーター
七 ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第三項第十八号において同じ。）の高さが十八メートル以上の建設用リフト（積載荷重が〇・二五トン未満のものを除く。次条第三項第十八号において同じ。）
八 ゴンドラ
2 法別表第一第二号の政令で定める圧力容器は、第一種圧力容器とする。

1. 2. 2. 関連規則

本条の適用対象となる特定機械等については、省令レベルで各特定機械等に関する安全規則が定められており、その中で製造許可に関する詳細が定められている。いずれの特定機械等についても、製造許可は所轄の都道府県労働局長への申請によって行われるが、申請時に提出すべき書類については、当該特定機械等の性質（溶接の有無、組み立ての要否）などに即して、若干の違いがある点に留意する必要がある。

1. 2. 2. 1 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 33 号）

第三条² ボイラーを製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー（以下「許可型式ボイラー」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、ボイラー製造許可申請書（様式第一号）にボイラーの構造を示す図面及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 強度計算
- 二 ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数
- 三 工作責任者の経歴の概要
- 四 工作者の資格及び数
- 五 溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果

² 圧力容器については、ボイラー則第 49 条に同様の文言による規定が置かれている。

1. 2. 2. 2 クレーン等安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 34 号）

第三条³ クレーン（令第十二条第一項第三号のクレーンに限る。以下本条から第十条まで、第十六条及び第十七条並びにこの章第四節及び第五節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするクレーンについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、すでに当該許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーン（以下この章において「許可型式クレーン」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、クレーン製造許可申請書（様式第一号）にクレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 強度計算の基準
- 二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
- 三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

1. 2. 2. 3 ゴンドラ安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 35 号）

第二条 ゴンドラを製造しようとする者は、その製造しようとするゴンドラについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、すでに当該許可を受けているゴンドラと型式が同一であるゴンドラ（以下この章において「許可型式ゴンドラ」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、ゴンドラ製造許可申請書（様式第一号）にゴンドラの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 強度計算の基準
- 二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
- 三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

1. 3 趣旨と内容

1. 3. 1 趣旨

安衛法は、危険な作業を必要とする機械等や有害物について、利用に供されるようになってから安全衛生上の対策を講じるよりも、製造・流通の段階で必要な措置をとっておく方がより効果的であるとの観点から、第 5 章においてそのような機械（特定機械等）、危険物お

³ 以下、クレーン則には、移動式クレーン（第 53 条）、デリック（第 94 条）、エレベーター（第 138 条）、建設用リフト（第 172 条）にそれぞれ同趣旨の規定が置かれている。

よび有害物について所要の規制を加えることとしている⁴。すなわち、特定機械等については、型式や製造設備等に係る製造許可、製造段階から使用段階等に至るまでの国又は登録機関による検査、検査証の交付及び廃止時の返還、有効な検査証のないものの使用の禁止、有効な検査証とともにしない譲渡及び貸与の禁止など、綿密な規制がなされており、すべての特定機械等の情報が国に登録され、管理されている（表 7 を参照）。

第 37 条は、このうち特に危険な作業を必要とする機械等の製造をしようとする者に対して、都道府県労働局長の許可を受けることを義務づけ（第 1 項）、また労働局長が許可を行うにあたっては、当該機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していることを要すると定めている（第 2 項）。第 37 条の規制の対象となるのは、機械等を使用する事業者ではなく、当該機械等の製造者である。

同条にいう特に危険な作業を必要とする機械等については、法の別表第一にボイラー、クレーン、エレベーター、ゴンドラなど 8 種の機械が指定され、さらに安衛法施行令第 12 条 1 項でその対象となる機械が明示される（以下では特定機械等と略す）。これら特定機械等については、省令で安全規則が、また告示で構造規格⁵がそれぞれ制定されている。これらの機械については、欧米諸国においても古くから構造上の要件が定められており、また製造から設置・使用について検査制度が設けられていることから、わが国でも同様に規制の対象となったものと考えられる⁶。

また、本条については、安衛法制定後に地方分権推進法（平成 11 年法律第 87 号）により、製造許可申請書の提出先機関が都道府県労働基準局長から都道府県労働局長へと変更された。これ以外にも 2 度の改正を経ているが⁷、いずれも軽微な改正にとどまっており、

⁴ 労務行政研究所編『労働安全衛生法—労働法コンメンタール 10』（労務行政・平成 29 年）383 頁。

⁵ 構造規格は、特定機械等ごとに定められており、具体的には、ボイラー構造規格（平成 15 年 4 月 30 日労働省告示第 197 号）、压力容器構造規格（平成 15 年 4 月 30 日労働省告示第 196 号）、クレーン構造規格（平成 7 年 12 月 26 日労働省告示第 134 号）、移動式クレーン構造規格（平成 7 年 12 月 26 日労働省告示第 135 号）、デリック構造規格（昭和 37 年 10 月 31 日労働省告示第 55 号）、簡易リフト構造規格（昭和 37 年 10 月 31 日労働省告示第 57 号）、建設用リフト構造規格（昭和 37 年 10 月 31 日労働省告示第 58 号）、エレベーター構造規格（平成 5 年 8 月 2 日労働省告示第 91 号）、ゴンドラ構造規格（平成 6 年 3 月 28 日労働省告示第 26 号）が制定されている。

⁶ 労働調査会『改訂 4 版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説』（労働調査会・平成 27 年）526 頁-527 頁を参照。

⁷ 2 度の改正は、中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年法律第 16 号）および公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法（平成 15 年法律第 150 号）である。後者の改正では、1 項の「ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械

法の構造を大きく変更するような改正は行われていない。

1. 3. 2 内容

本条による製造許可が要求される特定機械等については、そのいずれについても安衛法制定以前に安全規則の策定が行われており、その中で構造規格に基づく製造許可の仕組が確立されていた。第 37 条は、安衛法制定当時に特に危険と認識されていた特定機械等への規制がほぼそのまま立法化されたものであるといえよう（各機械に対する規制の沿革については後述する）。この点を踏まえつつ、第 37 条の内容について解説していく。

1. 3. 2. 1 「特に危険な作業を必要とする機械」

第 37 条については、法制定時から現在に至るまで法改正による新たな機械の追加は行われていない。そうすると、第 37 条にいう「特に危険な作業を必要とする機械」とは、現状の 8 種類の特定機械等を指すものと解すれば十分のように見える。しかし、これら特定機械等について、安衛法が「特に危険な作業を必要とする機械」と一般的な文言を持って定義している以上、法の適用対象となる機械が他に存在する可能性は否定できない。そこで、この条文上の文言に基づく第 37 条の適用対象となる機械の判断基準について若干の検討を行うことにする。

第 37 条の「特に危険な作業を必要とする機械」との文言は、そのまま解釈すれば労働者による「危険な作業」に重点が置かれているようであり、機械それ自体の問題ではないようにも読める。しかし、そのような作業を必要とする機械を規制の対象としている以上、機械自体の危険性も当然に含むものと解すべきであろう。

また、後述するように特定機械等による災害については、① ボイラー破裂事故に典型的であるが、当該機械における災害の発生が労働者の身体・生命の危険に直結している、② クレーン倒壊やゴンドラ墜落など、その作業場所との関連で、当該機械による災害の発生が当該作業に従事している労働者のみならず、一般人を巻き込む可能性がある、③ 災害の発生原因が、機械の構造的な欠陥あるいは不十分な理解に基づく機械の使用によることが多い、といった点にその特徴を見ることができる。

これらの点を考え合わせると、「特に危険な作業を必要とする機械」とは、当該機械による災害の発生が労働者・一般人の生命への危険をもたらす蓋然性が高い機械のうち、その災害の発生原因が機械の構造上の欠陥または機械の作業方法の不備のいずれか若しくはその両方によることが経験則上明らかな機械と解釈することができよう。そうすると、本条は、機械の構造上の欠陥の根絶を製造の許可制を通じて行い、それに加えて第 61 条およびその関連規定により講習受講または資格取得をしていない者の就業を制限することにより、当該機械の使用にかかる安全を確保しようとするものと解することができよう。

等で」の部分が現行のものへと改正された。

1. 3. 2. 2 「製造しようとする者」

本条の規定に基づく製造許可を受けるべき者は、個々の特定機械等を実際に製造しようとする者であるが、関連規則にて明らかなように、すでに許可を受けている特定機械等と同一の型式のものを製造する場合には、個々の機械の製造ごとに許可を得る必要はない（ボイラー則第 3 条 1 項但書、クレーン則第 3 条 1 項但書、ゴンドラ則第 2 条 1 項但書）。この場合の「同一の型式」については、特定機械等の種類により求められる要件が異なっており、ボイラーおよび圧力容器に関しては、種類、主要材料、工作方法について同一性が求められるのに対し（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 597 号）、クレーンおよびゴンドラは、種類、構造部分の材料および形状、能力（つり上げ荷重、積載荷重）、工作方法について同一性が必要である（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 598 号（クレーン等）昭和 47 年 9 月 18 日基発第 599 号（ゴンドラ））。

また、ボイラーに関しては、廃止されたボイラーを改修する場合にも「製造しようとする者」に含まれる。この場合における改修とは、ボイラーの胴若しくは管寄せの 3 分の 1 以上、鏡板若しくは管板の全部、または炉筒若しくは火室の全部を改修する場合が該当する（昭和 34 年 2 月 19 日基発第 102 号）。

このほか、複数の製造事業者が共同で特定機械等を製造する場合には、各々が「製造しようとする者」に該当することになるため、それぞれの製造分担を明らかにし、主たる部分を製造する者を所轄する都道府県労働局庁に共同申請しなければならない（昭和 34 年 2 月 19 日基発第 102 号）。

クレーンのように部品を運んで現地で組み立てて使用する機械については、主要な構成部分を製造する者が本条にいう「製造しようとする者」に該当する。

なお、本条に関連して、安衛法違反として刑事罰を科す場合、「製造しようとする」というとはどの時期を指すのかが、犯行着手時期との関係で問題となることがある。この点につき、ボイラーや第一種圧力容器のような据置型の特定機械等や、移動式クレーンのように完成品が単体で利用される特定機械等については、設計を完了し、当該機械の製造に着手した時点が「製造しようとする」に該当するものと解される。また、クレーンやゴンドラなど、工場で製造された部品を設置現場へ搬入して設置する定置型の特定機械等については、部品の製造開始時点、または設置現場における組み立てに着手した時点のいずれかが「製造しようとする」に該当すると考えられるが、本条の趣旨は、安全な特定機械等の製造を担保する規制であって、製造者に対する規制であることを踏まえるならば、前者の部品の製造開始時点が「製造しようとする」に該当すると解すべきであろう⁸。

⁸ 監督官アンケート結果の（00071 監督官）を参照。

1. 3. 3 特定機械等の定義

第 37 条の適用に当たっては、製造許可の対象となる特定機械等がどのようなものであるかが問題となるが、この点に関しては、安衛法施行令に具体的な定義が置かれている。この規定を踏まえつつ、それぞれの機械の定義を確認しておく⁹。

1. 3. 3. 1 ボイラー

一般にボイラーとは、燃料を使用して水を熱することによって温水や蒸気を発生させる装置をいう。現行の安衛則上、ボイラーは、発生させる物質及び製造の原料によって分類されている。

(1) 発生物質による分類

蒸気ボイラーは、燃焼ガスまたは電気により、水又は熱媒を加熱して、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させてこれを他に供給するものである。旧ボイラー則によれば、ボイラー本体のほか付設された過熱器および節炭器（ボイラーの廃熱を利用して給水を加熱する装置。エコノマイザともいう）も含むものとされている。

また、温水ボイラーは、燃焼ガス等また電気により、圧力を有する水または熱媒（熱を移動させるために用いられる流体）を加熱してこれを他に供給する装置をいう。

(2) 製造原料・構造による分類

ボイラーは、その製造原料により鋼製ボイラー（鋼鉄により製造されたもの）と铸铁製ボイラー（铸铁製のセクションと呼ばれる部品を組み合わせて製造されたもの）に区分される。鋼鉄ボイラーは、さらにその構造によって丸ボイラー（水を満たした缶を主体としたボイラー）、水管ボイラー（伝熱部が水管になっているボイラー）に大分することができる。安衛法施行令第 1 条第 3 号ホにある貫流ボイラーとは、水管ボイラーの一種で、缶体内に長い水管を設置し、その一端から注入された水を循環させずに熱して気水分離器によって水と蒸気に分離させるものである（ボイラーの構造図については、図 1 から図 4 を参照）。

第 37 条の製造許可を要するボイラー（小規模ボイラー）は、安衛法施行令第 1 条 3 号により、一定以上の伝熱面積、最高使用圧力、胴の内径および内容積をもつものとされている（安衛法上のボイラーの区分については図 5 から図 9 を参照）。

⁹ なお、蒸気ボイラー、温水ボイラー、クレーン、エレベーターについては、安衛法制定前の各安全規則の中に定義規定が置かれていたが、安衛法施行令等の政令に特定機械等の詳細な定義を置くのはなじまないとの当時の内閣法制局の判断から機械の大枠のみが規定され、旧規則にて規定されていた定義規定は、安衛法制定時の通達（昭和 47 年 9 月 18 日基発 602 号）に移行している。以下は、この通達を基礎として各特定機械等の解説を行う。なお、上記の経緯は、旧労働省にて労働基準局安全衛生部安全課係長として安衛法制定に携わった唐沢正義氏からのご教授による。

1. 3. 3. 2 第一種圧力容器

第一種圧力容器は、その中に入っているものが大気圧の沸点を超える温度の液体（飽和液）と定義されており、気体（ガス）である第二種圧力容器と区別されている。この理由は、破裂した場合における被害の相違であり、第一種圧力容器の場合、圧をかけて液体になっているものが一気に蒸発して気体に変化し膨張するために被害が大きいことからより厳しい規制が必要とされており、第 37 条の製造許可の対象となるのも第一種圧力容器のみである。第一種圧力容器の定義は施行令第 1 条第 5 号に定められており、一定以上の最高使用圧力、胴の内径、内容積をもち、容器内の圧力が大気圧を超える容器のうち、① 蒸気により固体や液体を加熱する容器、② 化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器、③ 液体の成分を分離するために当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器が製造許可の対象となっている（安衛法上の圧力容器の区分については図 10 および図 11 を参照）。

1. 3. 3. 3 クレーン

クレーンは、荷を動力を用いてつり上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置のうち、移動式クレーンおよびデリック以外のものをいう。機械としてのクレーンは、荷のつり上げに動力を使用することが要件となっており、水平移動については動力を使用していなくてもよい。

クレーンには、様々な構造、形状のものがあり、クレーン則において分類表が作成されているが、本条の製造許可を要するクレーンは、つり上げ荷重（クレーンにおいて構造・材質に応じて負荷させることのできる最大の荷重）が 3 トン以上（スタッカークレーンについては 1 トン以上）のものとされている（安衛法施行令第 12 条第 3 号）。以下では、表 3 に基づいて主なクレーンの種類について記述する（より具体的種類については（日本クレーン協会（<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/crane.html> 最終閲覧日 2022 年 10 月 1 日）より）

表 4 を、分類図については図 12 から図 17 を参照）。

(1) 天井クレーン

天井クレーンは、建物の両側の壁に沿って設けられたランウェイ（走行軌道）にガーダ（桁）を渡し、そこに巻上装置を置いたものである。巻上装置の相違によりホイスト式（原動機、減速装置、ドラム等を一体にまとめた巻上装置をガーダの下に設置する）、トロリ式（ガーダの上にトロリ（台車）を設置し、そこに巻上機を設置する）などに分類される。

(2) ジブクレーン

ジブクレーンは、ジブ（クレーンの竿の部分）を有し、その先端の滑車に巻上用のワイヤロープを通して荷をつり上げるものである。

その形状により、つち型クレーン（塔状の構造物の上に水平のジブを乗せた形状のもの）、引き込みクレーン（ジブを起伏させても吊り荷が上下に移動せずに水平に移動する形状のもの）、壁クレーン（ジブを壁に設置したもの）に分類される。

(3) 橋形クレーン

橋形クレーンは、天井クレーンの両端に脚を設置し、地上または床上に設けたレールの上を走行する形状のものである。天井クレーンと同様に、ホイスト式、トロリ式などにさらに分類される。

(4) アンローダ

アンローダは、船やはしけから、ばら物（穀物、砂、石炭等）を専門に陸揚げするものであり、つり具にグラブバケット（開閉動作によって荷をつかむ装置）が取り付けられ、陸揚げしたばら物を移動するためのホッパー（陸揚げしたばら物の一時的な貯蔵装置）とコンベヤが組み込まれている。

(5) ケーブルクレーン

2 つの塔の間にメインロープを張り、その上をトロリが横行する形式のクレーンである。塔の形状により、固定ケーブルクレーン（両側の塔が固定されているもの）、走行ケーブルクレーン（塔が走行するもの）、橋形ケーブルクレーン（橋形の構造物にケーブルを張ったもの）に分類される。

(6) テルハ

テルハは、巻上げとレールに沿った移動（横行）のみを行うクレーンである。通常は、工場や倉庫塔の天井に I 形鋼の梁を設置し、そこに電気ホイストや電気チェーンブロックを吊り下げたものである。

(7) スタッカークレーン

スタッカークレーンは、直立したガイドフレームに沿って上下動するフォーク（荷台）を設置し、フォーク（フォークの出し入れ）により棚にある荷の出し入れを行うクレーンであり、倉庫などに設置されることが多い。

スタッカークレーンには、普通型スタッカークレーン（運転台または運転室が荷の昇降と共に昇降する）と、荷昇降式スタッカークレーン（運転台は昇降せずに荷のみが昇降する）とに分類される。

1. 3. 3. 4 移動式クレーン

移動式クレーンとは、安衛法施行令第 1 条第 8 号によれば、「原動機を内蔵し、かつ不特定の場所に移動させることができるもの」と定義されている。

移動式クレーンは、クレーン装置である上部旋回体と移動するための下部走行体で構成されており、下部走行体の形態によりいくつかの種類に分類されている（各移動式クレーンの分類については、図 18 から図 23 を参照）。

これらの移動式クレーンのうち、法第 37 条の製造許可を要するのは、つり上げ荷重が 3 トン以上のものである（安衛法施行令第 12 条第 4 号）。

(1) トラッククレーン等

トラッククレーンは、通常のトラックのシャシーにクレーン装置を架装した移動式クレーン

ーンである。このように下部走行体が車輪または鉄軌道により構成されている形式の移動式クレーンとしては、トラッククレーンのほかに、クローラークレーン（下部走行体がクローラー（キャタピラー）となっているもの）、ホイールクレーン（タイヤ付の車軸に支えられた台車の上にクレーン装置を架装し、1 つの運転室で走行とクレーン作業を行うもの）、ラフテレーンクレーン（四輪駆動・四輪操舵により悪路や隘路での走行とクレーン作業を可能とするもの）、鉄道クレーン（いわゆる操重車であり、クレーンを架装した鉄道車両である）などがある。

（2）浮きクレーン

浮きクレーン（起重機船）は、浮力のある箱形の台船にクレーン装置を架装した移動式クレーンであり、主に港湾における揚貨装置として利用されている。

1. 3. 3. 5 デリック

デリックは、「荷を動力を用いてつり上げることを目的とする設備であつて、主柱又はブーム並びにつり上機構及びこれらに附属する物により構成されるもの」をいう（昭和 47 年 9 月 18 日基発 602 号）。クレーンとは違い、つり荷の水平移動は要件に含まれていないため、水平移動が可能なデリックとそうではないデリックとが混在している（各デリックの構造図は、図 24 および図 25 を参照）。

（1）ガイデリック

ガイデリックは、直立したマストの根元にブームを結合し、マストの上部に 6 本以上のロープ（ガイロープ）を張ってその先端をアンカーに固定して設置する。巻上げ等の動作は、本体から離れた位置に設置されたウインチで行われる。

（2）スチフレッグデリック

スチフレッグデリックは、直立したマストの先端をロープではなく 2 本のステー（スチフレッグ）と呼ばれる脚で後方から支え、マストの根元にマストよりも長いブームを結合している。巻上げ等の動作はガイデリックと同様に離れたところに設置されたウインチによって行われる。

1. 3. 3. 6 エレベーター

エレベーターとは、「人及び荷をガイドレールに沿って昇降する搬器にのせて、動力を用いて運搬することを目的とする設備」のことをいう（昭和 47 年 9 月 18 日基発 602 号）。安衛法上は、このようなエレベーターのうち、荷のみを運搬するものを簡易リフトと建設用リフトとに分類し、搬器（人や荷などを積載して運搬する容器）の積載重量、設置区分およびガイドレールの高さに応じて法規制を行っている（エレベーター、簡易リフト、建設リフトの相違については、表 5 を参照）。

簡易リフトは、安衛法施行令第 1 条第 9 号により、労基法別表第一の第 1 号から第 5 号に掲げる事業（製造業、鉱業、土木建築業、貨物運送業、港湾貨物事業）において使用され

る荷のみを運搬することを目的としたエレベーターのうち、搬器の床面積が 1 平方メートル以下かその天井の高さが 1.2 メートル以下のものである。

本条に基づく製造許可を要するのは、これらのエレベーターおよび簡易リフトのうち、積載荷重が 1 トン以上のものである。

1. 3. 3. 7 建設用リフト

建設用リフトは、安衛法施行令第 1 条第 10 号により、荷のみを運搬するエレベーターで、土木、建築等の工事の作業のために設置・使用されるものである。搬器の大きさについては特に定めはないため、搬器の大きさが上記の簡易リフトに相当するものであっても、土木、建築等の工事の作業のために設置されたものであれば、安衛法上は建設用リフトに該当する。なお、当該工事の作業のために設置されるリフトのうち、ガイドレールと水平面との角度が 80 度未満のスキップホイスト（巻上機で上昇させた容器を上端で反転させて運搬物を排出する装置）についてはコンベアに相当するため建設用リフトには該当しない。

これらの建設用リフトのうち、法第 37 条に基づく製造許可を要するのは、積載重量が 0.25 トン以上で、ガイドレールの高さが 18 メートル以上のものである。

1. 3. 3. 8 ゴンドラ

ゴンドラとは、「つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備」をいう（安衛法施行令第 1 条第 11 号）。

ゴンドラについては、人が乗ることが前提となっているため、労働者の安全の観点から、すべてのゴンドラが積載荷重に関わりなく、本条の製造許可の適用を受けるものと解される。

また、ゴンドラについては、ゴンドラ則上、特に構造上の分類等はなされていないが、ゴンドラの作業床をつる形式により、アーム固定型、アーム俯仰型、懸垂型などに分けることができ、また昇降装置の走行の有無やその形式などによってもさまざまな種類のゴンドラが存在している。

1. 3. 4 製造許可の基準

機械の製造者が法第 37 条に基づく機械の製造許可を受けるにあたっては、機械ごとに定められた安全規則の規定に従って書面による申請が必要となるが、製造許可の申請にあたっては、ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準（昭和 47 年 9 月 30 日労働省告示第 75 号。以下ではボイラー製造許可基準とする）およびクレーン等製造許可基準（昭和 47 年 9 月 30 日労働省告示第 75 号。以下ではクレーン製造許可基準とする）の規定にしたがって行わなければならない。安全規則および製造許可基準の具体的内容は、ボイラーおよび圧力容器とその他の機械とでは若干の相違があるため、その異同に留意しつつ見ていくことに

する。

ボイラー則第 3 条第 2 項の規定によれば、ボイラーの製造許可に関する規定は、申請書に、構造を示す図面のほか、① 強度計算、② ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数、③ 工作責任者の経歴の概要、④ 工作者の資格及び数、⑤ 溶接によって製造するときは、溶接施行法試験結果を示す書類をそれぞれ添付する事が義務づけられている。旧ボイラー則では、条文上は製造認可申請書の提出のみが義務づけられていたが、その申請書の様式では、備考欄において現行ボイラー則とほぼ同様の書類を添付することが求められており、新旧規則における申請内容の違いは、溶接施行法試験結果の記載の有無ということになる。

また、クレーン則、ゴンドラ則に基づく申請については、① クレーン・ゴンドラの組立図、② 強度計算の基準、③ 製造検査の設備概要、④ 主任設計者および工作責任者の経歴の概要を添付しなければならないと規定されており、いくつかの点についてボイラー則とは異なった書類の提出が必要となっている。

1. 3. 4. 1 構造を示す図面・組立図

特定機械等の製造許可申請に際して、ボイラー・圧力容器については、構造を示す図面を、クレーン等およびゴンドラについては組立図を添付することが必要である。このうち、組立図については、行政通達（クレーン等：昭和 46 年 9 月 7 日基発第 621 号、ゴンドラ：昭和 44 年 10 月 23 日職発第 7065 号）により、具体的に記載すべき事項が明らかにされている。それによれば、クレーンに関しては、① クレーンの外観および主要寸法、② 構造部分の概要（全体の形状、構成部材の種類、材質、継手の方式控えの形状等の寸法等）、③ つり上げ装置、走行装置、旋回装置等の概要（ドラム・シープの形状および寸法、動力伝導装置の主要寸法等）、④ 安全装置およびブレーキの形式・配置、⑤ 原動機の配置、⑥ つり具の形状および寸法、⑦ 運転室マハタ運転台の位置について記載すればよいとされている。また、ゴンドラについては、① ゴンドラの外観および主要寸法、② 構造部分の概要、③ 昇降装置、走行装置等の概要、④ 安全装置およびブレーキの形式および配置、⑤ 作業床の形状および主要寸法のほか、ワイヤロープ、チェーン等の緊結方法を図示する必要がある。

これらに対して、ボイラー及び圧力容器に関しては、構造を示す図面について特段の行政通達は示されていないが、圧力容器の構造規格に基づき作成された図面を添付すれば良いものと考えられる¹⁰。なお、構造図面については、基本的に現尺または縮尺寸法により作成

¹⁰ なお、日本産業規格（JIS）に則した圧力容器の構造と設計についての解説によれば、一般に圧力容器の設計にあたっては、① 組立図（全体の構造と基本寸法、溶接継手、管台、マンホール位置、圧力容器を溶接する非耐圧部材、内部品と外部品の形状・寸法・位置）、② 展開図、③ 内部品と外部品の詳細図、溶接の詳細（溶接施工法）を作成する必要があるとされている。小林英夫編『新版 圧力容器の構造と設計』（日本規格協会・2018 年）76 頁

されるが、マンホールや管台等の各機械に共通して使用される部品については、いわゆる標準図面を用いて形式に対応した寸法を併記すれば良いとされている（昭和 56 年 6 月 13 日基収第 205 号）。

1. 3. 4. 2 強度計算

強度計算とは、製造する機械が作用する際の荷重に対して、主要な構造部材が構造的な健全性を有していることを確認するために行われるものである。したがって、ボイラー及び圧力容器の場合であれば、高圧下で蒸気や温水を発生させるものであるから、一定以上の圧力や温度による荷重に対して装置に使用された材料が十分に耐えうる強度を有するかどうかの問題となり、クレーンやゴンドラの場合であれば、荷物・人の吊り上げ・吊り下げによる荷重に対して、ワイヤーやマストが材料的・構造的に十分な強度を有するかどうかの問題となる。強度計算は、このような目的のために材料の強度とその装置の許容応力（物体が外部から力を受けたときに物体の内部に発生する力の許容範囲であり、実際に機械にかかる荷重がその範囲内であることが必要となる）から安全率を算定し、機械が破損することのないように設計されているかを確認するものである。

クレーン等においては、強度計算の「基準」が提出書類となっているが、これは旧クレーン則にかかる通達によれば、「構造部分の強度計算を行う場合によるべき数式および仮定」であって、具体的な数値の記入は必要ないとされている¹¹。もっとも実務上は、技術水準の確認を要するために強度計算の結果である強度計算書の添付が求められている¹²。

ボイラー・圧力容器の場合は、条文上「強度計算」とのみ記載されていることから、強度計算の結果の記載が必要となるものと考えられる。また、圧力容器については、風荷重・地震荷重、配管からの外力に対する管台の溶接継手、トレイ、つり上げ荷重に関する強度計算が必要とされている¹³。

1. 3. 4. 3 製造・検査のための設備

以下を参照。

¹¹ クレーン等安全規則の一部を改正する省令の施行等について（昭和 46 年 9 月 7 日基発第 621 号）。安衛法施行に伴う通達（クレーン等安全規則の施行について（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 598 号））によれば、「旧規則に関する通達は、新規則の相当条文に関する通達として取扱う」とされており、上記通達も一部を除き引き続き効力を有することとされている。

¹² 兵庫労働局労働基準部安全課「クレーン製造許可申請のための手引」（2017 年 2 月）16 頁。<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/library/seizoukyokatebiki.pdf>（最終閲覧日：2020 年 2 月 10 日）。

¹³ 前掲註 10 書 75 頁。

特定機械等の製造許可のために一定の設備を有していることを確認するものである。ボイラーの場合とクレーン等の場合とで求められる設備は異なっている。

（1）ボイラー及び圧力容器

ボイラー則においては、製造しようとするボイラーおよび圧力容器の種類に応じて、製造および検査のための設備が明示されている。このうち、もっとも条件が厳格なのは、① 鋼製ボイラーおよび鋼製圧力容器で溶接により製造するもの、② 貫流ボイラーのうち内径 300mm 以上で気水分離器を有するもの、③ ボイラーまたは第一種圧力容器の胴用大径鋼管については、ボイラー製造許可基準の別表第一に定める設備を有していなければならない（具体的な設備については表 1 を参照）¹⁴。もっとも、同表欄外の但書によれば、これらの設備については、他の者が所有する設備を随時利用できる場合や、他の者と共同で所有している場合も設備を有しているものとみなすこととされており、必ずしも自己所有である必要はない。

（2）クレーン・ゴンドラ

クレーンおよびゴンドラについてはいずれも検査に関する設備のみの記載が求められており、クレーン製造許可基準第 3 条によれば、① 万能試験機、② 放射線試験装置の設備を有していればよいとされている。

1. 3. 4. 4 工作責任者、主任設計者

製造許可にあたっては、設計、製造の担当者に関する記載も義務づけられている。この点につき、ボイラー則は工作責任者および工作者を、クレーン則・ゴンドラ則は主任設計者および工作責任者の記載が求められている（各担当者の具体的な資格基準については表 2 を参照）。

ボイラー及び圧力容器は機械の製造上の欠陥が破裂などの重大な事故を引き起こす可能性に鑑みて、工作者については、有資格者（ボイラー溶接士）の数の記載が求められるなど製造に関する規制を強化しているのに対して、クレーン・ゴンドラに関しては、様々な種類の機械が存在していることから、主任設計者の記載を義務づけることにより、設計段階における適正な構造を担保することを重視しているものと考えられる。

1. 3. 4. 5 溶接施行法試験結果

上述したように、ボイラーおよび圧力容器については、機械の製造上の欠陥が重大な事故

¹⁴ ボイラー製造許可基準によれば、上記のほか、① 胴の内径が 300mm 以下または気水分離器を備えていない貫流ボイラー、② くり抜きによる第一種圧力容器、③ 胴の内径が 300mm 以下のボイラーまたは第一種圧力容器で溶接部がないもの、④ 鋳鉄製ボイラーまたは鋳鉄製第一種圧力容器、⑤ 波形炉筒または伸縮継手について、それぞれ別表第二から第六まで定められている。

を引き起こす可能性があるため、これら機械の製造許可を受けるためには、その申請の際に、溶接施工法試験結果を提出することが求められている。一般に、溶接を必要とする機械を製造する場合、製作者は溶接施工要領書（Welding Procedure Specification, WPS）と呼ばれる書類を作成し、実際に施工する溶接方法、継手（溶接によって接合する 2 つの構造部分）の種類、母材（溶接される材料）や溶接材料（溶接の際に添加される材料）、溶接条件、熱処理等の溶接施工条件の詳細を明らかにする必要がある。この WPS の裏付けとなる性能試験として溶接施行法の試験を実施し、その結果を記録したものが溶接施行法試験結果（Procedure Qualification Record, PQR）である。PQR には、溶接継手の強度試験や非破壊検査等の性能試験の記録により、製作者が所定の品質の溶接施工が可能であることを確認するものである。

したがって、法第 37 条の製造許可を得るための溶接施行法試験結果は、PQR に相当するものを作成すればよいものと解される。これを作成するにあたっては、ボイラー製造許可基準に定める溶接条件において実施される試験に合格したものでなければならない。同許可基準第 4 条は、溶接条件について、JIS 規格（JIS B 8285:2010 圧力容器の溶接施工方法の確認試験）に準拠した上で、溶接施工法試験の方法としては、機械試験（引張試験、表曲げ試験、裏曲げ試験、衝撃試験（圧力容器のみ））を試験板の厚さに応じて複数回実施することが求められている（同許可基準第 5 条）¹⁵。同許可基準およびボイラー構造規格ならびに圧力容器構造規格所定の基準を満たしたものが製造許可基準に合致した溶接施行法試験結果となる。

1. 3. 5 手数料

本条に基づき製造許可の申請を受けようとする者は、安衛法第 112 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、国に手数料を納付しなければならない。手数料の額は、労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年 9 月 28 日政令第 345 号）第 1 条 2 号により現在は 82,500 円となっている。

1. 3. 6 罰則

本条の規定に基づく製造許可を受けずに特定機械等を製造した者に対して、法第 117 条により 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられる。

¹⁵ 各試験の具体的な方法については、試験方法については、JIS Z 3121（突合せ溶接継手の引張試験方法）および JIS Z 3122（突合せ溶接継手の曲げ試験方法）による規格またはこれと同等と認められる規格に定めるところによるものとされている。同等な規格としては、国際標準化機構（ISO）やアメリカ溶接協会（American Welding Society, AWS）によるものがある。

1. 4 関連規定

1. 4. 1 ボイラーおよび圧力容器

本条に基づく安衛法施行令第 12 条では、ボイラーおよび第一種圧力容器に関して、別法による規制を受けるものについては安衛法上の特定機械等の範囲には含まれないことを明言している。

このほか、安衛法施行令第 12 条第 1 項第 1 号には、簡易ボイラー¹⁶、小型ボイラー¹⁷のほか、船舶安全法に基づき船舶に設置されるボイラーや、電気事業法に基づく発電ボイラーが第 37 条の製造許可の適用が除外されるボイラーの類型として挙げられている¹⁸。

また、ボイラーの場合と同様に、（簡易）容器¹⁹、小型圧力容器²⁰、船舶安全法および電気事業法に基づく圧力容器のほか、高圧ガス保安法に基づく特定設備、ガス事業法に基づく容器や配管、導管、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく容器については製造許可の対象から除外されている²¹。

¹⁶ 簡易ボイラーは、安衛法施行令第 13 条第 25 号に定められ、簡易ボイラー等構造規格（昭和 50 年労働省告示第 65 号）の遵守のみが義務づけられている。

¹⁷ 小型ボイラーは、安衛法施行令第 1 条第 4 号に定められ、小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和 50 年労働省告示 84 号）に基づく製造、製造・輸入時の個別検定受検、設置報告、1 年に 1 回の定期自主検査などが義務づけられている。

¹⁸ 船舶安全法は国土交通省の管轄であり、安全な運航のために船舶に関する設備要件や定期検査について定めたものである。また電気事業法は通商産業省の管轄であり、「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」が目的の一つとなっている。いずれの法律においても、製造自体の許可制ではなく、一定規格に沿ったボイラーの設置、定期的な検査の実施等が義務づけられている。

¹⁹ （簡易）容器は、安衛法施行令第 13 条第 26 号に定められ、簡易ボイラー等構造規格の遵守のみが義務付けられているが、製造許可や性能検査等については義務づけられていない。なお、条文上は単なる「容器」とされており、（簡易）容器とは法律用語上定義づけられた用語ではない。

²⁰ 安衛法施行令第 1 条第 5 号に定められ、小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格に基づく製造、製造・輸入時の個別検定受検、設置報告、1 年に 1 回の定期自主検査などが義務づけられている

²¹ 高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害防止を目的として、ガスの容器の製造について規制するものであり、ガス事業法はガス事業者への規制として、ガスの容器や配管、導管等のガス工作物に関して、技術基準への適合や自主的な保安検査等を事業者に義務づけるものである。また、液石法は、液化石油ガスの販売・製造等に関する規制を通じて液化石油ガスによる災害の防止という目的のために、その貯蔵施設が技術基準に適合することを要求するとともに、完成検査や保安検査を義務づけるものである。上記の法律は、そのいずれ

1. 4. 2 エレベーター

エレベーターに関しては、労基法別表第一第 1 号から第 5 号以外の事業場や主に一般公衆の用に供されるエレベーター、または船舶安全法に基づく船舶に設置されたエレベーターについては本条の製造許可を要しないが、前二者のエレベーターについては、建築物に附属する設備として建築基準法により構造や防火等に関する規制が行われている。

なお、建築基準法は、建築基準法施行令第 129 条の 3 以下に定める構造上の基準を満たしているものについて、国交相による形式適合認定（建築基準法第 68 条の 10）および型式部材等製造者認証（同法第 68 条の 11）を受けることができるとされているが、これは標準設計仕様が構造上の基準を満たしていることの認定であり、安衛法に基づく製造許可とは異なるものと解される。

1. 5 沿革

1. 5. 1 法制史

第 37 条による規制対象となる特定機械等については、上記のとおり古くから構造上の要件が定められていた。以下では、機械ごとに、安衛法制定以前の法規制状況について概観する。

1. 5. 1. 1 ボイラー及び圧力容器

汽罐汽機取締規則	○汽罐汽機取締規則（明治 27 年 4 月 26 日警視庁令第 24 号）第 1 条「汽罐並汽機ヲ設置セントスル者ハ其定著（ていちゃく：定着）ニ係ルモノハ据付前其可搬（かはん：移動可能なこと）ニ係モノハ使用前願書ニ左ノ事項ヲ添付シ所轄警察署又ハ警察分署ヲ経テ警視庁ニ願出免許ヲ受クヘシ其増設変更ヲ為サントスルトキ亦同シ但此場合ニ於テハ其増設変更ニ関スル事項ノ他添附スルヲ要セス」
工場法	○工場法（明治 44 年 3 月 29 日法律第 46 号）第 13 条「行政官廳（かんちょう：官庁）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附属建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防（よぼう：予防）又ハ除外ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」
汽罐取締令	○汽罐取締令（昭和 10 年 4 月 9 日内務省令第 20 号）第 6 条「汽罐ハ罐體（かんだい：缶体：ボイラーのボディーのこと）検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ設置スルコトヲ得ズ」

についても通商産業省の管轄となっている。

労働基準法	○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律 49 号）第 46 条第 2 項「特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。」 ○労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）第 37 条第 1 項「溶接による汽罐又は特殊汽罐は、法第四十六條第二項の規定により、予め労働省労働基準局長の認可を受けなければ、これを製造してはならない。」 第 38 条「左に掲げる機械及び器具は、法第四十六條第二項の規定により、所轄労働基準監督署長の認可を受けなければ、これを設置してはならない。 一 汽罐又は特殊汽罐 二 揚重機 三 アセチレン溶接装置 四 前各号の外、中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定するもの」 ○ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和 34 年 2 月 24 日労働省令第 3 号）第 3 条第 1 項「ボイラ（小型ボイラを除く。以下この章において同じ。）を製造しようとする者は、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働基準局長」という。）の許可を受けなければならない。」
-------	--

明治期の工場関係の規制は、各府県において警察を中心とする行政官庁による取締により行われており、ボイラーに関する規制については、東京では 1877（明治 10）年の警視庁布達（明治 10 年 11 月 21 日甲 60 号布達）を端緒とし、1889（明治 22）年には警視庁令による汽罐及汽機取締規則（明治 22 年 5 月 29 日警察令第 21 号）が制定された。その後、同規則を全面改正した汽罐汽機取締規則（明治 27 年 4 月 26 日警視庁令第 24 号）の制定後、原動機（ボイラー、石油機関、ガス機関）に対する規制として原動機取締規則（大正 14 年 11 月 26 日警視庁令第 51 号）となり、最終的には昭和 7 年の汽罐取締規則（昭和 7 年 6 月 16 日警視庁令第 16 号）による規制へと移行した。いずれの規則においても、汽罐汽機の摘要書と図面を添えて設置の許可を受けること、落成時の構造検査に合格したものでなければ使用できないことが定められており、警視庁では検査技師を置いて汽罐の検査を担わせていた。

また、1911（明治 44）年に制定された工場法は、第 13 条において、適用対象となる工場に対して、危険予防の見地から行政官庁による取締の権限を認めていた。もっとも、工場法施行令第 40 条によれば、各府県において制定された各取締規則は、工場法に抵触しない限りにおいて有効とされていたため、取締規則は工場法施行後も引き続き効力を有していた

ものと考えられる。

1935（昭和 10）年に制定された汽罐取締令は、各府県による取締規則に基づいて実施されるボイラーの取締および機械の検査は、統一的な基準がないがゆえに形式的なものとならざるを得ないとの批判を受けて、業界団体からの要望等も踏まえて内務省令として制定されたものである。本取締令は、規制対象となるボイラーの定義（第 1 章）、構造規格（第 2 章）、設置基準（第 3 章）、取扱責任者（汽罐士、汽罐取扱主任者）（第 4 章）等について規制を設け、ボイラーの缶体検査を設置手続と切り離し、缶体検査に合格していないボイラーの設置を禁止した。その上で、取締令第 25 条において、ボイラーの製造に関し、「汽罐ハ告示ヲ以テ別一定ムル法上ノ要件具備シタルモノナルコトヲ要ス」と定め、汽罐構造規格（昭和 10 年 4 月 9 日内務省告示第 204 号）に適合するように製造することを義務づけていた。もっとも、構造規格に関する規定が設けられたとはいえ、本取締令は、製造者に対して設計段階における規制を行うことを目的としたものではなく、あくまで設置されるボイラーを対象とするものであったこと、他方、缶体検査の受検義務者を規定していないことから製造者以外の設置者や販売者が受けることも可能であったため、現代の製造許可とは異なる規制の仕組みとなっていた。

1947（昭和 22）年に制定された労働基準法は、その制定当初、第 5 章に「安全及び衛生」を設け、第 46 条第 2 項にて「特に危険な作業を必要とする機械及び器具」に関する製造・変更・設置の認可制を定めていた。これを受けて、同年 10 月に制定された安全衛生規則（以下では旧安衛則とする）は、労働基準局長による製造の許可制を設けたが、これはボイラーの高圧化の要請に伴い、溶接を必要とするボイラーの製造を認可することを目的とするものであった²²。これに対して、圧力容器については、旧安衛則は、2kgf/m²（0.2 メガパスカル）以上の気体の圧力を蓄積する容器を内圧容器と定義し、労基法第 54 条第 1 項に基づいて、設置、移動、変更について行政官庁（労基署長）への届出を要するとし、設置届出にあたっては耐圧証明書の添付を求められていたものの、ボイラーとは異なり労基法第 46 条第 2 項の「特に危険な作業を必要とする機械及び器具」の対象には含まれなかったため、製造の許可制については特段の規制が行われていなかった。

その後、ボイラーおよび圧力容器の利用範囲が拡大し、高温、高圧のボイラーの需要が増加するなど、ボイラーの構造、使用材料、製造技術が著しく進歩してきたことから、1959（昭和 34）年に旧安衛則から独立してボイラ及び圧力容器安全規則（以下では旧ボイラー則とする）が制定され、すべてのボイラーおよび圧力容器に対して製造の許可制が定められるようになり、旧安衛則の汽罐および内圧容器に関する規定は削除された²³。現行のボイラー及び圧力容器安全規則は、1972（昭和 47）年の安衛法制定に伴い、旧ボイラー則を全面

²² 寺本憲宗「ボイラー技術の系統化調査」国立科学博物館『技術の系統化調査報告 第 7 集』（2007 年）9 頁以下を参照。

²³ 中川一郎編『詳解ボイラ及び圧力容器安全規則』（三晃社・1959 年）1 頁以下を参照。

的に改定したものである。

1. 5. 1. 2 クレーン・デリック・エレベーター・リフト

土木建築工事場 安全及衛生規則	○土木建築工事場安全及衛生規則（昭和 12 年 9 月 30 日内務省令第 4 1 号）第 20 条「事業主ハ捲揚（まきあげ）装置（斜面軌道捲揚装置及昇降機、起重機（きじゅうき：クレーンやデリックのこと）其ノ他ノ揚重機（ようじゅうき：クレーン、エレベーター等重量物を持ち上げる機械のこと）ヲ含ム 以下ニ同ジ）ニシテ材料ノ捲揚運搬ニ専用スルモノニ付テハ第十八條第一號及第四號乃至第六號竝ニ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ」
労働基準法	○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 46 条第 2 項「特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。」 ○労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）第 38 条「左に掲げる機械及び器具は、法第四十六條第二項の規定により、所轄労働基準監督署長の認可を受けなければ、これを設置してはならない。 - 一 汽罐又は特殊汽罐 - 二 揚重機 - 三 アセチレン溶接装置 - 四 前各号の外、中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定するもの」 ○クレーン安全規則（昭和 37 年 7 月 31 日労働省令第 16 号）第 3 条第 1 項「クレーン（つり上荷重が三トン未満のものを除く。以下この条から第八条まで、第十三条並びにこの章第四節及び第五節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするクレーンについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働基準局長」という。）の認可を受けなければならない。ただし、すでに当該認可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーン（以下この章において「認可型式クレーン」という。）については、この限りでない。」

クレーン（起重機）に関する規制は、昭和初期の新聞記事によれば、建設現場における倒壊事故などへの対応として市街地建築物法（現在の建築基準法の前身）あるいは警察等の取締規則による規制が試みられていたようであるが、具体的な規制内容については明らかで

はない²⁴。その後、1931（昭和 6）年に工場鉱山以外の危険な事業に従事する労働者への業務上の災害に対する扶助を目的として、労働者災害扶助法（昭和 6 年 4 月 1 日法律第 54 号）が制定された。同法第 1 条 1 項 2 号では、その適用対象となる事業の一つに「土木工事又は工作用ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事」が挙げられており、それを根拠として労働者の安全の確保のために危険予防の見地から 1937（昭和 12）年に土木建築工事場安全及衛生規則が制定され、起重機および労働者が搭乗可能な昇降機（エレベーター）に関する規制（巻上装置については、安全荷重をワイヤーの切断荷重の 6 分の 1 以下とすること等、一定のガイデリックについては、6 本以上の支鋼索を設けること等、昇降機については、支持金具が切断しても落下が防止される安全装置を設置すること等、基本的な安全構造や性能などの定め）が設けられた。その当時の起重機として利用されていた機械の多くはデリックであり、上記規則による起重機規制も、つり上げ重量が 2 トン以上のガイデリックを対象とするものであった（同規則第 20 条 3 号）。

また、旧安衛則第 327 条においては、巻上能力 3 トン以上の起重機（第 1 号）、つかみ能力 0.5 トン以上のグラブバケット付起重機（第 2 号）、主柱又はブームの長さ 10 メートル以上の起重機（第 3 号）、巻上能力 2 トン以上のガイデリック又は足付デリック（第 4 号）、高さ 15 メートル以上のコンクリート用エレベーター（第 5 号）、積載能力 2 トン以上の人荷共用又は荷物用のエレベーター（第 6 号）を揚重機と定義した上で、これらの設置認可に関する規制を行っていた。

その後、1950 年代以降の高層ビル建築にてデリックに代わりタワークレーンの利用が一般化するなど、高度成長期における技術革新の進展、工事の大規模化などに伴って、クレーンや建設用リフト等の果たす役割が非常に大きくなったのに比例して、デリック、建設用リフト等の倒壊、物体の落下等による労働災害が増加したことを受けて²⁵、それへの対策として旧安衛則の規程を全面改正して単独の規則として 1962（昭和 37）年にクレーン等安全規

²⁴ 読売新聞 1927（昭和 2）年 10 月 28 日朝刊には、同月 26 日に発生した松坂屋建築現場における起重機倒壊事故現場を視察した内務省都市計画課と復興局建築部の担当者の話として、市街地建築物法には工事中仮設工作物に対する規定がないために改正の必要があるとの記事があり、また、同日の朝日新聞夕刊には、警視庁の保安課および建築課の課長が視察を行い、起重機による危険が予想される場合には、保安課・建築課の協議の上で新たに取締規則を設けることになるかと報じられている。ただし、その後の法改正あるいは取締規則の制定などにつながったか否かは不明である。

²⁵ 労働法令通信 15 巻 26 号 1 頁（1962 年）以下にある解説によれば、旧クレーン則制定直前のクレーン設置数は、1960（昭和 35）年が総計 33,136 台であったのに対し、翌年 1961（昭和 36）年には 43,528 台と約 32% の増加となっていた。また、クレーン等を原因とする休業 8 日以上 の災害件数は、1958（昭和 33）年が 3,406 件（うち死亡災害件数 118 件）、1959（昭和 34）年が 4,519 件（同 167 件）、1960 年が 5,029 件（242 件）となっていた。

則（旧クレーン則）が制定され、その中で初めて製造に関する許可制が定められるようになった。クレーンの製造が認可制となるべき根拠としては、「近時クレーンの応用範囲の拡大にともない、特殊な構造及び用途を有するクレーンが続出し、しかも一部にはある程度見込生産化する傾向にあるが、クレーン等の安全を保持するためには、設計及び工作の過程において一定の基準によらしめる必要がある」と説明されている²⁶。

1. 5. 1. 3 ゴンドラ

労働基準法	○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 46 条 2 項「特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。」 ○ゴンドラ安全規則（昭和 44 年 10 月 1 日労働省令第 23 号）第 2 条第 1 項「ゴンドラを製造しようとする者は、その製造しようとするゴンドラについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働基準局長」という。）の認可を受けなければならない。ただし、すでに当該認可を受けているゴンドラと型式が同一であるゴンドラ（以下この章において「認可型式ゴンドラ」という。）については、この限りでない。」
-------	--

ゴンドラに関しては、戦前は特段の規制は行われていなかったようである。前記土木建築工事場安全及衛生規則は、いわゆるつり足場に関して安全荷重や作業床等に関する規制は行っているものの、昇降機付のゴンドラに関する規制は行われていなかった。

1947（昭和 22）年に制定された旧安衛則では、前記土木建築工事場安全及衛生規則と同様の規制が行われていたにすぎず（旧安衛則第 110 条）、ゴンドラは対象となっていなかったが、1963（昭和 38）年の改正²⁷により、第 4 章「足場」の中に第 5 節「つり足場」が独立した項目として新たに設けられた。この改正においては、「昇降のために用いる巻上機は、自動的に、かつ、確実に作動する制御装置を有するものであること（旧安衛則第 109 条の 6 第 6 号）」がつり足場の設置要件として定められたが、ゴンドラ自体の製造許可あるいは性能検査等に関する規制は定められなかった。

高度成長期における高層ビルの建築ラッシュにより、1960 年代後半からつり足場やゴンドラを使用した窓拭きや外壁タイル工事などの需要が高まっていったが、それに比例してゴンドラの落下事故も増加し、その危険性や製造上の欠陥や点検制度の不備などが指摘されるようになってきた。特に、1969（昭和 44）年に発生した西武百貨店ゴンドラ墜落事故やその 5 日後に発生した兜町ビルにおけるゴンドラ落下事故などを契機として、労働省が

²⁶ 労働法令通信 14 巻 15 号 2 頁（1961 年）。

²⁷ 昭和 38 年 5 月 16 日労働省令第 10 号。

同年 5 月 1 日から 10 日まで、全国のゴンドラ 303 台に対し一斉監督指導を実施したところ、違反が全体の 3 割に達し、また欠陥のあったゴンドラが 1 割弱との監督結果となった。また、過去のゴンドラ関係災害の原因が、構造上の不備や使用・点検・修理などの管理体制の欠陥によるものであることから、同年 10 月にゴンドラ安全規則が制定され、そこで製造の許可制が定められたものである²⁸。

1. 5. 2 背景となった災害等

以下では、特定機械等に関連する災害例を挙げるが、実際の規制の契機となった具体的事例というよりは、規制制定前後の時期における特定機械等の典型的な災害例につき、特に被害が大きかったものを中心にリストアップしたものである。ただし、ゴンドラに関してはまさしく当該災害が規制策定の契機となっている。

1. 5. 2. 1 ボイラー及び压力容器

1. 5. 2. 1. 1 金沢市ボイラー破裂事故

1889（明治 22）年 3 月 8 日、石川県金沢市の大鋸谷製紙所において、ボイラー破裂事故が発生し、死者 9 名、負傷者 8 名という惨事となった。これを受けて、農商務省が技師を現地へ派遣して調査視察を行った。官報に掲載された報告書には、ボイラー破裂の原因として、当該ボイラーは船舶用の物を改造したものであり、構造にしても製作にしても十分な圧力に耐えうるものではなかったこと、また数日前から破裂の兆候があったにもかかわらずボイラー担当者が気づかなかったことなどを挙げていた。

この報告書の最後には、「該罐購入前専門技術科ニ就キ能ク其原料及構造法ノ検定ヲ受ケ其取扱方ニ至リテモ熟練ナル火夫ヲシテ日常之ニ従事セシメタランイハスノ如キ惨害ヲ被ラサルヘキニ然ルコトナカリシ」との記載があり、ボイラーの構造規格や取扱技術の熟練の必要性が問題点として指摘されていた²⁹。

1. 5. 2. 1. 2 横浜市ボイラー爆発事故

1955（昭和 30）年 5 月 13 日、神奈川県横浜市鶴見区の製菓工場でボイラーが爆発し、作業員 2 名が即死、負傷者 8 名（うち 6 名が重傷）となった。

労基署監督官の調べによれば、当該菓子工場に設置されていたボイラーには安全弁（ボイラー内の圧力が一定以上になった場合に、自動的に弁を開いて蒸気を放出し、圧力を規定以下に保つようにするための装置）がなく、バルブ（流体が通る配管の開閉や流れの制御を行う機能を持つ装置）が取り付けられていたが、圧力が上がった際にこのバルブが閉まったために爆発したものであるとされた。

²⁸ これらの記述は、労働法令通信 22 巻 26 号 44 頁（1969 年）を参照した。

²⁹ 官報 1725 号（明治 22 年 4 月 4 日）31 頁-32 頁。

1. 5. 2. 2 クレーン・デリック・エレベーター・リフト

1. 5. 2. 2. 1 松坂屋起重機倒壊事故

1927（昭和 2）年 10 月 26 日午後 7 時 40 分頃、上野広小路の松坂屋の工事現場において、重量 16 トン近い鉄材 2 本を約 30 メートルの高さの起重機で釣り上げようとした際に、突然起重機が道路側の夜店の上に横倒しとなり、4 名死亡、重軽傷者 10 数名を出す惨事となった。

調査によれば、当該起重機は最近購入したものであり、起重機を支えるワイヤーは直径 1 インチのものが 8 本設置されていたが、16 トンの鉄材を 1 メートル弱引き上げた際に、鉄材の位置を変更しようと作業していたところ、突然 1 本のワイヤーが切断され、これがきっかけとなり合計 3 本のワイヤーが最終的に切断したために倒壊したものである。ワイヤー切断の原因が、起重機を垂直に設置していなかったために過度の負担がかかったものであるとして、最終的に工事責任者ら 4 名が業務上過失致死罪により起訴された。

1. 5. 2. 2. 2 京成電車上野線エレベーター落下事故

1932（昭和 7）年 12 月 28 日、東京上野の地下鉄工事現場に設置された土砂運搬用エレベーターに、作業員 4 名と土砂約 400 キログラムを積み込んで上昇したところ、突然ワイヤーが切断して高さ約 6 メートルの所から地上に墜落し、4 名が重軽傷を負った。

当該エレベーターは、約 1 トンの重量に耐えうるものとされており、3 か月ほど使用可能とされるワイヤーも 2 週間前に交換したばかりであったため、ワイヤーの品質が問題とされた。

1. 5. 2. 2. 3 川鉄千葉製鉄所クレーン倒壊事故

1957（昭和 32）年 7 月 1 日午後 4 時すぎ、千葉市にある川鉄千葉製鉄所の第二溶鉱炉建設現場で作業員 20 数名がクレーンの組み立て中に、主柱（高さ 60 メートル、重量 35 トン）が突然地上 15 メートル付近から折れ、これに続くワイヤロープも切れたため、アーム（長さ 55 メートル、重量 30 トン）も一緒に崩れ落ち、作業員 5 名が死亡、11 名が重軽傷を負った。

当該クレーンは、同製鉄所で作成したものであり、先月 29 日にマスト部の設置が終わり労基署の認可を受けたばかりであった。この日は、ウインチでアームの部分をつり上げようとし、その先端が 5 メートルほど地上を離れたところ、異様な音とともにマストが折れたものである。その後の調べによると、事故の原因は、クレーンの主柱を補強するための溶接が不完全だったためと特定された。

1. 5. 2. 3 ゴンドラ

(1) 西武百貨店ゴンドラ墜落事故

1969（昭和 44）年 4 月 24 日午前 10 時 10 分頃、東京渋谷の西武百貨店にて窓清掃作業中のゴンドラ（鉄製・重量約 1 トン）が突然落下して、近くの歩道を縦列で歩いていた小学生を直撃し、ゴンドラに搭乗していた作業員 1 名と小学生 2 名が死亡した。

調査によれば、事故の原因は、ゴンドラをつっているクレーン部分のギア（8 ミリピッチ）が規定では 7.2 ミリのかみ合わせが必要なところ、わずか 2 ミリであったためにギアが外れたためであると断定された。これはメーカーによる保守点検で簡単に調整可能であったが、西武百貨店が保守契約を締結しておらず、点検が行われていなかったため管理上の不備があったものと認定された。

1. 6 運用

1. 6. 1 適用の実際

本条に基づく送検事例は、厚生労働省労働基準局が発行する労働基準監督年報によれば、年に 2 件程度である。どの特定機械等が対象となっているかについては不明であるものの、ボイラー・圧力容器に関しては、溶接施設等の設備投資が必要であり、災害を発生された場合の損害の重大さからすれば、違法に製造する動機に乏しいと考えられるため、後述する事案のように、クレーン等の現場で設置して使用する特定機械等について、製造許可を得ないまま利用されていた事案が多くなっているものと推察される。

本条の実際の適用にあたっては、審査過程において都道府県労働局安全課の担当技官（産業安全専門官³⁰）による添付書類の不備や強度計算が正確か等についてのチェックが行われ、必要に応じて申請事業者に対して追加の書類を提出されるなどの対応が行われている。本条に基づく製造許可は、基本的には各特定機械等の構造規格に即したものであることが確認できれば、局長決裁により許可書が発出される³¹。

製造許可は製造する特定機械等ごとに受ける必要があるため、すでに許可を受けた特定機械等であっても、型式が異なるものを製造する時は、新たに許可を受ける必要がある。また、初めて許可申請を行った事業場に対しては、必要に応じて現地調査を行い、製造設備や試験設備（例えば溶接検査の実施が必要な特定機械等を製造する場合であれば引っ張り試験のための設備など）が設置されているかなどを確認する。

また、すでに別の型式で許可を受けている場合など、製造設備や試験設備を確認済みで現地調査が不要な場合、書類審査のみで許可審査が行われる³²。

³⁰ 都道府県労働局に産業安全専門官が配置されていない場合には、同じく専門技官である労働衛生専門官が担当する。安衛法第 93 条第 1 項は、産業安全専門官および労働衛生専門官は、厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署に産業安全専門官および労働衛生専門官を置くこととしているものの、処遇（賃金等級）や格付けの関係から人数が少ない課の場合には、いずれか一方しか配置されていないことがある。

³¹ 以上の記述は、玉泉孝次氏（元労働基準監督官、近畿労務安全衛生研究所所長）のご教示によるものである。

³² 以上の記述は、篠原耕一氏（元労働基準監督官、合資会社京都労務トラスト代表）のご教示によるものである。

製造許可にかかる審査においては、法令のみならず、各特定機械等の安全規則、構造規格の解釈等が通達や過去の間答集で示されている部分への理解の深さが非常に大きな意味を持つ。このため、担当者である安全専門官の長年の知識と経験が必要とされるが、近年はこれら技官の採用数が減少しており、現状でも各都道府県労働局に技官が一桁しかいないような状況のところも多く、少人数で膨大な量の許可事務を処理するにあたって、見落としなどの重大な事例が発生する可能性が懸念されている³³。

実際に、現場での体験談として、製造許可申請書における強度計算が誤っていることに気づかず許可を発出した事例等が報告されている。

また、令和 2 年度厚生労働科学研究による行政官・元行政官向け法令運用実態調査（三柴丈典担当）（以下、「行政官アンケート」とも言う）³⁴の中で本条に関する解釈問題が指摘された事例として、次のような事案がある。

ある事業者が工場にテルハ（つり上げ荷重 7 トン）を設置する場合において、当該設備の設置工事全体の請負業者（元請）、クレーンの設置を請け負った一次下請、二次下請のいずれもが当該クレーンの製造許可を受けないまま、監督指導時にすでに当該テルハがほとんど完成という状態であり、本条およびクレーン則第 3 条第 1 項の規定に基づけば、安衛法違反として刑事事件も視野に入れるべき状態であった³⁵。

1. 6. 2 関係判例

1. 6. 2. 1 富士プロイラー事件

（1）事実の概要

原告 X は、鶏肉製造、販売等を業とするものであるが、昭和 50 年 5 月、静岡県内の工場内に分離前相被告 A 会社の製造にかかるへい獣処理用攪拌乾燥機（以下「本件乾燥機」という）を設置し、プロイラーの食肉加工に伴い発生する残滓を高圧分解し配合飼料の原料を製造する化成工場を新設し、運転を開始していたところ、同年 7 月 11 日の午前中に運転中の本件乾燥機の原料投入口鉄蓋支持部分のボルトが切断して右鉄蓋が吹き飛び、本件乾燥機内で蒸煮中の鶏の不可食物等が化成工場の屋根を突き破って、周囲の住宅や畑等に飛散した（以下「本件事故」という）。本件事故による地域住民の抗議に対して、原告は化成工

³³ 以上の記述は、玉泉・篠原両氏のご教示によるものである。

³⁴ 厚生労働省安全衛生部のご助力を頂き、三柴丈典氏が全国の都道府県労働局の健康・安全関係課、監督課、主要労基署の現役行政官、安全衛生行政関係団体等の行政官 OB に向けて、安衛法の条文ごとの監督指導実例、法改正提案等につき、アンケート調査を行ったもの。

監督官 49、技官 15、元監督官 12、元技官 2 の回答があった。

³⁵ 監督官アンケート結果の（00071 監督官）を参照。前掲註 8 における「製造しようとする」時期について解釈上の論点を示した事案である。

場の無期限操業停止を約束させられ、最終的には同工場は廃業を余儀なくされた。

本件乾燥機は、最高使用圧力 1 cm²あたり 7kg 以上の圧力に耐え得るように設計されていたが、実際に製作された本件乾燥機は、いくつかの点において設計に従っていなかったため、設計どおりの強度を有さず、そのため本件乾燥機内の圧力が許容限度内あったにもかかわらず、本件事故に至ったものである。

本件乾燥機は労働安全衛生法関係法令上の第一種圧力容器に該当することから、労働基準局長による製造許可および構造検査、また労働基準監督署長による落成検査が実施され、第一種圧力容器検査証の交付を受けていた。X は、労働基準局長が、① A 会社による本件乾燥機の製造について許可手続を行わなかったこと、② 本件事故により破損した原料投入口部分に関する記載のない構造図に基づく本件乾燥機缶体部分について構造検査を行ったことがボイラー則 49 条に違反し、また労働基準監督署長が落成検査を構造検査合格前に実施したことが同則 59 条 2 項に違反すると主張した。

(2) 第一審判決（静岡地判昭和 58 年 4 月 7 日訟務月報 29 巻 11 号 2031 頁）

裁判所は、安衛法における第一種圧力容器の製造及び設置に関する諸規則は、「国が、労働安全衛生行政の立場から、その構造等に一定の規格を定め、製造から設置に至る段階において製造許可、構造検査、落成検査等の審査手続を行ない、製造者が製造、搬出し事業者が設置する第一種圧力容器について右規格が確保されるよう監督し、その構造上の安全性を確保することにより労働者の生命、身体、健康を労働災害から保護することを目的とするものであり、国が事業者に対し右安全性を保証する制度ではなく、国が事業者に対し右規制を実施すべき義務を負うものではない」から、これらの規制の結果、特定機械等の「安全性が一般的に確保されることによつて事業者が利益を享受することがあつたとしても、それは事実上の利益にすぎず」、「審査手続上の過誤により規格適合性の審査が十分に行なわれないうまま前記規格に適合しない第一種圧力容器が設置されるに至つたとしても、事業者との関係においては、その違法性を論ずる余地はない」として、本件乾燥機を使用する事業者である原告に対しては、違法性を有しないと判示した。

(3) 控訴審判決（東京高判昭和 60 年 7 月 17 日判時 110 号 88 頁）

製造許可について、ボイラー則の「規則上、既に製造許可を受けている第一種圧力容器と同型式のものを製造するについては、製造及び検査に関する設備その他の製造条件が許可時に比して低下するなどの特段の事情のない限り、改めて製造許可を受ける必要はな」く、A 社は昭和 38 年 2 月 20 日、第一種圧力容器について製造認可を受けていることから、「本件乾燥機も・・・第一種圧力容器であり、前記特段の事情も認められないところから、これを製造するについては改めて製造許可手続を行う必要はなかつたことを認めることができ」るから、「製造許可上の過失をいう控訴人の主張は既にこの点において採用することができない」。

(4) 検討

本件は、圧力容器の爆発事故に際して、当該圧力容器の設置事業者が、その設計上・製造

上の瑕疵を製造者に対してではなく、法第 37 条に基づき製造許可を出した国に対して責任を追及した事例である。裁判所は、第 37 条の規制は、もっぱら特定機械等を製造する者に対して許可制を定めることにより、当該機械等を使用する労働者を労働災害から保護することが目的であり、設置事業者に対して国が機械等の安全を保証するものではないとして、請求を棄却した。

第 37 条に基づく製造許可が裁判で争われることを想定した場合、製造許可を出したことの瑕疵が問題となるが、同条に基づいて国（都道府県労働局長）が製造許可を出したことを争うのは、法 37 条の構造からすれば、許可の申請を行う当該機械等を製造しようとする者が該当するのは異論がない。この場合において、当該機械の瑕疵が設計段階における問題なのか製造過程における問題なのかを分けて考える必要がある（本件においては、この点に関しては裁判所は特段の事実認定を行っていない）。

前者の場合、製造者側が提出した申請書類に設計上・構造上の問題があるにもかかわらず労働局長が製造許可を認めたか否かが争われることになるが、この場合における設計上・構造上の問題には、単なる数値上の誤りにすぎないものもあれば、重大な構造上の欠陥を含むものまで非常に幅広いものが考えられうる。製造許可の申請において、当該機械に対する全ての情報は申請事業者が有していることを考慮するならば、行政側としては、申請事業者の専門的知識を信頼して製造許可を出すものと考えられるから、ある程度までは形式的なものとならざるをえず、明らかな機械の設計上・構造上の問題があるにもかかわらず製造許可を出したというような特別な事情が認められない限り、当該機械の瑕疵を原因とする労働災害発生への責任は、製造許可を出した国に対してではなく、当該機械の製造者に向けられるべきであろう³⁶。

また、後者の場合は、法第 38 条の検査についての行政側の瑕疵が問題となり得るが、この点については、同条の項目にて改めて検討を行う。

本件のように、特定機械等の製造者から当該機械を購入・設置した者については、通常であれば、製造者に対して、瑕疵のある特定機械等を引き渡したことに對して、債務の不完全履行または不法行為の責任を追及すべきであり、国に対して製造許可を出した責任を追及することはできないとした裁判所の判断は妥当である。ただし、本件第一審判決が指摘するように、特定機械等の製造許可を定める目的は、当該機械の安全を確保することを通じて、労働者の生命・安全を保証するという点にあることからすれば、設置事業者が、当該機械の

³⁶ 労働災害には至らなかった移動式クレーンの転倒事故に関して、事業者が当該移動式クレーン製造事業者に対して製造物責任法に基づいて訴えを提起した事例として、大阪地判平成 20 年 6 月 25 日自保ジャーナル 1827 号 160 頁がある。本件では、移動式クレーンの旋回台と台車とを結合している旋回ベアリング取付ボルトがすべて折損し、クレーン旋回台が台車より落下するという事故について、原告事業者の使用形態上の問題であり、設計上の欠陥や指示・警告上の欠陥はなかったとして請求は棄却された。

瑕疵による労働災害発生によって何らかの被害を被った労働者を代理して、国に対して製造許可の瑕疵の責任を追及することは理論上は検討の余地があるものと考えられる。

1. 6. 2. 2 法第 37 条に係る受託収賄事件

本件は、法第 37 条が直接問題となった事例ではなく、製造許可を担当する労働局職員の受託収賄事件であるが、製造許可申請における労働局内での審査の流れが詳述されているため、ここで紹介する。

(1) 事実の概要

被告人 X は、M 労働局労働基準部健康課の地方労働衛生専門官であるが、産業安全専門官の経験も有しており、M 労働局の職員の中ではもっとも特定機械等の製造許可審査等に関する知識が豊富であって、同審査に関する技術関係の業務について他の職員からの相談を受けた際には、助言をするなどしてその業務の手伝いをしていた。

船舶の建造および修理を業とする A 有限会社は、平成 26 年 6 月頃、つり上げ荷重 400 トンの旋回式浮きクレーンの製造許可を M 労働局に対して申請していた（以下本件申請とする）。A 社は、つり上げ荷重 80 トンの移動式クレーンの製造許可を得ていたものの、つり上げ荷重 400 トンもの大型クレーンを製造するための工場やドック（建造のための設備。流線型をした船舶建造用ドックが好例）、機器設備等はなく、専門的知識を持った技術者もいなかったが、A 社の取締役 B は、実際に製造するつもりはなく、修理や改造等を行うときに備えて製造許可を得ておこうとの考えであった。

A 社の申請は、M 労働局内では安全課の産業安全専門官である C が担当することとなっていたが、C は、本件申請書類や、A 社の過去のデータを参照した上で、A 社が単独で本件申請にかかるクレーンの製造する能力があるか疑問を抱き、その旨伝えた上で、本件申請を受理せず、他社との共同申請を勧めていた。

B は、A 社に有利な取り計らいをしてもらいたいとの趣旨で、同年 6 月 21 日、車内で X に対し、本件申請が担当者に受理されないため、単独申請で許可を取らせて欲しい旨を依頼した。

同年 7 月 2 日に A 社が、本件申請の受理を求めて M 労働局安全課の C を訪れた際、X がやってきて、本件申請を受理するよう C に助言した。C が前記の理由で単独申請での受理は難しいと伝えたところ、X は、他の事業場の設備を借りれば A 社単独での申請が可能であり、また A 社はすでに移動式クレーンの製造許可を得ていることから事業所等の実地調査については必要ないといい、最終的に C は、実地調査を断念し、A 社に対して製造能力を確認するための敷地や設備に関する書面や、他の事業者の設備を利用できることを証明する書面の追完を依頼した上で、本件申請を受理した。

B は、F 株式会社に、本件申請の許可を得るために、実際には使用しないけれども F 社のドックや機器設備を貸すことを承諾して欲しい旨、同社取締役の G に頼み込み、G 社の社印が押印された工場使用承諾書を完成させて C に提出した。この承諾書は、A4 版 1 枚のも

のであり、F 社のドックや設備を使用することを承諾するとは書かれていたものの、具体的な利用場所、期間、損害発生の際の補償等については一切記載されていなかった。

同年 7 月 18 日、M 労働局長は、A 社に対し、本件クレーンの製造を許可した。

同年 7 月 20 日、B は X に対し、額面 30 万円の商品券の入った紙袋を渡した。X は、額面の多さに驚きつつもこれを受け取ったため、受託収賄罪に問われたものである。

本件における争点は、① X の職務権限の有無、② B による請託の有無、③ X の賄賂性の認識の有無、である。

（2）判旨（福岡地小倉支判平成 30 年 10 月 4 日 LEX/DB 文献番号 25449830）

懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）および追徴金 30 万円。

裁判所は、争点 ① について、「M 労働局労働基準部内における安全課と健康課との業務内容の共通性や、労働基準部内の実際の事務処理状況、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官の地位等に鑑みると、特定機械の製造許可審査等に関する業務については、事務分掌上の担当事務ではなくとも、被告人の一般的な職務権限に属する」とし、法令上は、両者は明確に区別されているものの、「一定の職務経験を積んだ後は、人員配置の都合によって、安全課に配属されれば地方産業安全専門官に、健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命され得ることに鑑みると、健康課に所属する地方労働衛生専門官であったとしても、同じ労働基準部内の安全課が所管し地方産業安全専門官が従事する特定機械等の製造許可審査に係る職務についても、一般的職務権限を有している」とし、本件申請に関して、X が C に働きかけをすることは、「特定機械の製造を許可するか否かという判断に影響を与え得るものであり、少なくとも職務と密接な関係にある行為であると認められるから、『職務に関し』て行われたもの」であるとした。

また、争点 ② については、X に申請受理の働きかけを依頼したこと、X から工場使用承諾書の提出を提案されたこと、同承諾書は内容虚偽のものであるから早期に許可してもらえるよう頼んだことなどの B の供述について信用性があること、また、C の公判供述では、X からの説明や助言がなければ、本件申請を受理することはなかったこと、工場使用承諾書は不十分な内容と思ったものの、X が大丈夫と言ったこと、X から決裁を早めるよう言われ、未提出書類が提出された頃に決裁を回したことなど、X の働き掛けによって本件申請の受理や決裁に影響を受けた旨供述していることから、「被告人は、B から、早急に本件申請を受理されるよう、また、早急に本件申請の許可決裁を受け、速やかに許可を受けられるよう働きかけるなどの A 社に有利な取り計らいをしてもらいたい旨の請託を受けたと認められる」。

その上で、争点 ③ については、本券商品券の受け取りが非常に高額なものであったにもかかわらず、受け取ったままにし、かつ何も返礼していないことからすれば、「X は、本件商品券を賄賂として受け取ったと認められる」。

（3）検討

本件は、クレーンの製造許可申請をめぐる受託収賄罪の成立の可否が問題となった事例

であるが、本稿では、本件判決中に明らかにされた製造許可申請における手続面での実態とその問題点について検討する。

産業安全専門官および労働衛生専門官は、安衛法第 93 条においてその職務分掌は明確に区分されており、産業安全専門官は特定機械等の製造許可に関する権限、労働衛生専門官は危険有害物等の製造許可権限をそれぞれ有することとなっている。しかし、本稿にて詳述し³⁷、また本判決でも指摘されている通り、実際の労働局内における両者の配置は、各人の専門的な経験に基づくものではなく、単なる人員配置上の都合にすぎないものである。こうした事情を踏まえて、裁判所は、労働衛生専門官として配置された者であっても、産業安全専門官の職務に関連して一般的職務権限を有するとしたが、現状に即した妥当な判断であるといえよう。前記適用の実際の項目で指摘されているように、専門技官の採用数が減少しており、少人数で許可申請業務を担当しているという実態からすると、**安衛法第 93 条にいう各専門官の職務分掌は形式的なものにすぎなくなっており、法の本来の趣旨からすれば、専門技官の職務分掌について、抜本的な改革が必要なのではないかと考えられる。**

また、本判決において直接の争点とはなっていないが、本稿の趣旨から、A 社による本件申請、すなわち申請者の製造能力からすれば過大な性能を有する特定機械等の製造許可申請を認可したことの妥当性について若干の検討を加えておく。

本判決において、M 労働局内における製造許可申請の取扱いは、原則として、申請者の工場・機器設備等が不十分であれば共同申請にすべきであるとして、申請自体を受理しないというものであった。前述のように、クレーンの製造許可基準では、設備機器として必要なのは万能試験機および放射線試験装置の 2 点であるが、ボイラーの製造許可基準のように、工場設備に関連して、自社所有でなければ他社の設備を利用できることまでは求められていない。本件の経過からは、A 社は過去にクレーンの製造許可を受けており、クレーン製造許可基準に定める設備に関する要件は満たしていたものと考えられる。とすれば、後は巨大なクレーンを製造するための場所等について実地調査による確認を経て許可を出すという流れとなろう。X の助言の意義は、おそらくは**ボイラーの製造許可基準を援用**する形で、他社の工場・機器設備を借用できるのであれば単独での申請を認めうるという点にあり、これは**製造許可基準にはない現場での運用の一例**というべきであろう。当該特定機械等の製造工場等について自社所有が要件となっていないことからすれば、X の助言に違法性があるとはいえず、これに基づく M 労働局長の製造許可決裁についても違法とまではいえないのではないと思われる。

もっとも、本件申請における**工場借用申請書は虚偽**のものであり、申請者が実際には製造に着手するつもりがない特定機械等の許可を出したという問題は残るものの、製造されない以上は、特定機械等の安全性の問題も生じ得ないから、許可の無効を論じる意義は、本件については必要ないであろう。

³⁷ 註 30) における記載内容を参照。

1. 7 改正提案

本条の条文構造そのものについては、特段問題となるような論点はないものの、上記で明らかにしたように、本条で規制される特定機械等は、これら機械に対する規制の歴史的経緯から安衛法上において特に危険な機械と位置付けられているものと考えられる。

安衛法制定から 50 年近くを経て、様々な技術開発が進展していく中で、労働者の生命や身体に危険を及ぼすような機械にはどのようなものがあるか、またそれに対して製造許可という法律に基づく規制が必要であるか否かについて、今後検討していく必要があるのではないかと思われる。

2 第 38 条（製造時等検査等）

2. 1 条文

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

3 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2. 2 関連政省令

2. 2. 1 第 38 条第 1 項および第 2 項関連

本条第 1 項および第 2 項に関連する安全規則は、特定機械等に関する具体的な検査の内容について規定している。

ボイラーおよび第一種圧力容器については、本項の規定に基づき構造検査、溶接検査および使用検査が行われる。下記のボイラー則の規定はボイラーに関連するものであるが、第一種圧力容器についても、構造検査につきボイラー則第 51 条、溶接検査につき同第 53 条、使用検査につき同第 57 条にボイラーの場合と同様の規定がそれぞれ置かれている。

クレーン則では、規制対象となる特定機械等のうち、移動式クレーンについて製造検査および使用検査が行われ、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、簡易リフトについては、これら特定機械等の安全確保の見地からは、製造時の検査ではなく、設置し、落成した後の検査が妥当であると考えられることから、対象とはなっていない。また、移動式クレーンと同様に、ゴンドラに関しても、ゴンドラ則には製造検査および使用検査について規定している。

2. 2. 1. 1 ボイラー及び圧力容器安全規則

第五条 ボイラーを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、同項の登録製造時等検査機関（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。

2 溶接によるボイラーについては、第七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、前項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査（以下この章において「構造検査」という。）を受けることができない。

3 構造検査を受けようとする者は、ボイラー構造検査申請書（様式第二号）にボイラー明細書（様式第三号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

（以下省略）

第十二条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

一 ボイラーを輸入した者

二 構造検査又はこの項の検査を受けた後一年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたボイラーについては二年以上）設置されなかつたボイラーを設置しようとする者

三 使用を廃止したボイラーを再び設置し、又は使用しようとする者

2 外国においてボイラーを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該ボイラーを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3 前二項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査（以下この章において「使用検査」という。）を受けようとする者は、ボイラー使用検査申請書（様式第十三号）にボイラー明細書（様式第三号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

4 ボイラーを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係るボイラーの構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（ボイラーの構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

（以下省略）

2. 2. 1. 2 クレーン等安全規則

第五十五条 移動式クレーンを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査（以下この節において「製造検査」という。）においては、移動式クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験及び安定度試験を行なうものとする。

3 前項の荷重試験は、移動式クレーンに定格荷重の一・二五倍に相当する荷重（定格荷重が二百トンをこえる場合は、定格荷重に五十トンを加えた荷重）の荷をつつて、つり上げ、旋回、走行等の作動を行なうものとする。

4 第二項の安定度試験は、移動式クレーンに定格荷重の一・二七倍に相当する荷重の荷をつつて、当該移動式クレーンの安定に関し最も不利な条件で地切りすることにより行なうものとする。

5 製造検査を受けようとする者は、移動式クレーン製造検査申請書（様式第十五号）に移動式クレーン明細書（様式第十六号）、移動式クレーンの組立図及び別表の上欄に掲げる移動式クレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとする移動式クレーンが既に製造検査に合格している移動式クレーンと寸法及びつり上げ荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。

6 所轄都道府県労働局長は、製造検査に合格した移動式クレーンに様式第十七号による刻印を押し、かつ、その移動式クレーン明細書に様式第十八号による製造検査済の印を押して前項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

第五十七条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、当該移動式クレーンについて、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

- 一 移動式クレーンを輸入した者
- 二 製造検査又はこの項若しくは次項の検査（以下この節において「使用検査」という。）を受けた後設置しないで二年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた移動式クレーンについては三年以上）経過した移動式クレーンを設置しようとする者

三 使用を廃止した移動式クレーンを再び設置し、又は使用しようとする者 2 外国において移動式クレーンを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該移動式クレーンについて都道府県労働局長の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該移動式クレーンを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。 3 第五十五条第二項から第四項までの規定は、使用検査について準用する。 4 使用検査を受けようとする者は、移動式クレーン使用検査申請書（様式第十九号）に移動式クレーン明細書、移動式クレーンの組立図及び第五十五条第五項の強度計算書を添えて、都道府県労働局長に提出しなければならない。 5 移動式クレーンを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る移動式クレーンの構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（移動式クレーンの構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。 6 都道府県労働局長は、使用検査に合格した移動式クレーンに様式第十七号による刻印を押し、かつ、その移動式クレーン明細書に様式第二十号による使用検査済の印を押して第四項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。
--

2. 2. 1. 3 ゴンドラ安全規則

第四条 ゴンドラを製造した者は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第三十八条第一項の規定により、当該ゴンドラについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。 2 前項の規定による検査（以下「製造検査」という。）においては、ゴンドラの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。 3 前項の荷重試験は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。 一 下降のみに使用されるゴンドラ以外のゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて上昇及び下降の作動を定格速度及び許容下降速度により行なうこと。 二 下降のみに使用されるゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて下降の作動を許容下降速度により行なうこと。 4 製造検査を受けようとする者は、ゴンドラ製造検査申請書（様式第二号）にゴンドラ明細書（様式第三号）、ゴンドラの組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとするゴンドラが既に製造検査に合格しているゴンドラと寸法及び積載荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。
--

5 所轄都道府県労働局長は、製造検査に合格したゴンドラに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのゴンドラ明細書に様式第五号による製造検査済の印を押し、前項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

2. 2. 2 第 38 条第 3 項関連

以下に掲げるのは、本条第 3 項に関連して、各安全規則に置かれている規定である。各安全規則に共通する検査として、変更検査および使用再開検査がある。また、ボイラーおよび第一種圧力容器、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフトに関しては、これら特定機械等を設置した後に実施される落成検査に関する規定が設けられている。

なお、複数の特定機械等を対象としている安全規則においては、当該特定機械等それぞれに同趣旨の規定が置かれているため、ここでは代表的な特定機械等に関する規制にとどめておく³⁸。

2. 2. 2. 1 ボイラー及び圧力容器安全規則

第十四条 ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラー及び当該ボイラーに係る次の事項について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。

- 一 第十八条のボイラー室
- 二 ボイラー及びその配管の配置状況
- 三 ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造

2 前項の規定による検査（以下この章において「落成検査」という。）は、構造検査又は使用検査に合格した後でなければ、受けることができない。

3 落成検査を受けようとする者は、ボイラー落成検査申請書（様式第十五号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第十条の届出をしていないときは、同条のボイラー明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

第四十二条 ボイラーについて前条各号のいずれかに掲げる部分又は設備に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要

³⁸ 各特定機械等の安全規則中の該当条項は以下の通りである。第一種圧力容器（変更検査：ボイラー則 77 条、使用再開検査：同 81 条）移動用クレーン（変更検査：クレーン則 86 条、使用再開検査：同 90 条）、デリック（落成検査：同 97 条、変更検査：同 130 条、使用再開検査：同 134 条）、エレベーター（落成検査：同 141 条、変更検査 164 条、使用再開検査：同 168 条）、建設用リフト（落成検査：同 175 条、変更検査：同 198 条）。

がないと認めたボイラーについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査（以下この章において「変更検査」という。）を受けようとする者は、ボイラー変更検査申請書（様式第二十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、ボイラー検査証及び同条の書面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、変更検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第四十六条 使用を休止したボイラーを再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査（以下この章において「使用再開検査」という。）を受けようとする者は、ボイラー使用再開検査申請書（様式第二十二号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、使用再開検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

2. 2. 2. 2. クレーン等安全規則

第六条 クレーンを設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査（以下この節において「落成検査」という。）においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験及び安定度試験を行なうものとする。ただし、天井クレーン、橋形クレーン等転倒するおそれのないクレーンの落成検査においては、荷重試験に限るものとする。

3 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重の一・二五倍に相当する荷重（定格荷重が二百トンを超える場合は、定格荷重に五十トンを加えた荷重）の荷をつつて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を行なうものとする。

4 第二項の安定度試験は、クレーンに定格荷重の一・二七倍に相当する荷重の荷をつつて、当該クレーンの安定に関し最も不利な条件で地切りすることにより行なうものとする。この場合において、逸走防止装置、レールクランプ等の装置は、作用させないものとする。

5 所轄労働基準監督署長は、落成検査を行なう前一年以内に第八条第一項の仮荷重試験が行なわれたクレーンについては、落成検査の一部を省略することができる。

6 落成検査を受けようとする者は、クレーン落成検査申請書（様式第四号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定（以下「認定」という。）を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

第四十五条 前条第一号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

2 第六条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による検査（以下この節において「変更検査」という。）について準用する。

3 変更検査を受けようとする者は、クレーン変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

第四十九条 使用を休止したクレーンを再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2 第六条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による検査（以下この節において「使用再開検査」という。）について準用する。

3 使用再開検査を受けようとする者は、クレーン使用再開検査申請書（様式第十四号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2. 2. 2. 3 ゴンドラ安全規則

第二十九条 前条各号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ゴンドラについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたゴンドラについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査（以下「変更検査」という。）においては、ゴンドラの変更部分の状態を点検するほか、荷重試験を行なうものとする。

3 第四条第三項の規定は、前項の荷重試験について準用する。

4 変更検査を受けようとする者は、ゴンドラ変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定（以下「認定」という。）を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

第三十三条 使用を休止したゴンドラを再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ゴンドラについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査（以下「使用再開検査」という。）について準用する。

3 使用再開検査を受けようとする者は、ゴンドラ使用再開検査申請書（様式第十四号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2. 3 趣旨と内容

2. 3. 1 趣旨

機械の安全の確保のためには、法第 37 条に定める単なる特定機械等の製造の許可のみでは足りず、当該特定機械等が申請した構造の通りに製造されているかを確認する必要がある。また第 37 条の製造許可は、国内で製造される特定機械等が対象となるため、外国から輸入した特定機械等についてもその構造上の安全を確認する必要がある。さらに、クレーンやエレベーターなどの定置型の特定機械等については、工場で製造された部品を利用場所で組み立てた上で設置するという形を取るため、構造上の安全を確認するためには、当該機械が適切に設置されているかどうかについても確認しなければならない。

本条は、上記のような趣旨に基づき、前条の規定に基づき製造許可を受けた特定機械等について、その製造、設置、使用等における検査（製造時等検査）について規定したものである（各特定機械等と製造時等検査の関係は資料 5-3 を参照）。

また、本条は、安衛法制定後、行政改革や規制緩和との関連で数次にわたる改正が行われている。まず、昭和 58 年に、欧米諸国との貿易摩擦のうち、基準認証制度（検査・検定制）がいわゆる非関税障壁となっているとされ、その解消のために制定された法律において、本条第 2 項が追加され、外国法人により製造された特定機械等の検査に関する規定が設けられた³⁹。この規定に関しては、平成 6 年改正において、規制緩和等推進の目的から、これら検査を国内のみならず、外国事業者が当該特定機械等を本邦に輸出する前に自国にて検査を行うことが可能となっている⁴⁰。また、平成 4 年改正では、第三者検査機関（製造時等検査代行機関（現：登録製造時等検査機関））による製造時等検査について新たな規定が設けられている（平成 4 年法律第 55 号）。このほか、前条と同様に地方分権推進法による改正や中央省庁改革に関連した改正も行われている⁴¹。

³⁹ 外国事業者による形式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 57 号）。

⁴⁰ 許可、認可等の整理および合理化に関する法律（平成 6 年法律第 97 号）により、本条第 1 項に但書が追加された。

⁴¹ 地方分権推進法による改正では、検査担当者を都道府県労働基準局長から都道府県労

また、本条に関連する政省令の改正として、平成 22 年 6 月に開催された厚生労働省省内事業仕分けにおいて、検査業務を民間に委託することによって、行政の効率化を図り、民間活力を活用することができるとの観点から、登録製造時等検査機関による製造時等検査（構造検査、溶接検査及び使用検査）の対象となる特別特定機械等について、これまでの特定廃熱ボイラー（労働安全衛生法及び高圧ガス保安法の適用を受ける火気以外の高温ガスを加熱に利用するボイラー）からボイラーおよび第一種圧力容器に拡大することとされ、それに伴うボイラー則の改正が平成 24 年 4 月 1 日より施行されている（平成 24 年 1 月 20 日厚生労働省令第 6 号）。

このほか、省庁関係の申請手続における押印の見直しに係る省令（押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年 12 月 25 日厚生労働省令第 208 号）第 58 条以下に基づく各安全規則の改正により、検査申請者の押印や検査機関による検査済証の押印について様式の変更が行われている。

2. 3. 2 内容

本条に基づく検査は、第 1 項および第 2 項が特定機械等の製造時等（製造時、輸入時、再設置時）に実施される検査、第 3 項が特定機械等の設置時・主要構造の変更時に実施される検査となっている。

2. 3. 2. 1 製造時等の検査（第 1 項および第 2 項）

本条第 1 項に基づき特定機械等の検査を受けなければならない者は、特定機械等を「製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令の定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者」である。「製造した者」には当該特定機械等につき第 37 条の製造許可を得るべき者が該当する。また、「輸入した者」は、外国において製造された特定機械等を輸入した者を指し、外国において当該特定機械等を製造した者（外国製造者）、または国内の輸入業者等が該当し、本条第 1 項に基づく検査を受けなければならない。もっとも、外国において製造された特定機械等については、第 1 項但書により、第 2 項に定める検査が行われた場合には第 1 項に基づく検査を受ける必要はない。また、特定機械等の設置に関して、本条第 1 項にいう「廃止」と第 3 項にいう「休止」については、いずれも当該特定機械等を使用しなくなるという点で共通しているが、この両者には検査証の交付の有無という点で相違がある。すなわち、特定機械等の使用を廃止する場合、各安全規則の規定により、当該特定機械等の設置に係る検査証を所轄の労働基準監督署長に返還しなければならないのに対して、（ボイラー則第 48 条、第 83 条、クレーン則第 52 条、第 93 条、第 137 条、第 171

働局長へ変更と変更された。また、中央省庁等改革関係施行法（平成 11 年法律第 87 号）により、労働省から厚生労働省へと名称が変更された。

条、第 201 条、ゴンドラ則第 36 条)、休止の場合は、休止期間が検査証の有効期間を超える場合に所轄の労働基準監督署長への報告が義務づけられるものの、検査証の返還までは求められていない（ボイラー則第 45 条、第 80 条、クレーン則第 48 条、第 89 条、第 133 条、第 167 条、ゴンドラ則第 32 条）。したがって、第 1 項および第 2 項に基づく検査は、その時点で検査証のない特定機械等を対象とするものであるのに対して、第 3 項は、その時点で検査証のある特定機械等の使用再開および変更を対象としているといえることができる。このため、廃止した特定機械等について廃止期間中に変更検査の対象となる変更を実施した場合であっても、第 3 項に基づく検査ではなく、第 1 項に基づく検査を受検しなければならない。

第 1 項の製造時等の検査は、当該特定機械等を製造後、設置前に行われる検査であり、ボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン、ゴンドラを対象とし、ボイラーおよび第一種圧力容器については構造検査および溶接検査（溶接されたものが対象）が、移動式クレーンおよびゴンドラについては製造検査がそれぞれ行われる。移動式以外のクレーン、デリック、エレベーター、建設用リフトについては、工場で製造された部品を使用する現場で組み立てて設置・使用するというこれらの特定機械等の性質上、設置された後でなければ検査の意義がないため、本項に基づく検査は行われない。

また、本項にいう厚生労働省で定める特別特定機械等には、ボイラー則第 2 条の 2 によりボイラーおよび第一種圧力容器が指定されている。上述したように、特別特定機械等の範囲については、平成 24 年のボイラー則改正により、特定廃熱ボイラーから拡大されたものである。

このほか、第 1 項にいう設置されなかった特定機械等に関する「厚生労働省令の定める期間」については、各安全規則により、ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラについては、1 年以上（ボイラー：ボイラー則第 12 条第 1 項第 2 号、第一種圧力容器：同則第 57 条第 1 項第 2 号、ゴンドラ：ゴンドラ則第 6 条第 1 項第 2 号）、移動式クレーンについては 2 年以上（クレーン則第 57 条第 1 項第 2 号）と定められている。この期間については、未使用期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた場合には、それぞれ 1 年延長される。

第 2 項に基づく検査は、外国製造者がその製造する特定機械等をわが国に輸出しようとするときに外国にて検査を受けることを希望する場合、または外国製造者が国内の輸入業者等によって検査が行われることを希望しない場合に行われる。第 2 項に基づいて行われる使用検査については、第 1 項と同様にボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン、ゴンドラをその対象としており、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフトについては含まれていない。

2. 3. 2. 2 設置時および主要構造分の変更時の検査（第 3 項）

本条第 3 項は、特定機械等の設置、変更、使用再開の際に必要な検査について定めたもの

である。

設置に際しては、落成検査が実施される。落成検査は、前 2 項に定める構造検査および使用検査に合格した特定機械等を設置する際に行われる検査である。特定機械等を設置しようとする者は、安衛法第 88 条第 1 項の規定に基づき設置届を所轄の労働基準監督署長に提出した上で、実際の設置にあたっては、落成検査の申請を行わなければならない。また、本条第 1 項に基づく製造時等検査に合格していない特定機械等については、落成検査の申請を行うことができない。落成検査は定置式の特定機械等を対象としているため、移動式のボイラー、クレーン、ゴンドラについては、その性質上義務づけられていない。

また、特定機械等の主要部分についての変更とは、各特定機械等の安全規則に規定された構造上の主要部分についての変更であり、当該変更を行った事業者は、法第 88 条第 1 項の規定に基づき変更届に検査証と変更しようとする部分の図面を添えて、所轄の労働基準監督署長に提出した上で、本項に基づく変更検査の申請をしなければならない。

使用再開検査は、使用を休止していたために検査証の有効期間を経過した特定機械等を再び使用する場合に、当該機械の安全性を確保するために実施される検査である。

2. 3. 2. 3 検査実施機関

第 38 条は、第 1 項および第 2 項が都道府県労働局長または登録製造時等検査機関による検査を定め、第 3 項が労働基準監督署長による検査を定めている。

このように検査実施機関が分けられている理由としては、特定機械等が労働の現場において実際に稼働する際に問題となり得る安全性に関わる検査については、労働基準監督署長に行わせることとし、より川上での特定機械等の製造における構造や品質・性能に関する検査については、その構造・規格に関する専門的知識を要することから、都道府県労働局長（登録製造時等検査機関）に行わせようとするものであると考えられる。

また、第 1 項に基づく検査は、特別特定機械等については、登録時製造等検査機関、それ以外の特定機械等については都道府県労働局長となっている。登録製造時等検査機関は、法第 46 条の規定に基づき、製造時等検査にかかる所定の設備・検査員の要件に適合しているとして厚生労働大臣により登録された機関をいい、特別特定機械等の検査を担当する第三者機関である（現在登録されている事業者は表 9 を参照）⁴²。登録製造時等検査機関については第 46 条の逐条解説にて詳述する。

2. 3. 3 本条に基づき実施される検査

本条に基づいて行われる検査は、製造時の検査としては、ボイラー、第一種圧力容器については溶接検査（溶接により製造されたものに限る）および構造検査が、移動式クレーン、

⁴² 表 9 については、厚生労働省のホームページを参照した。<https://www.mhlw.go.jp/content/000571026.pdf>

ゴンドラについては製造検査がそれぞれ行われる。また、すべての特定機械等について、輸入、再設置、再使用の際には使用検査が行われる。ここでいう「設置」とは定置式の特定機械等の据付を、「使用」とは移動式の特定機械等の利用を指す趣旨である。

各検査における受検の流れは、概ね以下の通りである。受検者（通常はこれら特別特定機械等を製造した者）は、各検査に即した検査申請書に当該特別特定機械等の明細書を添えて、登録製造時等検査機関または都道府県労働局長に検査の申請を行う。申請先は、構造検査、溶接検査、使用検査については、登録製造時等検査機関⁴³、製造検査については都道府県労働局長、落成検査、変更検査、使用再開検査については所轄の労働基準監督署長である。

以下の記述にある所定の検査に合格したものについては、当該特定機械等に各安全規則に定める刻印を押し、明細書に検査済の印を押し申請者に交付する。刻印については、安全規則に様式が規定されており、検査番号に加えて、検査が登録製造時等検査機関によって実施された場合には当該機関を示すロゴマークを、都道府県労働局長が行った場合には当該都道府県の頭文字をそれぞれ一定の大きさの文字で打刻しなければならない（ボイラー則に基づく様式として、図 28 を参照）。

2. 3. 3. 1 構造検査

構造検査は、ボイラーおよび第一種圧力容器に対して行われる検査である。構造検査は、これら特定機械等を製造した後に実施され、前条に基づく許可を受けた図面の通りに製造されているかどうかを確認するものである。

検査の実施にあたって、申請者は、ボイラーおよび圧力容器を検査しやすい場所へ配置し、水圧試験の準備、安全弁および水面測定装置を取りそろえておく必要がある（ボイラー則第 6 条、第 51 条の 2）。

ボイラーと第一種圧力容器の構造検査の方法については、行政通達として「登録製造時等検査機関が行う製造時等検査、登録個別検定機関が行う個別検定及び登録型式検定機関が行う型式検定の適正な実施について」（平成 17 年 4 月 1 日基発第 0401035 号）の別紙に「製造時等検査にかかる検査の方法等」が定められている⁴⁴。

以下では、この別紙に基づいて構造検査について詳述する⁴⁵。なお、構造検査に先立って、

⁴³ 申請先の管轄内に登録製造時等検査機関による業務が実施されていないときには、都道府県労働局長が検査を実施する（安衛法第 53 条の 2）。

⁴⁴ この通達については、平成 24 年 2 月 13 日に全部改正が行われており、規制緩和の観点から従前都道府県労働局長により実施されてきた製造時等検査について、登録製造時検査機関に実施主体が移行されたものである。

⁴⁵ なお、この別紙上は、ボイラーと第一種圧力容器について別個に検査手法が定められているが、検査手法そのものはいずれも同じであり、依拠すべき構造規格の条文が異なることから別立ての記載となっているため、以下ではボイラーに関して実施される各種検査に

登録製造時等検査機関は、当該検査の対象となる特別特定機械等が前条に基づく製造許可を得ていることを確認しておかなければならない。

（1）設計審査

設計審査は、ボイラーの設計について、申請書、明細書および構造図に記載されている構造、工作方法等が、ボイラー構造規格に適合したものであるか確認するものである。

（2）材料検査

ボイラーの材料について、構造規格に定める要件に適合しているかについて、ミルシート（鋼材メーカーが発行する鋼材の材質を証明する添付書類であり、鋼材検査証明書ともいう）と照合すること等により確認するものである。次項に詳述する溶接検査を実施しているボイラーについては、この検査を省略することができる。

（3）外観検査

外観検査は、ボイラーの外観について、以下のような検査を行う。[1] 胴の長さ、板の厚さその他の寸法をノギス、スケール、超音波厚さ計（超音波が物質の境界面で反射することおよび物質は固有の音速を持つことを利用して、反射にかかった時間と測定対象物の音速から厚さを測定する機器）等を用いて測定し、設計審査で確認した明細書及び構造図と照合する。[2] 工作上の欠陥、腐食等の有無、胴の真円度、鏡板の公差等が構造規格の規定に適合しているか目視、ファイバースコープ、超音波探傷器（探触子（プローブ、トランスデューサー）と呼ばれるセンサーから発信した超音波が、内部の傷や反対面に反射し戻ってくる時間と強さを測定し、材料の内部の様子を計測する）等により確認する。[3] 安全弁、圧力計、水面測定装置等の附属品の取付穴が正しい位置に設けられているかについて、目視等により確認する。

（4）水圧試験

水圧試験は、配管の接合部における漏水性や耐久性を調べ、ボイラーの安全性を確認することを目的として実施される。具体的な手法としては、配管を密閉した上で缶体内に水を注入し、水圧テストポンプにより当該ボイラーの最高使用圧力の 1.5 倍の圧力まで徐々に上昇させ、そのままの状態所定の時間（30 分以上）保持し、圧力の降下や変形、水漏れの有無等を目視、ひずみ測定器（材料に加わる外力による材料の伸縮の変形量（ひずみ）を電気抵抗の変化により測定するための機器）等により確認するものである。

（5）付属品検査

ボイラーに付属する各種の部品（安全弁、ガラス水面計等）について、その構造が構造規格の規定に適合しているか目視等により確認するものである。

2. 3. 3. 2 溶接検査

溶接検査は、本項に基づき、ボイラーおよび第一種圧力容器を溶接により製造しようとする

について詳述し、第一種圧力容器については、相違点がある場合にのみ言及することとする。

る者が、構造検査の前に受検しなければならない（ボイラー則第 7 条第 1 項、第 53 条第 1 項）。ただし、溶接検査は圧縮応力（圧縮方向に力を受けたときに、部材内部に発生する圧縮に抵抗する力を断面積で割ったもの）以外の応力がかかる部分のみが溶接によって製造されるボイラーおよび第一種圧力容器については溶接検査を受ける必要はない（ボイラー則第 7 条第 1 項但書、第 53 条第 1 項但書）。溶接検査の方法についても、構造検査と同様に「製造時等検査にかかる検査の方法等」に詳細が規定されている。

（1）事前準備

受検に際して、機械的試験の試験片を作成するとともに、放射線検査の準備をしなければならない（ボイラー則第 8 条第 1 項、第 53 条第 1 項）。

機械的試験の試験片は、胴の長手継手（ボイラーの胴の軸方向の継ぎ目）に溶接を行う場合には、胴の母材と同一の材料により作成された試験板を胴端の溶接線と同一直線上になるようにに溶接し、胴全体について 1 個の試験片を作成する形で準備し、胴の周継手（ボイラーの円周方向の継ぎ目）やドーム（胴の上部に設置される胴内で発生した蒸気を集めるための装置）等の取付部の溶接を行う場合には、胴やドームとは別に試験板を準備し、これらの溶接と同一条件で溶接したものを作成しなければならない（ボイラー構造規格第 48 条）。

また、放射線検査の準備とは、当該検査のために必要な放射線透過装置（X 線装置）や感光材料（工業用 X 線フィルム）、透過度計等を取りそろえておくことをいう。

このほか、検査を受けようとする者は、検査に立ち会う必要がある（ボイラー則第 8 条、第 54 条）。

（2）材料検査

溶接検査における材料検査は、構造検査における検査と同様に、ボイラー製造に使用される材料が、構造規格に定める要件に適合しているかについて、ミルシート（鋼材の材質を証明する書類）と照合すること等により確認するものである。

（3）開先検査

開先検査は、開先（溶接の前に溶接継手に設けられる溝状の窪み）について、その形状（I 型、V 型、レ型、J 型、U 型、X 型、K 型、両面 J 型など）や突合せ溶接（完全溶け込み溶接ともいい、接合しようとする母材の端部に開先を作り、その溝に溶接金属を母材および接合剤と一体化して埋め込む方法）における継手面の食い違いや、厚さの異なる板の突合せ溶接が構造規格の規定に適合しているかについて、目視、ゲージ等により確認するものである。

（4）外観検査

外観検査は、① 溶接部分の外観にひび割れ、アンダーカット（溶接箇所にはまりきらない部分が発生して溝が生じていること）、オーバーラップ（溶接金属が母材に重なっていること）、クレーター（溶接ビード（溶接により盛り上がっている部分）の終端部分に生じる窪み）等の有無の確認、② 余り盛（よもり：母材の表面から盛り上がった部分）の状態の確認、③ 溶接後熱処理（焼きなましともいい、溶接した構造物を昇温して溶接部にクリープ変形（一定の温度条件下において一定の荷重をかけることで物質を変形させること）を生

じさせ、固有ひずみ（物質内において応力の発生源となっているひずみ）を低減し、それによって溶接残留応力（溶接後に溶接部分の内部に残る応力）を低減させることで構造物の硬度を高めるために行う処理）が必要な場合には、溶接後熱処理の温度－時間曲線（物質の相変化を表すグラフで冷却曲線ともいう。温度によって物質がどのように変化していくかを示すもの）等との照合により確認しなければならない⁴⁶。

（5）機械試験

機械試験は、溶接部分の強度を確認するために実施されるいわゆる破壊検査であり、ボイラー構造規格においては、試験板の厚さに応じて、引張試験、表曲げ試験、裏曲げ試験、側曲げ試験が規定されている（ボイラー構造規格第 51 条－第 54 条）。いずれの試験の実施についても、JIS 規格に準拠する方法によって実施されなければならない、合格基準も JIS 規格に即して判断される⁴⁷。なお、機械試験については、一定の要件を満たした場合には、不合格となった場合でも再試験を行うことができる（ボイラー構造規格第 55 条－第 56 条）。

（6）放射線検査

放射線検査は、放射線透過試験（RT）とも呼ばれ、エックス線やガンマ線などの放射線が、物質を透過する性質と写真フィルムを感光させる性質を持つことを利用して、試験体に放射線を透過し、内部の状態をフィルムに記録することで、試験体の内部の傷の状態や構造を調査する非破壊検査である。

ボイラー構造規格においては、やはり JIS 規格に準拠する方法によって実施され、透過写真の傷の像が JIS 規格と同等と認められる結果であれば合格と判断される（ボイラー構造規格第 57 条－第 59 条）⁴⁸。放射線検査に不合格となった場合には、傷を完全に除去してから再溶接を行ったうえで、再試験を受けることができる（ボイラー構造規格第 60 条）。

2. 3. 3. 3 製造検査

製造検査は、移動式クレーン（クレーン則第 55 条）およびゴンドラ（ゴンドラ則第 5 条）に対して、都道府県労働局長により実施される検査である。

⁴⁶ 溶接後熱処理は、JIS Z 3700（溶接後熱処理方法）またはこれと同等と認められる規格により行われる。熱処理を行う際には、保持温度、保持時間、加熱速度、冷却速度について自動的に記録を取らなければならない、これらの温度・時間については母材ごとに一定の範囲内にあることが定められている。

⁴⁷ 引張試験については、JIS Z 3121（突合せ溶接継手の引張試験試験方法）、表曲げ、裏曲げ、側曲げの各曲げ試験については、JIS Z 3122（突合せ溶接継手の曲げ試験方法）に準ずるとされている。

⁴⁸ 放射線検査の方法に関する JIS 規格は、通常の鋼材については、JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）、ステンレス鋼材については、JIS Z 3106（ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法）に準ずるとされている。

製造検査の具体的内容は、移動式クレーンの場合、製造された機械それぞれについて、① 移動式クレーンの各部分の構造および機能についての点検、② 荷重試験、③ 安定試験を行うこととされている。このうち、② の荷重試験は、移動式クレーンに定格荷重の 1.25 倍に相当する荷重（定格荷重が 200 トンを超える移動式クレーンにおいては、定格荷重に 50 トンを加えた荷重）の荷をつり上げ、旋回、走行等の試験を行うものである。また、③ の安定度試験は、移動式クレーンに定格荷重の 1.27 倍に相当する荷重の荷をつって、当該移動式クレーンの安定に関しもっとも不利な条件で地切り（吊り荷を地面から離すこと）により行うこととされている。

ゴンドラの場合は、① 各部の構造および機能についての点検、② 荷重試験が行われる。ゴンドラの荷重試験は、ゴンドラの種類によって異なっており、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷を乗せた上で、上昇および下降に使用されるゴンドラについては、上昇につき定格速度（ゴンドラを上昇させる場合の最高速度）、下降つき許容下降速度（ゴンドラを下降させる場合に許容される最高速度）にて作動させることにより行われる。下降のみのゴンドラの場合は、下降のみの試験となる。

2. 3. 3. 4 使用検査

使用検査は、ボイラーおよび第一種圧力容器、移動式クレーン、ゴンドラについて、都道府県労働局長または登録製造時等検査機関により実施される検査であり、① これら特定機械等を輸入した者、② 構造検査または使用検査を受けた後に一定期間以上（ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラについては 1 年以上、移動式クレーンについては 2 年以上。ただし、保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた特定機械等については 1 年延長される）設置されていない特定機械等を設置しようとする者、③ 使用を廃止した特定機械等を再び設置し、使用しようとする者が、登録製造時等検査機関に対して検査を申請するものである（ボイラー則第 12 条、第 57 条、クレーン則第 57 条、ゴンドラ則第 6 条）。

使用検査において実際に行われる検査は、ボイラーおよび第一種圧力容器については、構造検査、移動式クレーンおよびゴンドラについては製造検査に準ずることとなっている。

2. 3. 3. 5 落成検査

落成検査は、特定機械等のうち、ボイラーおよび第一種圧力容器、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフトのように当該特定機械等を特定の場所に据置きで設置して使用されるものに対して、労働基準監督署長により実施される検査である。

落成検査は、ボイラーについては、① ボイラー室（ボイラーを設置するための専用の建物または建物の中で障壁で区画された場所）、② ボイラーおよび配管の設置状況、③ ボイラー据付の基礎の状態と燃焼室および煙道の構造について行われるが（ボイラー則第 14 条）、第一種圧力容器については、ボイラーとは異なりその設置と配管の状況についてのみ検査される（ボイラー則第 59 条）。

クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフトの落成検査は、各特定機械等の構造および機能についての点検のほか、移動式クレーンおよびゴンドラと同様に、荷重試験、安定度試験（クレーンのみ。なお、天井クレーンや橋形クレーン等転倒のおそれのないクレーンについては荷重試験のみ）が行われる。荷重試験については、クレーンおよびデリックは、定格荷重の 1.25 倍に相当する荷重（定格荷重が 200 トンを超える移動式クレーンにおいては、定格荷重に 50 トンを加えた荷重）の荷をつり上げ、旋回、走行、トロリの横行（クレーン）、ブームの起伏（デリック）等の試験を行い、エレベーターおよび建設用リフトの荷重試験は、積載荷重の 1.2 倍に相当する荷重の荷を乗せて昇降の作動を行うものである。

クレーンの安定度試験は、移動式クレーンの製造検査と同様に、クレーンに定格荷重の 1.27 倍に相当する荷重の荷をつって、当該移動式クレーンの安定に関しもっとも不利な条件で地切りすることにより行うこととされている。

2. 3. 3. 6 変更検査

特定機械等の一部について変更を加える場合、それによって製造許可を得た時点における特定機械等とは異なる機械とみなされるため、所轄の労働基準監督署長に届け出た上で、変更審査を申請・受験しなければならない。

変更検査が必要となる「厚生労働省令で定める部分」については、以下の通り、各安全規則に具体的な部分が特定されている。

(1) ボイラー

ボイラーについて、本条第 3 項に基づく主要な部分の変更となるのは、① 胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ又はステー、② 附属設備、③ 燃焼装置、④ 据付基礎である（ボイラー則第 41 条）。

(2) 第一種圧力容器

第一種圧力容器については、胴、鏡板、底板、管板、蓋板またはステーの変更が主要部分の変更として変更検査の対象となる（ボイラー則第 76 条）。

(3) クレーン

クレーンについて変更検査を必要とするのは、① クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分、② 原動機、③ ブレーキ、④ つり上げ機構、⑤ ワイヤロープまたはつりチェーン、⑥ フック、グラブバケット等のつり具、について変更を加えた場合である（クレーン則第 44 条）。

(4) 移動式クレーン

移動式クレーンについて変更検査を必要とするのは、① ジブその他の構造部分、② 原動機、③ ブレーキ、④ つり上げ機構、⑤ ワイヤロープまたはつりチェーン、⑥ フック、グラブバケット等のつり具、⑦ 台車、となっている（クレーン則第 86 条）。

(5) デリック

デリックについて変更検査を必要とする主要部分の変更は、① マスト、ブーム、控えそ

の他の構造部分、② 原動機、③ ブレーキ、④ つり上げ機構、⑤ ワイヤロープまたはつりチェーン、⑥ フック、グラブバケット等のつり具、⑦ デリックを設置する際の基礎、となっている（クレーン則第 129 条）

(6) エレベーター

エレベーターについて変更検査を必要とする主要部分の変更は、① 搬器またはカウンターウェイト、② 巻上げ機または原動機、③ ブレーキ、④ ワイヤロープ、⑤ 屋外に設置されているエレベーターの場合、昇降路塔、ガイドレール支持塔、控え、となっている（クレーン則第 163 条）。

(7) 建設用リフト

建設用リフトについて変更検査を必要とする主要部分の変更は、① ガイドレールまたは昇降路、② 搬器、③ 原動機、④ ブレーキ、⑤ ウインチ、⑤ ワイヤロープ、について変更を加えた場合である（クレーン則第 163 条）。

(8) ゴンドラ

ゴンドラについては、① 作業床、② アームその他の構造部分、③ 昇降装置、④ ブレーキまたは制御装置、⑤ ワイヤロープ、⑥ 固定方法、を変更する場合に変更検査を受検しなければならない（ゴンドラ則第 28 条）。

2. 3. 3. 7 使用再開検査

使用再開検査は、使用検査と同様に、ボイラーおよび第一種圧力容器については構造検査、クレーン、デリック、エレベーターについては落成検査に準じた検査、移動式クレーンおよびゴンドラについては製造検査に準じた検査がそれぞれ実施される。

2. 3. 4 手数料

第 38 条に基づき特定機械等の構造検査、溶接検査、使用検査、使用再開検査、性能検査を受けようとする者は、安衛法第 112 条第 1 項第 4 号および 4 号の 2 の規定に基づき、国に手数料を納付しなければならない。手数料の額は、労働安全衛生法関係手数料令第 3 条および別表第一に、当該特定機械等の種類およびその規模に応じて定められている（具体的な手数料額については、表 8 を参照）。

手数料に関しては、その算定根拠となる人件費、物件費等の変動に伴って手数料額の見直しが行われるが、2004 年の検疫法施行令等の一部を改正する政令（平成 16 年 3 月 16 日政令第 46 号）により、電子情報処理組織を使用する場合（いわゆるオンライン申請）の手数料額については、通常の申請よりも低額へと改訂された。また、オンライン申請の場合には、収入印紙ではなく、現金での手数料納付も認められている（労働安全衛生法関係手数料令第 7 条 1 項但書）。

2. 3. 5 罰則

本条第 1 項の規定に基づく構造検査、溶接検査、製造検査、使用検査を受けなかった者に

については、法第 119 条 1 号により 6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる。

2. 4 関連規定

2. 4. 1 ボイラー・圧力容器

ボイラーについて本条に関連する規定として、電気事業法では、ボイラー・圧力容器を含む特定重要電気工作物について、0 キロパスカル以上で使用するものについては、主務大臣（経済産業相）による定期検査を（電気事業法第 54 条）、溶接によるボイラー・圧力容器については、溶接事業者検査（同法第 52 条）を受けなければならない。また、これらの電気工作物の設置に伴う検査としては、使用前安全管理審査の仕組みがあり、事業者による使用前自主検査に基づき経済産業相による登録安全管理審査機関の審査を受けなければならないと規定されている（同法第 51 条）。この仕組みは、使用開始後の定期安全管理検査においても同様であり、事業者による検査（定期事業者検査）結果に基づき、登録安全管理審査期間の審査を受けるべきことが定められている。

また、圧力容器については、高圧ガス保安法において、高圧ガスを貯蔵する容器の製造者に対して容器検査の受検を義務づけている（高圧ガス保安法第 44 条）。また、同法に紐づく特定設備検査規則では、圧力容器の設計圧力と内容積の積が 0.004 を超えるものを特定設備とし、かかる設備の製造者に対して、経産省により設立された高圧ガス保安協会による特定設備検査として、材料検査、加工検査、溶接検査、構造検査を受検することが義務づけられている（高圧ガス保安法第 56 条の 3）。また、高圧ガス製造事業者は、特定設備を含む製造施設全体について、都道府県知事または指定完成検査機関による完成検査を受けるべきことが規定されている（同法第 20 条）。圧力容器に関しては、高圧ガス保安法と安衛法のいずれかの規制が適用されることになるが、高圧ガス保安法の規制下にある高圧ガスを貯蔵する容器については、同法が適用され、それ以外の圧力容器については安衛法が適用されるという仕組みを原則とし、それぞれの法律の改正に併せて適用対象となる圧力容器の調整が行われている⁴⁹。

2. 4. 2 クレーン

港湾法は、第 56 条の 2 の 2 第 1 項において、港湾施設内の技術基準対象施設について、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、対象施設について国交省令で定める技術上の基準に適合するように建設・改良・維持することを定め、同条

⁴⁹ 労働安全衛生法に基づく第一種圧力容器と高圧ガス取締法に基づく特定設備との関連について（昭和 51 年 5 月 6 日基発第 359 号）、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈（内規）の一部改正に伴う第一種圧力容器の取扱について（平成 28 年 11 月 28 日基安発 1128 第 1 号）。

第 3 項において、対象施設が当該技術基準に該当することの確認を受けなければならない旨を規定している。この技術基準対象施設には荷役機械としてクレーンが該当するため、港湾に設置されるクレーン（コンテナクレーン、ガントリークレーン等）については、安衛法に定める仕様基準に基づく検査を受検するとともに、国交省令の定める技術基準を満たしていることの確認を受けなければならない⁵⁰。

2. 4. 3 エレベーター・簡易リフト

エレベーターについては、安衛法上のエレベーター・簡易リフトと建築基準法上のエレベーター・小荷物専用昇降機とは定義が異なっており（表 6 を参照）、安衛法の適用対象たるエレベーターについて、人または荷物を運搬する昇降機でもある場合には、建築基準法に基づく確認申請等を経た上で検査の申請をする必要がある。すなわち、当該エレベーターの設置届の提出にあたっては、建築基準法に基づく確認申請を実施し、交付を受けた確認済証を添付しなければならない（クレーン則 140 条第 2 項）、また、落成検査の際には、建築基準法第 7 条第 5 項の規定により交付された検査済証を添付しなければならない（同則 141 条第 2 項）。この場合、安衛法に基づく落成検査にあたっては、荷重試験については免除されることとなっている（同則第 146 条）。

2. 5 沿革

2. 5. 1 法制史

2. 5. 1. 1 ボイラー・圧力容器

汽罐取締令	○汽罐取締令（昭和 10 年 4 月 9 日内務省令第 20 号）第 6 条第 1 項「汽罐ハ罐体検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ設置スルコトヲ得ズ」 第 8 条第 1 項「汽罐設置工事竣功シタルトキハ汽罐毎ニ別記第六号様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ竣功検査ヲ受クベシ」 第 10 条「汽罐設置者汽罐又ハ其ノ設備ニ付左ノ各号ノ一ニ該当スル部分ヲ修繕又ハ変更セントスルトキハ別記第八号様式ニ依ル願書正副二通ニ汽罐検査証ヲ添へ設置地地方長官ノ許可ヲ受クベシ汽罐ノ制限壓力又ハ水頭壓ヲ変更セント
-------	--

⁵⁰ 港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成 19 年 3 月 26 日国交省令第 15 号）。同省令は、技術基準を性能要件としており、第 42 条に定める荷役機械に関する要件としては、貨物の安全かつ円滑な荷役を行えること、船舶の係留および離着岸の支障とならないように建設されることである。この点につき、特に強風による逸走防止に関しては、国交省によるマニュアルが策定されている。国土交通省「港湾の施設の技術上の基準に関するマニュアル一覧」（https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000018.html 最終閲覧日 2022 年 10 月 15 日）にある「コンテナクレーンの逸走防止のためのモデル運用規定（一部改定）【平成 28 年 3 月】」を参照。

	スルトキ亦同ジ 一 汽罐ノ罐胴、炉筒、火室、鏡板、冠板、管板及控 二 焚焼装置 三 汽罐ノ据付基礎」 第 11 条「前条第一号ノ部分ノ修繕又ハ変更工事竣功シタルトキハ別記第九号様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ修繕又ハ変更検査ヲ受クベシ」 第 13 条「汽罐検査ノ有効期間満了後引続キ汽罐ヲ使用セントスルトキハ有効期間満了前別記第十号様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ更新検査ヲ受クベシ 2 地方長官必要アリト認ムルトキハ臨時ニ汽罐ノ検査ヲ行フコトヲ得」 第 19 条第 4 項「前項ノ場合ニ於テ汽罐検査ノ有効期間満了後ナルトキハ再使用検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ」
労働基準法	○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律 49 号）47 条第 1 項「前條第二項の機械及び器具は、認可を受けた後、命令で定める期間を経過した場合においては、行政官廳の行う性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。」 ○労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）第 39 条第 1 項「法第四十七條第一項の規定により、前條第一項第一号乃至第三号に掲げる機械及び器具について、性能検査の有効期間が満了した後、引続き使用しようとするときは、様式第十号による申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。」 第 230 条第 1 項「汽罐又は特殊汽罐について、罐体検査を受けようとする者は、様式第二十一号による申請書に様式第二十二号甲、乙、丙による汽罐又は特殊汽罐明細書を添え、所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。（以下省略）」 第 231 条「水管式汽罐、鑄鉄製汽罐等の組立式の汽罐にあつては、第二百三十七條による設置の認可を受けた後、罐体検査を受けることができる。」 第 234 条「汽罐又は特殊汽罐の溶接については、溶接検査を受けなければならない。 2 溶接検査を受けようとする者は、様式第二十五号による申請書、様式第二十六号による汽罐、特殊汽罐又は附属装置明細書を添え、所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。（以下省略）」 第 236 条「溶接による汽罐、特殊汽罐又は附属装置は、溶接検査に合格したものでなければ罐体検査を受けることができない。」 第 237 条「汽罐又は特殊汽罐を設置しようとする者は、様式第二十七号による認可申請書に、汽罐又は特殊汽罐明細書を添え、所轄（移動式汽罐にあつては、その主たる作業事務所所在地）労働基準監督署長に提出しなければならない。」

第 238 条「罐体検査を受けた後一年以上経過した汽罐又は特殊汽罐を設置しようとするときは、所轄労働基準監督署長の性能検査を受けなければならない。」 ○ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和 34 年 2 月 24 日労働省令第 3 号） 第 9 条（設置認可）「ボイラを設置しようとする者は、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）の認可を受けなければならない。 2 前項の認可は、第四条の構造検査（次条第一項各号に掲げるボイラについては、同項の再使用検査）に合格しないボイラについては、与えないものとする。ただし、水管ボイラ、鋳鉄製ボイラ等の組立式ボイラについては、この限りでない。 3 第一項の認可を受けようとする者は、ボイラ設置認可申請書（様式第十号）にボイラ明細書（様式第三号）を添えて、これを所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。」 第 10 条（再使用検査）「都道府県労働基準局長は、申請により、次の各号に掲げるボイラについて、再使用検査を行うものとする。」 一 使用を廃止したボイラ 二 輸入したボイラその他第三条第一項の認可を要しなかつたボイラ 三 構造検査を受けた後未設置のまま一年以上経過したボイラ 2 再使用検査を受けようとする者は、ボイラ再使用検査申請書（様式第十一号）にボイラ明細書（様式第一二号）を添えて、これを都道府県労働基準局長に提出しなければならない。 3 都道府県労働基準局長は、再使用検査に合格したボイラに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのボイラ明細書に様式第十二号による再使用検査済の印を押して交付する。 （再使用検査を受けるときの措置） 第十一条 第五条の規定は、再使用検査について準用する。 （落成検査） 第十二条 第九条第一項の認可を受けた者は、当該認可に係るボイラについて、所轄労働基準監督署長の行う落成検査を受けなければならない。ただし、移動式ボイラ又は所轄労働基準監督署長が設置認可を行うにあたって落成検査の必要がないと認めたボイラについては、この限りでない。 2 水管ボイラ、鋳鉄製ボイラ等の組立式ボイラについては、第四条の構造検査又は第十条の再使用検査に合格した後でなければ、落成検査を受けることができない。 3 落成検査を受けようとする者は、ボイラ落成検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

	第三十条 使用者は、落成検査に合格した後（落成検査を省略されたボイラについては第九条第一項の認可を受けた後とする。以下第三十八条において同じ。）一年を経過したボイラについて、あらかじめ、所轄労働基準監督署長又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により労働大臣が指定した者（以下「性能検査代行者」という。）の行う性能検査に合格しなければ、これを使用してはならない。性能検査の有効期間を経過したボイラについても、同様とする。 （性能検査の申請等） 第三十二条 所轄労働基準監督署長の行う性能検査を受けようとする者は、ボイラ性能検査申請書（様式第十七号）を提出しなければならない。 2 性能検査代行者の行う性能検査を受けようとする者は、あらかじめ、ボイラ代行検査受検報告（様式第十八号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 （性能検査を受けるときの措置） 第三十三条 性能検査を受ける者は、ボイラ（燃烧室を含む。）及び煙道を冷却し、掃除しその他性能検査に必要な準備をしなければならない。 2 第五条第二項及び第三項の規定は、性能検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働基準局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。 （性能検査代行者） 第三十四条 法第四十七条第二項の規定による労働大臣の指定を受けようとする者は、申請書に、性能検査に従事する者、検査の基準及び検査手数料に関する定を添えてこれを労働大臣に提出しなければならない。 2 性能検査代行者は、性能検査に従事する者、検査の基準又は検査手数料に関する定を変更したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に報告しなければならない。 3 性能検査代行者は、その月中に行つた性能検査の結果について、翌月末日までに、ボイラ代行検査結果報告、（様式第十九号）により、当該ボイラの設置地を管轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。 第六節 変更、休止及び廃止 （変更認可） 第三十五条 ボイラについて、次の各号の一に該当する部分を変更しようとする者は、あらかじめ、所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない。 - 一 胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ又はステー - 二 附属設備 - 三 燃烧装置の主要部分
--	--

	四 すえ付け基礎 2 前項の認可を受けようとする者は、ボイラ変更認可申請書（様式第二十号）にボイラ検査証を添えて、これを所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 （変更検査） 第三十六条 前条第一項の認可を受けた者は、当該認可に係るボイラについて所轄労働基準監督署長の行う変更検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が変更認可を行うにあたって変更検査の必要がないと認めたボイラについては、この限りでない。 2 変更検査を受けようとする者は、ボイラ変更検査申請書（様式第二十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
--	---

法第 37 条の法制史でも詳述した通り、ボイラーに関しては、事故が発生した場合の損害の大きさに鑑みて、ボイラーの缶体に関する検査、および設置に関する検査について古くから規制が設けられてきた。

1935 年に制定された汽罐取締令においては、それ以前の各府県による取締令における検査の内容がそれぞれ異なっており、ボイラーの製造者にも設置者にも極めて不利不便であって、ボイラーの技術的進歩に対して十分な対応ができていなかったことを踏まえて、全国的に統一された取締法規を定めることを目的としていた⁵¹。

この取締令では、ボイラーに関する製造上の検査である缶体検査と並び、設置上の検査として、竣功検査、修繕変更検査、更新検査、臨時検査、再使用検査についてそれぞれ定めていた。このうち、缶体検査については、ボイラーの種類によって検査も異なるため、最低限の検査として水圧試験を実施すべきとされていた（汽罐取締令第 6 条第 2 項）。

この汽罐取締令による検査の仕組みは、1947 年の労基法制定を受けて制定された旧安衛則においても、特定機械等に関する製造認可の後に缶体検査、溶接検査を実施しなければならないという形で受け継がれた。また、旧安衛則では、認可されてから一定期間を経過した場合、あるいは有効期間満了後に引き続き使用しようとする場合に性能検査を受けるべきことが規定されていた。また、第一種圧力容器については、旧安衛則上は内圧容器として一般危害防止基準による規制が行われており、その設置にあたっては耐圧証明書の添付が義務づけられていた（旧安衛則第 166 条）。この証明にあたっては、水圧試験および容器検査に合格することが必要とされていた（同第 169 条）。

1959（昭和 34）年に制定されたの旧ボイラー則では、変更検査について、所轄の労基署長の認可を経た上で検査を受けることとなっている点を除けば、概ね現行のボイラー則と同様となっていた。

⁵¹ 厚生省編『汽罐取締令解説』（大日本産業報國會・1936 年）2 頁以下を参照。

クレーン・デリック・エレベーター・リフト

労働基準法	○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律 49 号）47 条第 1 項「前條第二項の機械及び器具は、認可を受けた後、命令で定める期間を経過した場合においては、行政官廳の行う性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。」 同条第 2 項「前項の性能検査は、同項の行政官廳の外、労働に関する主務大臣が指定する他の者に行わせることができる。」 ○労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）第 39 条第 1 項「法第四十七條第一項の規定により、前條第一項第一号乃至第三号に掲げる機械及び器具について、性能検査の有効期間が満了した後、引続き使用しようとするときは、様式第十号による申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。」 ○クレーン等安全規則（昭和 37 年 7 月 31 日労働省令第 16 号） （落成検査） 第六条 前条第一項の認可を受けた者は、当該認可に係るクレーンについて、所轄労働基準監督署長が行なう落成検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該認可を行なうにあつて落成検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。 2 落成検査においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、定荷重試験、過荷重試験及び安定度試験（天井クレーン、橋形クレーン等転倒するおそれがないクレーンの落成検査においては、定荷重試験及び過荷重試験）を行なうものとする。 （性能検査） 第三十八条 使用者は、クレーン検査証の有効期間を経過したクレーンについては、所轄労働基準監督署長又は性能検査代行者が行なう性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。 （変更認可） 第四十一条 設置されているクレーンについて、次の各号の一に該当する部分を変更しようとする者は、あらかじめ、所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない。 - 一 クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分 - 二 原動機 - 三 ブレーキ - 四 つり上機構 - 五 ワイヤロープ又はつりチェーン - 六 フック、グラブバケット等のつり具
-------	--

	（変更検査） 第四十二条 前条第一項第一号に該当する部分について同項の認可を受けた者は、当該認可に係るクレーンについて、所轄労働基準監督署長が行なう変更検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該認可を行なうにあたって、変更検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。
--	---

クレーン等については、労基法制定以前は、検査に関する規定は存在していなかったようである。労基法制定後の旧安衛則第 39 条 1 項にて、設置認可後、一定期間を経過したクレーン等の使用を再開する場合に性能検査を受検しなければならないと規定されていた。

その後、1962（昭和 37）年に制定された旧クレーン則では、性能検査について旧安衛則の規定を承継した上で、落成検査、変更検査について規定していた。変更検査については、旧ボイラー則と同様に、所轄労基署長の認可を受けた上で受検すべきこととされていた。また、移動式クレーンについては、製造検査および使用検査についての規定が設けられていたほか、設置に関して認可制となっていた（旧クレーン則第 46 条～第 50 条）。

ゴンドラ

第 37 条の解説で詳述した通り、ゴンドラについては、規制の対象となったのは比較的最近であり、沿革として参照しうるのは、1969（昭和 44）年に制定された旧ゴンドラ則のみである。旧ゴンドラ則では、製造検査、使用検査、性能検査、変更検査について規定されていた。変更検査については、他の各安全規則と同様に労基署長の認可が前置されていた。

2. 5. 2 背景となった災害等

本条は、検査のための規定であるが、その規制の必要性は、特定機械等の製造・設置上の瑕疵が問題となった災害から生じており、その意味では、前条で掲示した特定機械等に関する災害は、そのまま当該機械等の検査の必要性をも示すものでもある。そのため、本条における背景となった災害については、第 37 条の項目を参照されたい。

2. 6 運用

2. 6. 1 適用の実際

本条の対象のうち特別特定機械等（ボイラー、第一種圧力容器）に対する製造時等検査については、従来は都道府県労働局の安全課の技官（産業安全専門官）が担当していたが、現在は法改正により登録製造時等検査機関（表 9 を参照。主なところでは日本ボイラ協会、ボイラー・クレーン安全協会がある）が実施することとなっている。なお、登録製造時等検査機関による実施体制が整うまでは都道府県労働局も製造時等検査を行うこととされており、例えば、大阪労働局の場合は、日本ボイラ協会に全面移行されたのは 2017 年 4 月 1 日から

である⁵²。

本条に基づく検査はあくまでも法の名宛人による申請に基づいて実施されるものであり、労働基準監督官の臨検時には、第 39 条以下の規定に基づき検査証の提示を求めることはあるが、本条に基づく検査申請や検査自体について監督指導が実施されることは稀である⁵³。

また、本条第 1 項に基づく製造時等検査のうち、溶接によるボイラー、第一種圧力容器に関する構造検査、溶接検査は、溶接検査が先に実施され、構造検査はその後に実施される⁵⁴。

2. 6. 2 関連判例

前条にて取り上げた富士ブロイラー事件の高裁判決は、本条に基づく検査の趣旨について、「製造者又は設置者が安全性を有するとして製造、設置した第一種圧力容器について、実際に安全性を有するか否かを基準（規則及び構造規格）に従って確認するものであり、それ以上に包括的かつ綿密な検査をするわけではなく、積極的に危険を防止する措置を自らとるものでもな」として、検査の趣旨はあくまでも当該特定機械等の使用される場所にて労働に従事するものの生命、身体、健康を災害から保護することを目的とするものであるから、「検査ずみの安全性の確保された圧力容器を使用して営業を継続することができるという利益、あるいは正しい検査が行われていれば申請が不合格となり、その結果使用に起因する損害を免れるという利益」を製造者や設置者が享受しうるとしても、「それは、労働者の安全確保を目的とする法及び規則を適用した結果生じた事実上の利益にすぎない」と判示している。

本件では、当該特定機械等の検査を申請したのは製造者であり、設置した訴訟当事者ではないが、裁判所は、いずれの者であっても結論は変わらないとしている。

結局、法第 37 条の製造許可も含めて、これら行政上の手続に関して訴訟当事者となり得るのは、当該手続により直接的な利益を享受する者でなければならず、安衛法の目的からすれば、それは当該特定機械等の危険により、生命、身体、健康が損なわれる可能性がある労働者のみということになるだろう。

2. 7 改正提案

法第 38 条は、製造時および設置・使用時に各種の検査を義務づけることにより、特定機械等の安全性の確保を目的とする規定である。具体的な検査の内容は、各安全規則において定められているが、各特定機械等の特質に応じて若干の違いはあるとはいえ、各安全規則には特定機械等ごとに検査に関するほぼ同様の条文が繰り返し出現する仕組みとなっている。

⁵² これらの記述は、玉泉・篠原両氏からのご教示によるものである。

⁵³ これらの記述は、玉泉氏のご教示によるものである。

⁵⁴ これらの記述は、篠原氏のご教示による

安衛法に規定された総則を踏まえて、特定機械等ごとに安全規則を別に規定し、かつ機械としての類似性から複数の特定機械等を 1 つの安全規則にまとめているというその構造上やむを得ないものであるとはいえ、こうした複雑な規制構造により、必要な検査の全体像が把握しづらくなっていることは否定できない。

機械の安全性確保という観点から、これら検査自体の意義については今後とも変わらないものであることに鑑みれば、これら特定機械等に関する各種検査について、検査内容を包括的に規定する別規則の制定を検討することも視野に入れるべきではないかと思われる。

なお、ボイラー則に関しては、規制改革推進に伴う押印手続の見直しに伴い、検査済印の押印は廃止され、その旨の条文改正が行われたが、クレーン則およびゴンドラ則に関しては、申請者に押印を求める部分についての様式の改定は実施されたものの、条文自体の改正は行われていないため、検査済印の押印も廃止されていない。この点、ボイラー則では、検査の大部分を民間の事業者である登録製造時等検査機関が担っているために見直しの対象となったのに対して、クレーン則およびゴンドラ則における検査は、都道府県労働局長および所轄労働基準監督署長が担っているため、見直し対象とはならなかったものと考えられる。しかし、登録製造時等検査機関は、本来、安衛法に基づき行政機関が担うべき検査を代行する民間の事業者であり、明細書に押印される検査済印は、第三者に対して特定機械等の安全性の確認を担保するものであって、民間事業者に対する過剰な手続とは性質を異にするものというべきであるから、その廃止までは必要なかったのではないかとと思われる。

3 第 39 条（検査証の交付等）

3. 1 条文

第三十九条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第一項又は第二項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

3 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等の検査証に、裏書を行う。

3. 2 関連政省令

本条に関連する政省令としては、各特定機械等に関する安全規則の中で、特定機械等への刻印、検査証の交付について規定されている。なお、これらの検査証の交付・裏書に関する規定も、特定機械等ごとに安全規則内に条文が設けられている。

3. 2. 1 ボイラー及び圧力容器安全規則

第五条

（中略）

5 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第六号）を交付する。

第十二条

（中略）

6 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第六号）を交付する。

第十五条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したボイラー又は前条第一項ただし書のボイラーについて、ボイラー検査証（様式第六号）を交付する。

第四十三条 労働基準監督署長は、変更検査に合格したボイラー（前条第一項ただし書のボイラーを含む。）について、そのボイラー検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

3. 2. 2 クレーン等安全規則

第九条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したクレーン又は第六条第一項ただし書のクレーンについて、同条第六項の規定により申請書を提出した者に対し、クレーン検査証（様式第七号）を交付するものとする。

第四十七条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格したクレーン又は第四十五条第一項ただし書のクレーンについて、当該クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

3. 2. 3 ゴンドラ安全規則

第八条 所轄都道府県労働局長又は都道府県労働局長は、それぞれ製造検査又は使用検査に合格したゴンドラについて、それぞれ第四条第四項又は第六条第四項の規定により申請書を提出した者に対し、ゴンドラ検査証（様式第八号）を交付するものとする。

第三十一条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格したゴンドラ又は第二十九条第一項ただし書のゴンドラについて、当該ゴンドラ検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

3. 3 趣旨と内容

3. 3. 1 趣旨

第 40 条に基づき、特定機械等については第 38 条所定の各種の検査（構造検査、溶接検査、使用検査、製造検査、変更検査、使用再開検査）が行われ、これら検査に合格して初めて特定機械等を使用することが可能となる。第 39 条は、当該特定機械等がこれらの検査に

合格した旨を確認できるようにするために、検査証の交付および裏書について規定したものである。

検査証の交付は、安衛法および各安全規則に定める検査に合格した証となり、検査証の交付を受けていない特定機械等の流通・使用を排除することによって、特定機械等の安全を確保する趣旨である。

本条は、検査証の発行や裏書きを、検査実施機関である都道府県労働局長、登録製造時等検査機関、労基署長の三者に委ねている。労働局から他 2 者への分散の背景には、安全行政を担う専門技官の不足と民間活力の活用双方の狙いがあるとの指摘がある⁵⁵。

3. 3. 2 内容

本条第 1 項は、第 38 条第 1 項及び第 2 項に基づく製造時若しくは輸入時の検査、または設置されなかった若しくは廃止された特定機械等の使用を再開する際の検査（構造検査または使用検査）に合格した移動式の特定機械等（移動式ボイラー、移動式クレーン、ゴンドラ）について、検査証を交付する旨を定めている。これに対して、本条第 2 項は、前条第 3 項に基づいて実施される設置に係る検査（落成検査）に合格した定置式の特定機械等に対して検査証を交付するものである。第 1 項と第 2 項の規定上の相違は、特定機械等が移動式か定置式かによって、当該特定機械等の製造・設置にあたって必要とされる製造時等検査が異なることがその理由となっている。

また、本条第 3 項は、使用中または休止中の特定機械等の主要な構造部分の変更について各安全規則に規定する変更検査に合格したものに対して、交付済の検査証に変更検査に合格した旨を裏書することにより、ボイラーの変更履歴を確認することを可能とするための規定である。

3. 3. 3 関連規定

高圧ガス保安法第 20 条は、高圧ガス製造事業者に対して、高圧ガス製造施設全体について完成検査を受けることを義務づけているが、石油コンビナート等災害防止法上の特別防災区域内において、高圧ガス保安法および労働安全衛生法の適用を受ける廃熱ボイラーについて、本条の規定に基づくボイラー検査証（裏書をしたものを含む）の写しを提出した場合には、経産省の内規により、高圧法に基づく特定設備検査を受検せずに製造施設完成検査証の交付を行って差し支えないものとされている⁵⁶。

また、安衛法の特定機械等と定義されるエレベーター、簡易リフトのうち、建築基準法の適用を受けるものについては、設置にあたって、同法第 6 条 4 項に基づく確認済証の写し

⁵⁵ 元労働基準監督署長の玉泉孝次氏による。

⁵⁶ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和 3 年 10 月 20 日 20211020 保局第 1 号）。

を提出する必要がある（クレーン則第 140 条第 2 項）、この場合、建築基準法第 7 条第 5 項に基づく検査済証の写しの提出があれば（同則第 141 条第 5 項）、当該エレベーターについては、安衛法に基づく落成検査を経ることなくクレーン検査証が交付される（同則 143 条第 2 項）。もっとも、建築基準法上の検査済証の写しを提出せずに、落成検査の申請を行うことも可能である（同則第 141 条第 4 項）。

3. 4 沿革

3. 4. 1 法制史

3. 4. 1. 1 ボイラー・圧力容器

汽罐取締令	○汽罐取締令（昭和 10 年 4 月 9 日内務省令第 20 号）第 7 条第 2 項「罐体検査ニ合格シタルトキハ汽罐ニ別記第四号様式ニ依ル刻印ヲ押刻シ汽罐明細書一通ニ別記第五号様式ニ依ル罐体検査済ノ印ヲ押捺シ之ヲ交付ス」 第 8 条第 2 項「竣功検査ニ合格シタルトキハ別記第七号様式ノ汽罐検査証ヲ交付ス」
労働基準法	○労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）第 230 条第 2 項「都道府県労働基準局長は、罐体検査に合格した汽罐又は特殊汽罐に様式第二十三号による刻印を押し、且つ汽罐又は特殊汽罐明細書に様式第二十四号による罐体検査済の印を押し、これを交付する。」 第 234 条第 2 項「都道府県労働基準局長は、溶接検査に合格した汽罐、特殊汽罐又は附属装置に、様式第二十三号による刻印を押し、溶接明細書に、様式第二十四号による溶接検査済の印を押し、これを交付する。」

すでに見てきたように、ボイラーに関しては、早い時期から現行法制とそれほど変わらない形での規制が行われてきており、この点は本条に関わる検査証の交付に関しても同様である。汽罐取締令は、缶体検査に合格したボイラー本体への刻印の打刻と検査済印を押印した明細書の交付、竣功検査（現行法制上の落成検査に相当する）に合格したボイラーに汽罐合格証の交付を定めていた。

安衛法制定前の旧安衛則においても、この規定はそのまま受け継がれており、汽罐取締令に規定された検査のほか、溶接検査についても新たに規定が設けられ、その後に制定された旧ボイラー則においては、構造検査、落成検査等、現行のボイラー則とほぼ同様の仕組みとなっていた⁵⁷。

3. 4. 1. 2 クレーン・デリック・エレベーター・簡易リフト・ゴンドラ

⁵⁷ 若干の相違点を挙げるならば、現行ボイラー則第 12 条における「使用検査」は、旧ボイラー則においては、「再使用検査」となっている。

ボイラー・第一種圧力容器以外の特定機械等については、前条の解説にて明らかにしたとおり、安衛法制定以前の旧安全規則の中で検査に関する規定が設けられたものであり、検査証の交付に関する法規制についても同様である。

旧安全規則に定められた検査証交付に関する規定についても、現行制度とほぼ同様であるのはボイラー・第一種圧力容器の項目で述べたとおりである。

3. 4. 2 背景となった災害等

本条は、第 38 条に基づく検査に合格した特定機械等に対して検査証の交付について定める規定である。前条と同様に、その規制の必要性は、特定機械等の製造・設置上の瑕疵が問題となった災害から生じており、第 37 条で掲示した特定機械等に関する災害は、そのまま当該機械等の検査の必要性をも示すものでもあるため、本条における背景となった災害については、第 37 条の項目を参照されたい。

3. 5 運用

3. 5. 1 関係判例

本条は、検査証の交付・裏書について規定するものであり、その法解釈をめぐって問題となるような事例はほとんどないと考えられ、実際に今回の調査でも裁判例等は発見できなかった。想定しうる論点としては、第 38 条の検査に関連して、行政機関または製造時等検査機関による不適切な検査、あるいは検査の未実施にもかかわらず本条に基づいて検査証の交付がなされた場合の検査証の効力があるが、当該特定機械等に対する検査が適切に実施されていなかった以上、その検査証については効力を有しないと解するのが適切であろう。また、特定機械等の設置者・使用者が、有効期間の満了後も検査証を更新せずに使用していた場合は、次の第 40 条が適用されることになるため、本条の問題となはらないと考えられる。

4 第 40 条（使用等の制限）

4. 1 条文

第四十条 前条第一項又は第二項の検査証（以下「検査証」という。）を受けていない特定機械等（第三十八条第三項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第三項の裏書を受けていないものを含む。）は、使用してはならない。

2 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。

4. 2 趣旨と内容

4. 2. 1 趣旨

本条は、欠陥のある特定機械等が使用されることを排除するために、第 39 条の規定に基づく検査証の交付を受けていない特定機械等について、当該特定機械等の使用を禁止し、また当該特定機械等を譲渡・貸与する場合においては、検査証と共に行わなければならない旨を定めたものである。

4. 2. 2 内容

本条第 1 項に基づいて使用が禁止される特定機械等は、前条の規定に基づく検査証の交付を受けていないものである。検査証は、法第 38 条の検査に合格した特定機械等に対して交付されるものであるから、本条により、検査に合格していない特定機械等の使用が禁止されることになる。この場合、検査証は、法第 41 条第 1 項に定める有効期間内のものでなければならないが、有効期間の満了後、同条第 2 項に基づく性能検査を受けないまま引き続き使用していた場合には、本条違反が成立する。

また、本条第 2 項は、特定機械等の譲渡および貸与を行う場合に、検査証とともに行うべきことを定めたものである。もっとも、本条により検査証を伴わない譲渡・貸与が禁止されるのは「検査証を受けた特定機械等」であるから、検査証を受けていない特定機械等の譲渡・貸与自体は禁止されているわけではないと解される。もっとも、この場合には検査証の交付を受けていない状態であるから本条第 1 項により当該特定機械等の使用は禁止され、使用するためには譲渡・貸与した側かされた側において、法第 38 条に基づく検査を受検し、法第 39 条に基づく検査証の交付を受ける必要があるものと解される。

【検査証】



（ボイラ・クレーン安全協会の WEB サイト（<https://www.bcsa.or.jp/kensa/cat3/>最終閲覧日 2023 年 8 月 14 日））

* 検査証には申請者名の記載は無く、特定機械等に対して交付されたものと解される。

4. 2. 3 罰則

第 40 条第 1 項の規定に違反した者については、第 119 条の規定により、6 ヶ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる。また、同条第 2 項に違反した事業者については、法第 120 条の規定により、50 万円以下の罰金に処せられる。

4. 2. 4 関連規定

本条第 2 項は検査に合格した特定機械等の譲渡や貸与に際して検査証と共に行うことを定めているが、おそらくはこれとほぼ同様の趣旨ながら異なる規制形式を採り、検査に合格したもの以外の譲渡を禁じた立法として、高圧ガス保安法第 44 条第 1 項の規定がある。同条は、高圧ガスの貯蔵容器について、経産省令で定める容器検査を受け、これに合格したもののとして刻印および標章の掲示がなされたものでなければ、容器の譲渡および引渡しを禁止している。同規定は、刻印および標章の掲示のない容器の使用禁止については規定していないが、これは同法に基づく容器の規制は、容器の製造者を対象とするものであり、高圧ガスの製造事業者（容器の使用者）を対象とする規制ではないためである。高圧ガス製造事業者の製造設備に関しては、法第 38 条の関連規定の項目で詳述したとおり、高圧法第 20 条に基づき、容器を含む製造設備全体について完成検査を受けなければ製造設備を使用することができない。

また、建築基準法の適用を受けるエレベーター・簡易リフト（同法における「昇降機」）については、昇降機を含む建築物の工事を完了したときには、完了検査を受検し、当該工事にかかる建築物が建築基準関係規定に適合していることを示す検査済証の交付を受けなければならない（建築基準法第 7 条）。この時、検査済証の交付を受けるまで、当該建築物は使用できないと規定されている（建築基準法第 7 条の 6 第 1 項）。

これらの規制は、いずれも特定機械等をその中に含む施設・建築物の全体に対して、準拠法への適合性を検査するという点で、特定機械等そのものの法への適合性を検査する安衛法とは異なっている。

4. 3 沿革

4. 3. 1 法制史

本条に関連する沿革についても、概ね前 3 条で述べたところと同様に、ボイラーについては、汽罐取締令第 9 条において「汽罐ハ汽罐検査証ノ交付ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ」と定め、検査証の交付を受けていないボイラーの使用を禁止していた。同条第 2 項には、「汽罐設置者ニ変更アリタルトキハ承継者ハ十日以内ニ設置地地方長官ニ届出デ汽罐検査証ノ書換ヲ受クベシ」と定め、設置した者が検査証の交付を受けていなければ当該ボイラーの使用が禁止されていたことから、現行法第 2 項のように、譲渡・貸与に際して検査証も承継されればよいという規制（*検査証は申請者という人ではなく特定機械等という物に交付するものとの方針）より厳しかったものの、検査証がなければ当該ボイラーの使

用が禁止されるという点で、現行法と同様の仕組みを有していたものということができよう。

その後、旧安衛則でも、汽罐取締令と同様に、第 241 条第 2 項において落成検査に合格したボイラーに対して汽罐検査証を交付することとし、同条第 4 項において、検査証の交付を受けた後でなければボイラーの使用が禁じられていた。旧ボイラー則でもこれらの規定はそのまま引き継がれており（旧ボイラー則第 13 条・第 14 条ほか）、旧クレーン則、旧ゴンドラ則にも同様の規定が設けられていた。

4. 3. 2 背景となった災害等

本条は、第 38 条に基づく検査に関連して、検査証の交付を受けていない特定機械等の使用を禁止し、また、これら特定機械等の譲渡・貸与について検査証の添付を義務づける規定である。前条と同様に、その規制の必要性は、特定機械等の製造・設置上の瑕疵が問題となった災害から生じており、第 37 条で掲示した特定機械等に関する災害は、そのまま当該機械等の検査の必要性をも示すものでもあるため、本条における背景となった災害については、第 37 条の項目を参照されたい。

4. 4 運用

4. 4. 1 適用の実際

本条に定める検査証の交付に関する適用の実際としては、令和 2 年度厚生労働科学研究による行政官・元行政官向け法令運用実態調査（三柴丈典担当）⁵⁸によれば、以下のような事例がある。

① 町工場で、落成検査を受けずにつり上げ荷重が 10 トンのクレーンを設置し、クレーンのフックに 2.8 トンの表示をして、あたかも検査証が必要ないクレーンと偽装して使用していたものについて、検査証を受けていない特定機械等を使用していたとして書類送検した事例⁵⁹。

② 製造業の工場において、建設リフト（積載荷重 3.0 トン）につき、その検査証の有効期間を更新せず（性能検査を受検せず）に使用を継続していたことが判明し適用した事例⁶⁰。

⁵⁸ 厚生労働省安全衛生部のご助力を頂き、三柴丈典氏が全国の都道府県労働局の健康・安全関係課、監督課、主要労基署の現役行政官、安全衛生行政関係団体等の行政官 OB に向けて、安衛法の条文ごとの監督指導実例、法改正提案等につき、アンケート調査を行ったもの。

監督官 49、技官 15、元監督官 12、元技官 2 の回答があった。

⁵⁹ 行政官アンケート（000157 監督官または元監督官）を参照。

⁶⁰ 行政官アンケート（00130 監督官・技官）を参照。

検査証に関しては、数はさほど多くはないものの、上記のような事例は継続して発生しており、最近でも、つり上げ荷重が 25 トンの移動式クレーンを検査証の有効期間が切れたまま使用させていた事業者が 2022 年 3 月 23 日に送検された事例が厚生労働省により公表されている⁶¹。

4. 4. 2 関係判例

4. 4. 2. 1 クレーン車引渡請求事件

（1）事実の概要

被告 Y（控訴人）は、昭和 58 年 10 月 20 日、訴外 A 社から架装台車部分と移動式クレーン本体からなるトラッククレーン（以下本件クレーン車とする）を 1,100 万円にて買い受け、引き渡しを受けた（以下本件売買とする）。本件クレーンは、A 社が訴外 B 社から昭和 58 年 10 月 15 日に 800 万円で買い受けたものであった。

原告 X（被控訴人）は、本件クレーン車を完成させた事業者であり、本件クレーン車の所有権を取得していた。X は、昭和 56 年 4 月 20 日に、本件クレーンを所有権は代金を全額支払うまで売主に留保するとの約定で訴外 C 社に売却した。C 社が昭和 58 年 5 月 31 日に倒産したため、本件クレーン車を引揚げようとしたところ、すでに C 社の手許にはなかったためにその所在を探索していたところ、同年 11 月末頃に Y が使用していることを知り、同年 12 月 6 日に裁判所の仮処分命令に基づき、X は、所有権に基づき本件クレーン車の引渡しを求めて訴えを提起した。これに対して、Y は、A 社から移動式クレーン検査証とともに譲渡を受けていることから、本件売買によって、本件クレーン車を即時取得したと主張していた。

第一審判決（東京地判昭和 59 年 8 月 31 日判例集未掲載）は、X の請求を認容したため、Y が控訴したのが本件判決である。

（2）判旨（東京高判昭和 60 年 9 月 17 日判例時報 1182 号 80 頁）

・控訴棄却

裁判所は、本件クレーン車の所有権の得喪について、「本件車両は、道路運送車両法にいう自動車であり、クレーン車として自動車登録ファイル（登録原簿）に登録されていることが認められる。そうすると、同法 5 条 1 項によりその所有権の得喪は右登録をもって対抗要件とするところ、右のように登録された自動車については、その占有ないし引渡しを公示方法とする一般の動産とは異なり、民法 192 条の即時取得の規定は適用されないものと解するのが相当である」とした上で、移動式クレーン検査証の取得によって対抗しうるとの X

⁶¹ この事例は、厚労省のホームページに公表されていたものであるが、厚労省の方針として、公表日から概ね 1 年以内に削除することとされているため、現在では典拠を確認することができない。厚労省の方針については、「労働基準関係法令違反に係る公表事案のホームページ掲載について」（平成 31 年 1 月 31 日基発 131 第 1 号）を参照。

の主張に対して、「これらの規制はいずれも労働災害の防止の見地から定められたものであるところ……、労働安全衛生法がクレーン車の所有権の得喪についての対抗要件が登録であることを修正したわけのものでもない」し、「検査証には所有者の記載のないことが明らかであり、右証書から所有者を確知することはでき」ないから、本件車両の所有権が「右検査証に表象されているものとは到底解することができない」とした。

また、本件クレーン車の移動式クレーン部分のみの所有権の即時取得の主張についても、「本件車両は外形上一台のクレーン車であり、登録上もその長さ、幅、重量などから明らかなおり本件台車と本件クレーンとが、一体化したものとして扱われ」るものであることからすれば、本件クレーン車には移動式クレーンの部分も「即時取得の成立する余地はない」とし、これは台車とクレーン部分とが分離可能であっても変わらないと判示した。

（3）検討

本件は、移動式クレーンの所有権移転に関し、移動式クレーンの検査証とともに譲渡を受けたことが、民法第 192 条に基づく動産の即時取得の成立要件として認められるかが争点となった事例である。

裁判所は、本件クレーン車は、道路運送車両法上という自動車である以上、所有権移転には自動車登録の移転が必要であって、公然かつ平穏な動産の占有という民法第 192 条に基づく即時取得の規定は適用されないとした。その上で、安衛法における検査証の趣旨は、あくまでも労働災害の防止の見地からのものであり、譲渡の際に検査証の添付が義務づけられているとしても、それは所有権得喪の対抗要件として規定されたものではないと判示した。安衛法第 40 条は、法第 37 条以下に定める特定機械等にかかる規定を遵守していることの証左として検査証の有無を問題にし、譲渡・貸与にあたって検査証の交付を受けていない特定機械等の使用を禁止するものであって、これは当該特定機械等の安全性確保の観点からの規定であり、所有権移転を左右する趣旨のものであるとはいえないから、かかる裁判所の判断は妥当なものであると思われる。

5 第 41 条（検査証の有効期間等）

5. 1 条文

第四十一条 検査証の有効期間（次項の規定により検査証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された検査証の有効期間）は、特定機械等の種類に応じて、厚生労働省令で定める期間とする。

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録性能検査機関」という。）が行う性能検査を受けなければならない。

5. 2 趣旨と内容

5. 2. 1 趣旨

特定機械等については、機械である以上、一定期間を経過すると腐食・摩耗等により性能が劣化していくことは避けられないため、これら特定機械等を継続して使用するためには、定期的に検査を行い、安全性能の低下の有無についてチェックする必要がある。本条は、このような観点から、特定機械等の種類に応じて、検査証の有効期間を定め、更新にあたっては、期間満了前に性能検査を受けることを義務づけるものである。

5. 2. 2 内容

5. 2. 2. 1 有効期間

本条第 1 項は、検査証の有効期間について定めるものである。具体的な期間は、特定機械等ごとに定められており、ボイラー、第一種圧力容器、エレベーター、ゴンドラについては 1 年（ボイラー則第 37 条第 1 項、第 72 条、クレーン則第 162 条、ゴンドラ則第 9 条）、クレーン、移動式クレーン、デリックについては 2 年（クレーン則第 10 条、第 60 条、第 100 条）、建設用リフトについては、設置から廃止までの間（クレーン則第 178 条）となっている。なお、クレーン、移動式クレーン、デリックについて、製造時等検査を担当する都道府県労働局長は、各特定機械等の検査の結果（クレーン、デリックについては落成検査、移動式クレーンについては製造検査または使用検査）により、有効期間を 2 年未満とすることがある（クレーン則第 10 条 1 項但書、第 60 条第 1 項但書、第 100 条第 1 項但書）。

5. 2. 2. 2 性能検査

また、本条第 2 項は、有効期間の更新を受ける場合の性能検査について定めたものである。性能検査の内容は、特定機械等ごとに異なっており、ボイラー、第一種圧力容器については、当該特定機械等本体に加えて、ボイラー室や配管の配置状況など落成検査の対象となる事項についても検査されるのに対して（ボイラー則第 38 条、第 73 条）、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、ゴンドラについては、当該特定機械等各部分の構造及び機能について点検および荷重試験を実施する旨規定されている（クレーン則第 40 条、第 81 条、第 125 条、第 159 条）。簡易リフトについては、有効期間が設置から廃止までであり、更新の必要がないため本項に基づく性能検査の対象とはならない。

5. 2. 2. 3 検査実施機関

本条第 2 項に基づく性能検査の実施機関は、登録性能検査機関となっている。登録性能検査機関は、法第 53 条の 3 により、登録製造時等検査機関について定める法第 46 条以下を準用し、性能検査にかかる所定の設備・検査員の要件に適合しているとして厚生労働大臣により登録された第三者機関である（現在登録されている事業者は、表 9 を参照）。登録性能検査機関については、第 53 条の 3 の逐条解説にて詳述する。

なお、当該地域に登録性能検査機関がない場合には、所轄の労働基準監督署長が性能検査

を実施することとなっている（法第 53 条の 3 により準用された法第 53 条の 2 第 1 項）。この場合には、各安全規則の定める様式による性能検査申請書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（ボイラー則第 39 条ほか）。

また、登録性能検査機関は、性能検査の結果に応じて、更新された検査証の有効期間を短縮または延長することができることとされている。この場合、当該特定機械等の有効期間が 1 年のものについては、ゴンドラを除いて 1 年未満または 1 年を超え 2 年以内の期間に、2 年のものについては 2 年未満または 2 年を超え 3 年以内の期間に有効期間を更新することができる（ボイラー則第 38 条第 2 項、第 73 条第 2 項、クレーン則第 40 条第 2 項、第 81 条第 2 項、第 125 条第 2 項、第 159 条第 2 項）。ゴンドラに関しては、1 年未満に短縮することのみが定められ、延長については認められていない（ゴンドラ則第 27 条）⁶²。

なお、性能検査に合格した特定機械等の検査証の有効期間の更新については、特定機械等の設置者から延長の要望が出ており、一部については通達で延長が認められているものの⁶³、現状では、すべての特定機械等の保守管理状態が良好とはいえないこと、設置者の業種、企業の規模による格差もあること等から全面的に実施されるまでには至っていない⁶⁴。このほか、大規模な災害等により検査証の有効期間内に性能検査の受検が困難な場合には、特例的に有効期間の延長が認められることがある⁶⁵。

5. 2. 3 関連規定

高圧ガス保安法は、ガスの貯蔵容器を含む製造施設について、定期的に都道府県知事が実施する保安検査の受検が義務づけられている（高圧法第 35 条第 1 項）。実施主体は、原則

⁶² この点につき、ボイラー及び第一種圧力容器については、性能検査の結果に基づく有効期間の短縮・延長にかかる基準が明らかにされている。ボイラー等の性能検査の結果に応じた検査証の有効期間の短縮・延長について（平成 12 年 3 月 31 日基発第 209 号）を参照。

⁶³ ボイラー及び第一種圧力容器の検査証の有効期間の取扱いについて（昭和 60 年 12 月 18 日基発第 700 号）は、長期に連続して運転されている設備のうち石油精製及び石油化学のプラントを選定して、有効期間の 2 年延長を認めることとしている。

⁶⁴ 以上の記述は、上記通達の発出趣旨として指摘されていたものである。

⁶⁵ これまでの事例としては、東日本大震災の際に、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、性能検査の有効期間の満了時期について延長した例、新型コロナウイルスまん延の影響を受け、2020 年 7 月 31 日までに有効期間が満了する特定機械等の検査証について、都道府県労働局長の認可により 4 ヶ月を限度として延長を認めた例がある（ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令（令和 2 年 4 月 20 日厚労省令第 87 号））。

として都道府県知事であるが、指定保安検査機関や認定保安検査実施者（自らが特定施設にかかる保安検査を行うことができるものとして都道府県知事の認定を受けた者）によって実施した後に都道府県知事に報告するという形も可能となっている（同条第 1 項第 1 号および第 2 号）。保安検査は、1 年に 1 回実施すべきとされ（一般ガス保安規則第 79 条第 2 項）、対象施設が、法の定める技術上の基準に適合していると認められた場合、保安検査証が交付される（同条第 7 項）。このとき、保安検査終了後から即時運転再開しても差し支えないとされているが、検査の結果、技術上の基準に適合していないことが明らかになった場合には、都道府県知事等からの指示があった場合には運転できないこととされている⁶⁶。

建築基準法の適用を受けるエレベーター・簡易リフトについては、建築物の所有者は、建築基準法第 12 条第 3 項にいう特定建築設備等として、定期に検査を実施し、特定行政庁（建築主事を置く市町村については、市町村長、それ以外については都道府県知事）に報告することが義務づけられている（同法第 12 条第 3 項）。この定期検査は、一級建築士、二級建築士、または建築設備等検査員によって実施される（建築基準法施行規則第 6 条第 3 項）。定期検査の期間は、半年から 1 年までの間隔において特定行政庁が定める期間となっている（建築基準法施行規則第 6 条）。また、国交省は、定期検査およびに関連する指針を公開している⁶⁷。建築基準法上は、定期検査とその報告が義務づけられ、違反した者に対する罰則も設けられているが、定期検査を受けていない昇降機の使用を禁じるような規定は存在していない。

5. 3. 沿革

5. 3. 1 法制史

本条の沿革として、ボイラーに関しては、汽罐取締令において、汽罐検査証の有効期間を 1 年とし（汽罐取締令第 12 条）、有効期間満了後も引き続きボイラーを使用する場合には、地方長官による更新検査を受けるべきことが定められていた（同令第 13 条）。また、当該ボイラーに内務大臣の指定する保険業者の保険が付されている場合には、更新検査を省略することができることとされていた（同令第 14 条）。

また、旧安衛則は、第 39 条において、性能検査について定め、検査証の有効期間をボイラー・圧力容器については 1 年、クレーンについては 2 年としていた（第 40 条）。これらの規定は、各安全規則にそのまま受け継がれている。

5. 3. 2 背景となった災害等

本条は、第 38 条に基づく検査に関連して検査証の有効期間について定める規定である。

⁶⁶ 前掲註 56) 通達を参照。

⁶⁷ 国土交通省「昇降機の適切な維持管理に関する指針」 <https://www.mlit.go.jp/comm on/001280367.pdf>（最終閲覧日 2022 年 10 月 1 日）。

前条と同様に、その規制の必要性は、特定機械等の製造・設置上の瑕疵が問題となった災害から生じており、第 37 条で掲示した特定機械等に関する災害は、そのまま当該機械等の検査の必要性をも示すものでもあるため、本条における背景となった災害については、第 37 条の項目を参照されたい。

5. 4 運用

5. 4. 1 適用の実際

本条については、検査証の有効期間について定めた規定であるが、適用の実際として、労働基準監督官の臨検時には、特定機械等について、必ず検査証の提示を求め、検査を受けているかどうか、有効期限を超えていないかを確認するようになっているとされ、本条に基づく特定機械等の有効期間を把握しておくことは非常に重要である。

現場の元行政官からの情報提供として、臨検の際に一番見る機械は移動式クレーンで、これについてはほぼ全数の確認を行っているほか、有効期間の確認に併せて、オペレーターの免許、定期点検の記録等についても確認を行っている⁶⁸。

5. 4. 2 関係判例

5. 4. 2. 1 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会事件

(1) 事実の概要

原告 X 協会は、安衛法第 41 条第 2 項が定める登録性能検査機関であり、ボイラー、クレーン等について検査・検定等の事業を行うことを目的とする公益社団法人である。

X 協会 A 地方事務所の検査員は、A 県内の B 工場に設置された特定機械等である天井クレーン（本件クレーン）について、安衛法第 41 条第 2 項に基づいて、平成 23 年、平成 25 年、平成 29 年に性能検査を実施し、検査証の有効期間を更新した。しかし、本件クレーンは、これら性能検査に基づき有効期間が更新された当時において、本件クレーンに設置された歩道は、工場の天井の梁から手すりまでの間隔が 0.08m、歩道の底面までの間隔が 1.18 m しかなく、クレーン則第 13 条の離隔基準（歩道の手すりまで 0.4m、歩道の底面まで 1.8 m）に適合していない状態であった。

平成 28 年 10 月 7 日に、B 工場において本件クレーンの整備を担当する労働者が、当該クレーン上の歩道の手すりと工場の梁との間に挟まれて死亡するという事故が発生した。厚生労働大臣は、X 協会 B 事務所の検査員が、本件クレーンに不備があったにもかかわらず性能検査に合格させ、検査証を更新したことに対して、平成 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの 2 ヶ月間、X 協会 B 事務所によるクレーンにかかる性能検査業務を停止するとともに（本件業務停止命令）、今後の天井クレーンにかかる性能検査において、離隔基準の適合性を含めて合否判定を行うべきことを命じた（本件業務改善命令）。

⁶⁸ これらの記述は、玉泉氏のご教示によるものである。

X 協会は、本件業務停止命令および本件業務改善命令の取消を求めて訴を提起した。本件における主な争点は、① クレーンにかかる性能検査を行う際に、離隔基準との適合性も検査すべきか、② 本件クレーンに離隔基準が適用されるか否かである。なお、原告による本件業務停止命令及び本件業務改善命令の取消請求については、裁判所は、X 協会がその実施状況について報告したことによりその目的が達成され、処分の効果はすでに消滅しているとして訴えの利益がないとして却下したため、以下では、上記の 2 つの争点についての裁判所の判断を検討する。

(2) 1 審判旨（東京地判平成 30 年 11 月 9 日 WESTLAWJAPAN/DB 文献番号 2018WLJP CA11098015）

・請求棄却

裁判所は、安衛法に基づく特定機械等の検査の構造について、法第 37 条以下の規定、および法の委任を受けたクレーン則の規定の趣旨からすれば、「安衛法及びクレーン則は、検査証の有効性を落成検査又は性能検査のいずれかにかからしめ……、落成検査において点検すべき事項と性能検査において点検すべき事項を同様のものとしていること……が認められるほか、クレーン則 13 条は、クレーンがその構造及び機能として有すべき内容を定めたものであって……、落成検査においても性能検査においてもこれに適合していることが求められるものとして定められていると認められる」とする。そして、登録性能検査機関は、法 53 条の 3 が、法 47 条 3 項の規定を登録性能検査機関について準用し、「登録性能検査機関は、公正に、かつ、安衛法 37 条 2 項の基準のうち特定機械等の構造に係るものに適合する方法により性能検査を行わなければならない旨を規定しているものである」から、「性能検査において、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行う必要があり、それは当該クレーンが「クレーン則 13 条の規定に適合していることについてもこれを検査しなければならないものと解するのが相当である」にもかかわらず、本件においては、X は、「本件クレーンがクレーン則 13 条の規定に適合していないものであることを看過して本件クレーンについて交付された検査証の有効期間を更新させたものであると認められる」。

性能検査について、離隔基準との適合性を検査すべきとはいえないとの X 協会の主張については、「安衛法 37 条 2 項の基準のうち特定機械等の構造に係るものに適合する方法により性能検査を行わなければならない」から、「構造規格に離隔基準について触れるものがないことについて論ずるまでもなく、……安衛法 53 条の 3 において読み替えて準用される安衛法 47 条 3 項の規定は、上記のような内容の性能検査を行うべきことを登録性能検査機関に義務付けていると解するのが相当である」とした。

このほか、性能検査の趣旨は経年劣化や経年変化のようなクレーンそれ自体の摩耗の度を調べるものである、性能検査と落成検査は実施主体が異なるから、落成検査で離隔基準が検査されるべきであるとしても、それは直ちに性能検査にも当てはまるものではない、クレーン則第 40 条第 1 項にいう「クレーンの各部分の構造及び機能」には、クレーンに設置

された歩道の安全性は含まれない等の X 協会の主張は、いずれも裁判所により否定された。

また、本件クレーンについては、高所作業車を使用してクレーンの点検をすることが可能であるから、クレーン則第 13 条の適用が除外されるとの X 協会の主張についても、「クレーン則及び構造規格は、上記のような場合に当該クレーンに歩道を設置する必要がない旨を定めているにとどまり、点検台その他当該クレーンを点検するための設備が設けられている場合には、当該クレーンが現に有する歩道について、当該歩道が存在していないものとみなす旨やクレーン則及び構造規格の定めを適用しない旨を定めているものではないと解するのが相当である」として、その主張を棄却した。

(3) 2 審判旨（東京地判平成 30 年 11 月 9 日 WESTLAWJAPAN/DB 文献番号 2019WLJP CA04176007）

判決は、以下のように述べて、控訴を棄却した。

すなわち、安衛法 53 条の 3 の規定により登録性能検査機関に読み替えて準用される登録製造時等検査機関に関する安衛法 47 条 3 項は、登録性能検査機関は公正かつ「第 37 条第 2 項（都道府県労働局長が行う特定機械等の製造許可）の基準のうち特定機械等の構造に係るものに適合する方法」により性能検査を行わなければならないと定めており、安衛法 37 条 2 項は「特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ」製造の許可をしてはならない旨を定め、同条項に基づいてクレーン構造規格が定められている。

加えて、その「第 37 条第 2 項の基準のうち特定機械等の構造に係るものに適合する方法」については、厚生労働省労働基準局長通達平成 16 年 3 月 31 日付け通達「登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施について」（基発第 0331008 号）において、検査項目、検査の方法、判定基準を定めたとして別紙「性能検査に係る検査の方法等」が定められており、離隔基準への適合性もその対象とされ、X も、その業務規程において、前記の通達に反する内容を定めるものとは解されないものであるから、性能検査に離隔基準への適合性は含まれないと解することは困難である。

また、X は、安衛法 53 条の 3 の規定により性能検査機関に読み替えて準用される登録製造時等検査機関に関する安衛法 47 条 3 項の規定では「特定機械等の構造に係るものに適合する方法」と規定されていることから、建設物等と歩道との距離は「構造」には該当しないと主張するようであるが、前記の通達における検査項目、検査内容及び判定基準等に照らすと、「クレーンの各部分」に該当する「歩道」と建設物等との距離も、当該検査対象が「歩道」として機能するために有すべき構造に係るものと解される」。

(4) 検討

本件は、法第 41 条第 2 項に定める性能検査の範囲について、法令上の規定の解釈が問題となった事例である。裁判所は、X の主張を全面的に棄却したが、その論拠となっているの

は、クレーンを含む特定機械等の安全性は、落成検査または性能検査への適合していることを検査証により担保するという形で確立されているものであるから、両検査における検査内容は同様のものであることが求められるというものである。

事実、本判決において直接の言及はなかったものの、クレーン則第 40 条以下に定める性能検査に関する規定は、第 42 条において性能検査を受ける際の措置として落成検査を受けする場合の措置を定めるクレーン則第 7 条を準用するとしており、その判断を裏付けるものである。

さらに、2 審が指摘したように、性能検査に関して厚労省労働基準局長が登録性能検査機関の代表者宛に発出した通達（登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施について（平成 16 年 3 月 31 日基発 0331008 号）では、その別紙において性能検査の方法として、クレーンの外観検査として「クレーンの設置場所等について、目視、距離測定装置、水準器等により、建設物との間隔、基礎部分の傾斜等を確認すること」とし、クレーン則第 13 条から第 15 条に適合していることを求めていることも、性能検査に求められる検査内容の範囲を確定するに当たって重要な意義を持っており、これらを踏まえて検討するならば、性能検査には落成検査と同様の検査をすべきということになるう。

しかし、安衛法が第 38 条において製造時等検査にかかる各種検査とは別に第 41 条第 2 項において性能検査を定めたことを踏まえれば、特定機械等の製造時および設置時に求められる検査と、現に使用されている特定機械等の検査とは別なものであるとの X 協会の主張にも一定の理があると思われる。特に、落成検査が労働基準監督署長が実施担当者となっているのに対し、性能検査は、民間事業者である登録性能検査機関に委ねることとしているのは、特定機械等の検査を専門的知識を有する者に行わせる趣旨であり、そこでは特定機械等の構造規格への適合に関する見識こそが性能検査に求められているというべきではないだろうか。本判決にいう性能検査と落成検査とで同様の検査が実施されるというのであれば、落成検査自体を登録性能検査機関に実施させることも理論上は可能であるが、条文上は異なる検査として扱われている以上、性能検査の基準については、通達等ではなく、より上位の規定である法令または省令において明確にする必要があるのではないかと思われる⁶⁹。

5. 5 改正提案

第 38 条の改正提案の項目で述べたように、特定機械等に関する検査の規定は、複雑な構

⁶⁹ 本件の訴訟当事者である公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会は、平成 23 年 10 月 26 日に開催された労働政策審議会安全衛生分科会指定・登録制度改革検討専門委員会の第 3 回会議にて実施されたヒアリングにおいて、「検査基準等については労働安全衛生法に基づく省令等として定めていただきたい」との要望を出している。本会議の議事録は、<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001wj06.html> を参照できる（最終閲覧日 2022 年 10 月 15 日）

造となっており、その全体像を把握しづらいことが上記公益財団法人日本ボイラ・クレーン安全協会事件の背景にあることは否定できない。したがって、第 38 条の製造時等検査および本条第 2 項の性能検査について、これを特定機械等に共通の別規則の策定を検討すべきであろう。また、その際には、構造規格に代表される詳細な仕様基準に基づく検査ではなく、当該特定機械の安全性確保の見地から必要な検査を実施するという性能要件に基づく仕組みについて検討することも、その当否は別として、一考に値するのではないだろうか。

二 結語

労働安全衛生法は、労働災害の防止の危険防止基準の確立の一環として、第 5 章において、機械並びに危険物および有害物に関する規制を行っている。本稿は、この第 5 章のうち、機械等に関する規制を行う第 37 条から第 41 条の逐条解説を目的とするものである。

法第 37 条の趣旨・沿革から明らかになったこととして、本条の適用対象とする特定機械等については、古いものでは明治初期から当該機械に関する災害の事例が存在しており、また、かかる災害に対する法的な規制も様々な形で行われてきていた。そうして、1972 年の安衛法制定時には、これら特定機械等に対する製造許可制の仕組みはすでに確立されており、本条はかかる現状を追認したものということができる。ただし、このことは、これら特定機械等以外の機械について本条に基づく製造許可制を導入することを排除するものではないから、まずは、本条における「特に危険な作業を必要とする機械」について判断基準を確立し、必要に応じて新たな特定機械等の追加について検討することが解釈上の課題になるものと思われる。

また、法第 38 条については、特定機械等が安全に設置されていることを確認するための各種検査が規定されている。それぞれの検査については、各特定機械等の製造および設置における安全性を確保するためには必要不可欠であるといえよう。これら検査の具体的内容は、特定機械等に関する規制の構造上、各安全規則に委ねられており、その安全規則の中でさらに各特定機械ごとに検査に関する規制がほぼ同じ条文によって定められている。このような条文の重複は、安衛法および各規則の全体的な視認性を著しく阻害するものであるといえ、検査に関しては、第 41 条第 2 項の性能検査も含めて、各安全規則とは別に統一的な別規則を定めることも検討すべきなのではないかと思われる。

第 39 条以下は、特定機械等の安全性を確認するための検査証に関連する規定であるが、その趣旨・内容について、法解釈上特段の問題となるところはないものの、上述したように、第 41 条第 2 項の性能検査については、その趣旨・検査の範囲等については、通達ではなく法令または省令などより上位の規範において明確にする必要があるのではないかと思われる。

（資料）

表 1 ボイラー及び第一種圧力容器の製造または検査のための設備

（ボイラー製造許可基準 別表第一）

ボイラー	第一種圧力容器
次の設備を有すること。 - 一 板曲げローラ - 二 プレス - 三 溶接機 - 四 焼鈍炉 - 五 水圧試験設備 - 六 万能試験設備 - 七 放射線検査設備	次の設備を有すること。 - 一 板曲げローラ - 二 プレス - 三 溶接機 - 四 焼鈍炉（圧力容器構造規格の規定により溶接後熱処理を行うことが必要とされるものの以外のものでのみを製造する場合を除く。） - 五 水圧試験設備 - 六 万能試験設備 - 七 衝撃試験設備（第五条第二項の表備考三の規定により、衝撃試験を行うことが必要とされるものを製造する場合に限る。） - 八 非破壊試験設備（放射線検査、超音波探傷試験、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験に用いる設備のうち必要なもの）

表 2 主任設計者・工作責任者・工作者の基準

	ボイラー及び第一種圧力容器	クレーン・ゴンドラ
工作責任者	（ボイラー製造許可基準別表第一）次の各号のいずれかに該当する者であること。 - 一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、溶接によるボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について 2 年以上の経験があるもの（圧力容器は 1 年以上） - 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、溶接によるボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について 5 年以上の経験があるもの（同 2 年以上） - 三 溶接によるボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について 8 年以上の経験がある者（同 5 年以上）	（クレーン等製造許可基準第 5 条） 次の各号のいずれかに該当する者であること。 - 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 3 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの - 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 6 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの - 三 10 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有する者
主任設計者		（クレーン等製造許可基準第 4 条）次の各号のいずれかに該当する者であること。 一 大学又は高等専門学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 5 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの

		二 高等学校又は中等教育学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 8 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの 三 12 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有する者
工作者	（ボイラー製造許可基準別表第一） ボイラー溶接士であること	

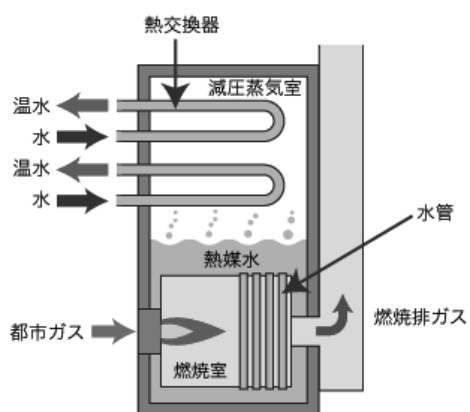


図 1 真空式温水ボイラー
(温水ボイラー)

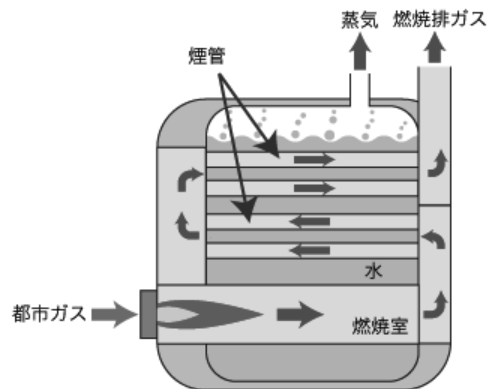


図 2 炉筒煙管ボイラー
(蒸気ボイラー)

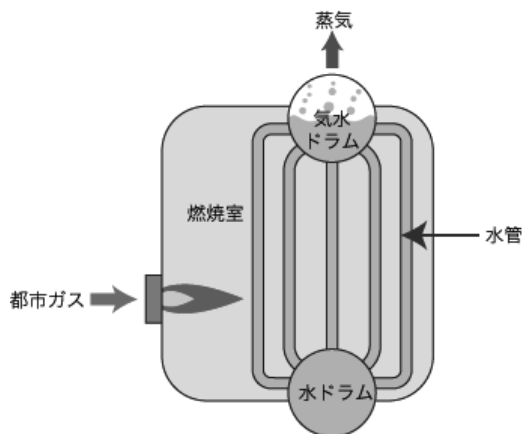


図 3 水管ボイラー
(蒸気ボイラー)

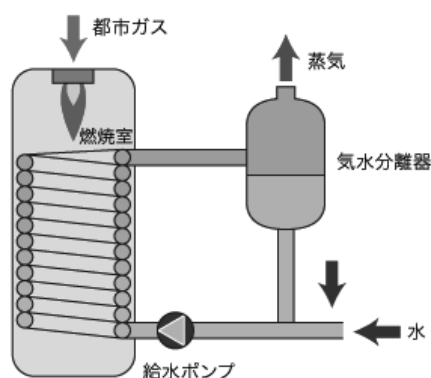


図 4 貫流ボイラー
(蒸気ボイラー)

（図 1～図 4：仙台市ガス局 <https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/index.php>（最終閲覧日:2020 年 1 月 20 日）より）

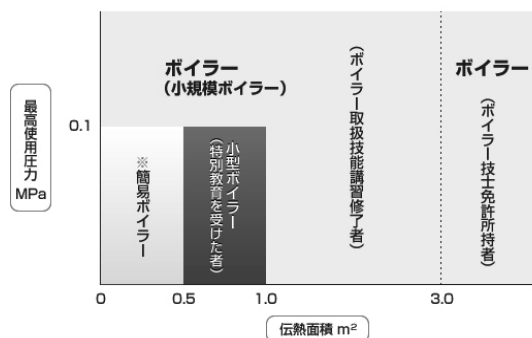


図 5 最高使用圧力と伝熱面積による区分（蒸気ボイラー）

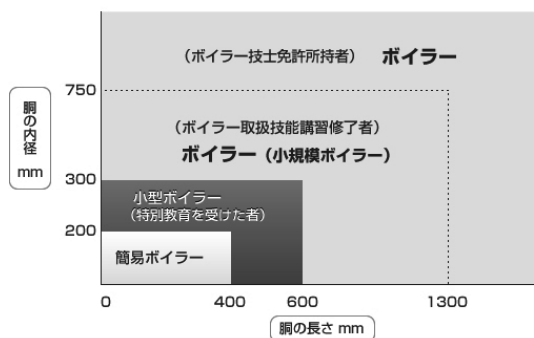


図 6 胴の内径と長さによる区分（蒸気ボイラー）



図 7 開放管又はゲージ圧力 0.05MPa 以下の U 形立管を蒸気部に取り付けたものによる区分（いずれも内径 25 mm 以上）

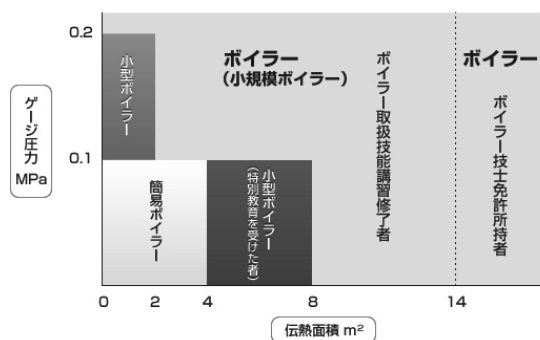


図 8 温水ボイラーの区分

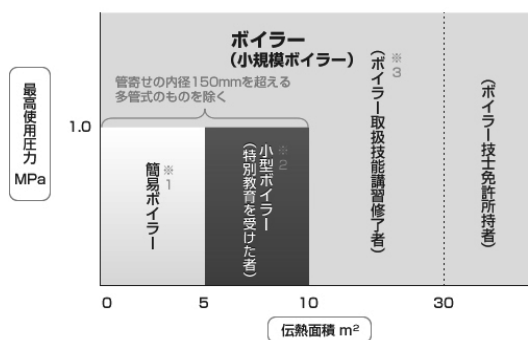


図 9 貫流ボイラーの区分

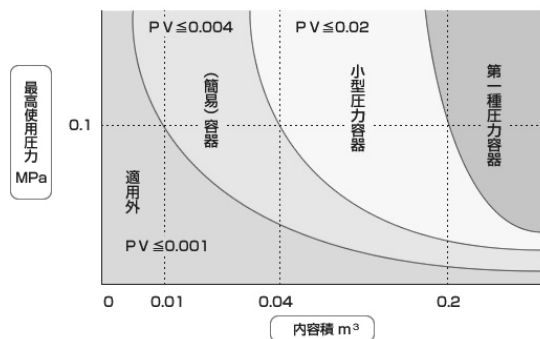


図 10 最高使用圧力と内容積による区分（压力容器）

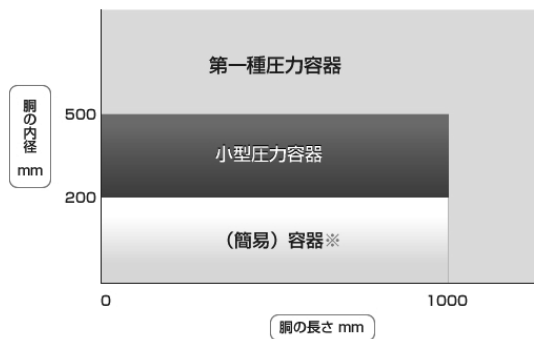


図 11 胴の内径と長さによる区分（最高使用圧力 ≤ 0.1 MPa）（压力容器）

（図 5～図 11：日本ボイラー協会（<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/crane.html>（最終閲覧日：2020 年 1 月 5 日）より）

表 3 クレーンの種類

クレーン	天井クレーン
	ジブクレーン
	橋形クレーン
	アンローダ
	ケーブルクレーン
	テルハ
	スタッカー式クレーン
	その他

（日本クレーン協会（<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/crane.html> 最終閲覧日 2022 年 10 月 1 日）より）

表 4 クレーンの分類表

大分類	中分類	小分類	細分類
天井クレーン	普通型天井クレーン	ホイスト式天井クレーン	
		トロリ式天井クレーン	クラブトロリ式天井クレーン
			ロープトロリ式天井クレーン （セミロープトロリ式を含む）
	特殊型天井クレーン	旋回マントロリ式天井クレーン	
		すべり出し式天井クレーン	
		旋回式天井クレーン	
		製鉄用天井クレーン	装入クレーン
			レードルクレーン
			鋼塊クレーン
			焼入れクレーン
			原料クレーン
			鍛造クレーン
ジブクレーン	ジブクレーン	塔形・門形ジブクレーン	塔形ジブクレーン
			高脚ジブクレーン
			片脚ジブクレーン
		低床ジブクレーン	低床ジブクレーン
			ポスト型ジブクレーン
		クライミング式ジブクレーン	
	つち形クレーン	ホイスト式つち形クレーン	

		トロリ式つち形クレーン	クラブトロリ式つち形クレーン	
			ロープトロリ式つち形クレーン	
		クライミング式つち形クレーン		
	引込みクレーン			ダブルリンク式引込みクレーン
				スイングレバー式引込みクレーン
				ロープバランス式引込みクレーン
				テンションロープ式引込みクレーン
	壁クレーン	ホイスト式壁クレーン		
トロリ式壁クレーン		クラブトロリ式壁クレーン		
			ロープトロリ式壁クレーン	
橋形クレーン	普通型橋形クレーン	ホイスト式橋形クレーン		
		トロリ式橋形クレーン	クラブトロリ式橋形クレーン	
			ロープトロリ式橋形クレーン	
			マントロリ式橋形クレーン	
	特殊型橋形クレーン	旋回マントロリ式橋形クレーン		
		ジブクレーン式橋形クレーン		
		引込みクレーン式橋形クレーン		
アンローダ	橋形クレーン式アンローダ		クラブトロリ式アンローダ	
			ロープトロリ式アンローダ	
			マントロリ式アンローダ	
	特殊型アンローダ	旋回マントロリ式アンローダ		
	引込みクレーン式アンローダ		ダブルリンク式アンローダ	
ロープバランス式アンローダ				
ケーブルクレーン	固定ケーブルクレーン		固定ケーブルクレーン	
			揺動ケーブルクレーン	
	走行ケーブルクレーン		片側走行ケーブルクレーン	
			両側走行ケーブルクレーン	
橋形ケーブルクレーン				
テルハ	テルハ			
スタッカークレーン	普通型スタッカー式クレーン		天井クレーン型スタッカー式クレーン	
			床上型スタッカー式クレーン	
			懸垂型スタッカー式クレーン	
	荷昇降式スタッカークレーン		天井クレーン型スタッカークレーン	
			床上型スタッカークレーン	
			懸垂型スタッカークレーン	

（日本クレーン協会（<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/crane.html> 最終閲覧日 2022 年 10 月 1 日）より）

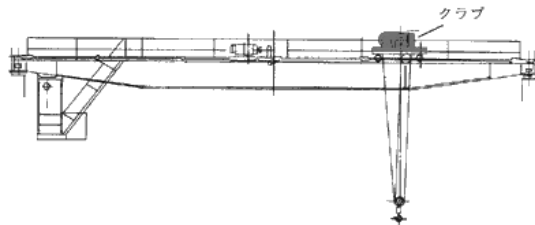


図 12 クラブトロリ式天井クレーン

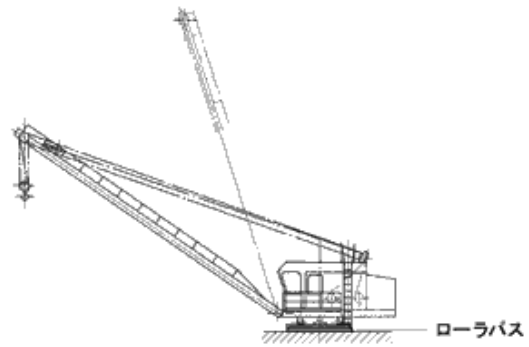


図 13 低床ジブクレーン

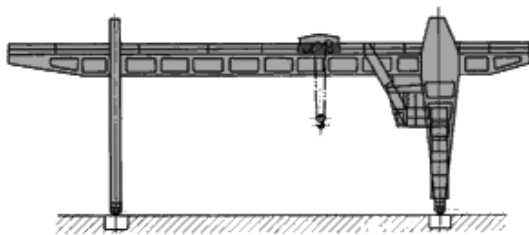


図 14 クラブトロリ式橋形クレーン



図 15 片側走行ケーブルクレーン

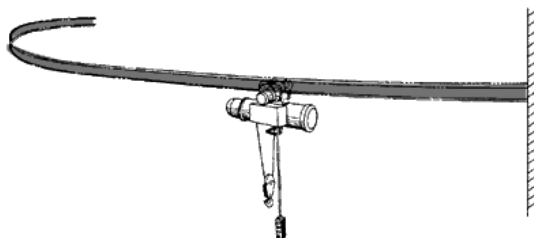


図 16 テルハ

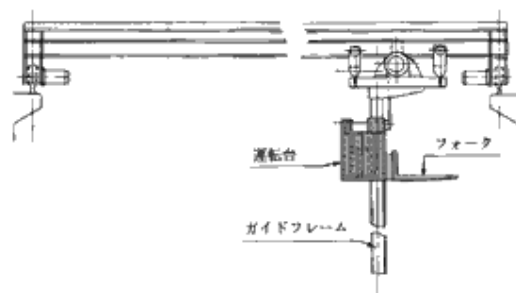


図 17 天井クレーン型
スタッカークレーン

（図 12～図 17：日本クレーン協会（<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/crane.html> 最終
閲覧日 2022 年 10 月 1 日）より）



図 18 クローラークレーン



図 19 ホイールクレーン

（図 18～図 19：コベルコ建機（<https://www.kobelco-kenki.co.jp/products/#model> 最終閲覧日 2022 年 10 月 1 日）より）



図 20 ラフテレーンクレーン



図 21 トラッククレーン

（図 20～図 21：株式会社タダノ（<https://www.tadano.co.jp/products/index.html> 最終閲覧日 2022 年 10 月 1 日）より）



図 22 鉄道クレーン



図 23 浮きクレーン

（図 22：保守用車データベース MDCB（http://mddb.sub.jp/forums/topic/kirow_multi-tasker-810n_unknown_jre_multi-tasker-810n-2/ 最終閲覧日 2022 年 10 月 1 日）より）

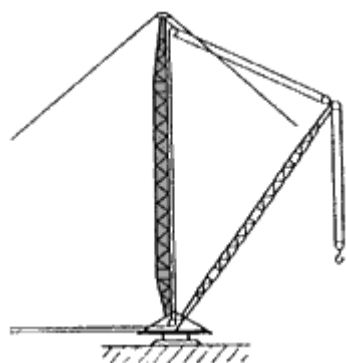


図 24 ガイデリック

（図 23：IHI 運搬機械株式会社（http://www.iuk.co.jp/crane/floating_crane.html 最終閲覧日 2022 年 10 月 1 日）より）

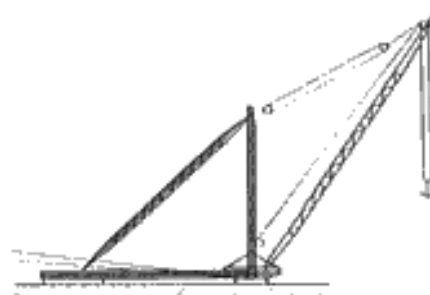


図 25 スチフレグデリック

（図 24～図 25：日本クレーン協会（<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/crane.html> 最終閲覧日：2020 年 1 月 5 日）より）

表 5 法第 37 条による製造許可を要するエレベーター・簡易リフト・建設用リフトの分類

	エレベーター	簡易リフト	建設用リフト
運搬するもの	人および荷	荷のみ	荷のみ
設置区分	規制なし（せり上げ装置、船舶に設置されたもの、主として一般公衆の用に供するものを除く）	労基法別表第一の第1号～第5号の事業場に設置されるもの	土木、建設等の工事の作業用として設置されるもの
積載重量	1 トン以上	1 トン以上	0.25 トン以上
ガイドレールの高さ	規制なし	規制なし	18 メートル以上
搬器の大きさ	規制なし	床面積が1平方メートル以下または天井の高さが1.2 メートル以下	規制なし

表 6 エレベーター等の労働安全衛生法と建築基準法による区分

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用対象	一般公衆の用に供されるものを除き、工場等に設置される積載荷重が0.	用途、積載荷重を問わず、人または荷物を運搬する昇降機

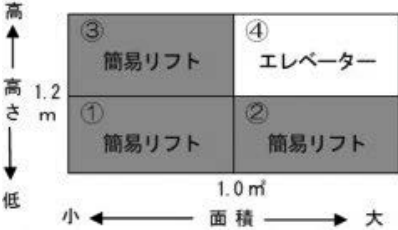
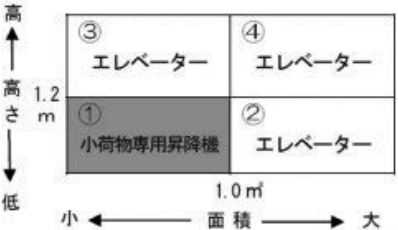
	25 トン以上のエレベーター	
区分	●エレベーター かごの床面積が 1 m²を超え、かつ天井の高さが 1.2m を超えるもの ●簡易リフト かごの床面積が 1 m²以下、または天井の高さが 1.2m 以下 	●エレベーター かごの床面積が 1 m²を超え、または天井の高さが 1.2m を超えるもの ●小荷物専用昇降機 かごの床面積が 1 m²以下、かつ天井の高さが 1.2m 以下  図の②および③は、労働安全衛生法では簡易リフトとなるが、建築基準法ではエレベーターとなるため、安衛法の規定に加えて、建築基準法に基づくエレベーターの構造規格が適用される。

図 26 ボイラーおよび第一種圧力容器製造許可申請書（様式 1 号）

様式第1号(第3条、第49条関係)

() 製 造 許 可 申 請 書

事 業 場 の 名 称	電 話 ()
事 業 場 の 所 在 地	
※ 製造予定のボイラー又は第一種 圧力容器の種類及び最高使用圧力	
ボイラー又は圧力容器の 製造に関する経歴の概要	

収入印紙

年 月 日

申請者 氏 名

労働局長殿

備考

- 1 表題の()内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 第一種圧力容器にあつては、※の欄にその形式(円筒形、ジャケット付、角形等)を併記すること。
- 3 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

図 27 ボイラーおよび第一種圧力容器製造許可書

大 労 安 許 第 231 - 1 号
平成 24 年 11 月 14 日

申請者 大阪府八尾市大竹3丁目119番地の1
新日電熱工業株式会社
代表取締役 松本 徹

但し 本 件 申 請 の と お り 許 可 す る

1	種	ボイラー及び第一種圧力容器に 使用する電気ヒーター	5	溶接棒又は心線	①②共にY-8
2	型 式	_____	6	板 厚	①②共に管の板厚範囲 1.5～4.6mm
3	鋼 材	①P-8A+P-8A ②P-8A+P-1	7	溶 接 施 行 方 法	①②共に、予熱なし、手溶接 溶接後熱処理なし
4	溶 接 方 法	①②共にT:ティグ溶接 Ar:アルゴン(被覆ガス)	8	最 高 使 用 圧 力	1.4MPa

大阪労働局長 

この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(処分があつた日から1年を経過した場合を除く。)
この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(処分があつた日から1年を経過した場合を除く。)
ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない(裁決があつた日から1年を経過した場合を除く。)

(新日電熱工業株式会社 (https://www.snd-net.co.jp/ 最終閲覧日:2020 年 1 月 20 日) よ

り）

表 7 法第 38 条に基づく特定機械等の検査一覧

	構造検査	溶接検査	製造検査	使用検査	落成検査	性能検査	変更検査	使用再開検査
ボイラー	○	○		○	○	○	○	○
第一種圧力容器	○	○		○	○	○	○	○
クレーン					○	○	○	○
移動式クレーン			○	○		○	○	○
エレベーター					○	○	○	○
建設用リフト					○	○	○	
ゴンドラ			○	○		○	○	○
原則として構造検査及び溶接検査は登録製造時等検査機関、製造検査及び使用検査は都道府県労働局長、落成検査、変更検査及び使用再開検査は労働基準監督署長、性能検査は登録性能検査機関が実施する。								

表 8 法第 38 条の検査にかかる手数料
(労働安全衛生法関係手数料令 別表第一)

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
	1 基につき 円	1 基につき 円
一 ボイラー		
(1) 構造検査、使用検査、使用再開検査及び性能検査		
伝熱面積が 5 平方メートル未満のもの	17,600	17,200
伝熱面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの	21,500	21,000
伝熱面積が 10 平方メートル以上 40 平方メートル未満のもの	30,400	30,000
伝熱面積が 40 平方メートル以上 100 平方メートル未満のもの	35,500	35,000
伝熱面積が 100 平方メートル以上 200 平方メートル未満のもの	43,200	42,800
伝熱面積が 200 平方メートル以上 300 平方メートル未満のもの	50,600	50,100
伝熱面積が 300 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの	58,400	57,900
伝熱面積が 500 平方メートル以上 700 平方メートル未満のもの	73,900	73,400
伝熱面積が 700 平方メートル以上のもの	81,700	81,200
(2) 溶接検査		
(一) 胴又は管寄せを溶接する場合		
イ 胴又は管寄せの長手方向における溶接部分の長さの合計（以下この（一）において単に「長さ」という。）が 5 メートル未満のもの		
胴又は管寄せの最大内径のうち最大のもの（以下この（1）において単に「最大内径」という。）が 0.5 メートル未満のもの	21,300	20,800
最大内径が 0.5 メートル以上 1 メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が 1 メートル以上のもの	45,600	45,200

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
ロ 長さが 5 メートル以上 10 メートル未満のもの		
最大内径が 0・5 メートル未満のもの	29,400	28,900
最大内径が 0・5 メートル以上 1 メートル未満のもの	37,500	37,000
最大内径が 1 メートル以上のもの	49,700	49,200
ハ 長さが 10 メートル以上のもの		
最大内径が 0・5 メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が 0・5 メートル以上 1 メートル未満のもの	41,600	41,100
最大内径が 1 メートル以上のもの	61,900	61,400
(二) 鏡板、管板、天井板、炉筒又は火室のみを溶接する場合		
鏡板、管板、天井板、炉筒又は火室の最大内径のうち最大のもの（以下この（二）において単に「最大内径」という。）が 0・5 メートル未満のもの	21,300	20,800
最大内径が 0・5 メートル以上 1 メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が 1 メートル以上のもの	61,900	61,400
(3) 落成検査		
(一) 水管ボイラー		
伝熱面積が 100 平方メートル未満のもの	13,100	12,600
伝熱面積が 100 平方メートル以上 300 平方メートル未満のもの	24,100	23,700
伝熱面積が 300 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの	31,500	31,000
伝熱面積が 500 平方メートル以上のもの	42,500	42,000
(二) 水管ボイラー以外のボイラー		
伝熱面積が 40 平方メートル未満のもの	9,500	9,000
伝熱面積が 40 平方メートル以上 100 平方メートル未満のもの	11,300	10,800
伝熱面積が 100 平方メートル以上のもの	16,800	16,300
(4) 変更検査		
(一) 溶接によりボイラーの一部に変更を加えた場合		
イ 水管ボイラー		
伝熱面積が 100 平方メートル未満のもの	12,700	12,300
伝熱面積が 100 平方メートル以上のもの	20,100	19,600
ロ 水管ボイラー以外のボイラー		
伝熱面積が 40 平方メートル未満のもの	12,700	12,200
伝熱面積が 40 平方メートル以上のもの	16,400	15,900
(二) 溶接によらないでボイラーの一部に変更を加えた場合		

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
イ 水管ボイラー		
伝熱面積が 100 平方メートル未満のもの	12,700	12,300
伝熱面積が 100 平方メートル以上のもの	16,400	15,900
ロ 水管ボイラー以外のボイラー		
伝熱面積が 40 平方メートル未満のもの	9,100	8,600
伝熱面積が 40 平方メートル以上のもの	12,700	12,300
二 第一種圧力容器		
(1) 構造検査、使用検査、使用再開検査及び性能検査		
内容積が 0・5 立方メートル未満のもの	9,900	9,400
内容積が 0・5 立方メートル以上 1 立方メートル未満のもの	13,800	13,300
内容積が 1 立方メートル以上 2 立方メートル未満のもの	17,600	17,200
内容積が 2 立方メートル以上 5 立方メートル未満のもの	21,500	21,000
内容積が 5 立方メートル以上 10 立方メートル未満のもの	25,800	25,300
内容積が 10 立方メートル以上 30 立方メートル未満のもの	33,500	33,100
内容積が 30 立方メートル以上 60 立方メートル未満のもの	37,800	37,300
内容積が 60 立方メートル以上のもの	41,700	41,200
(2) 溶接検査		
(一) 胴を溶接する場合		
イ 胴の長手方向における溶接部分の長さ（以下この（一）において「長さ」という。）が 5 メートル未満のもの		
胴の最大内径（以下この（一）において「最大内径」という。）が 0・5 メートル未満のもの	21,300	20,800
最大内径が 0・5 メートル以上 1 メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が 1 メートル以上のもの	45,600	45,200
ロ 長さが 5 メートル以上 10 メートル未満のもの		
最大内径が 0・5 メートル未満のもの	29,400	28,900
最大内径が 0・5 メートル以上 1 メートル未満のもの	37,500	37,000
最大内径が 1 メートル以上のもの	49,700	49,200
ハ 長さが 10 メートル以上のもの		
最大内径が 0・5 メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が 0・5 メートル以上 1 メートル未満のもの	41,600	41,100
最大内径が 1 メートル以上のもの	53,800	53,300
(二) 鏡板、底板、管板又はふた板のみを溶接する場合		

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
鏡板、底板、管板又はふた板の最大内径のうち最大のもの（以下この（2）において単に「最大内径」という。）が 0・5 メートル未満のもの	21,300	20,800
最大内径が 0・5 メートル以上 1 メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が 1 メートル以上のもの	53,800	53,300
（3）落成検査		
内容積が 5 立方メートル未満のもの	5,400	4,900
内容積が 5 立方メートル以上のもの	9,100	8,600
（4）変更検査		
（一）溶接により第一種圧力容器の一部に変更を加えた場合		
内容積が 5 立方メートル未満のもの	9,100	8,600
内容積が 5 立方メートル以上のもの	12,700	12,300
（2）溶接によらないで第一種圧力容器の一部に変更を加えた場合		
内容積が 5 立方メートル未満のもの	5,400	4,900
内容積が 5 立方メートル以上のもの	9,100	8,600
三 クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。）、移動式クレーン及びデリック		
（1）製造検査、使用検査、落成検査、使用再開検査及び性能検査		
（一）ジブクレーン（壁クレーンを除く。）、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ、移動式クレーン（浮きクレーンに限る。）並びにガイデリック及びスチフレッグデリック		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	28,900	28,400
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	38,100	37,600
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	47,800	47,300
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	59,900	59,500
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	79,300	78,900
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	93,900	93,400
つり上げ荷重が 200 トン以上 500 トン未満のもの	113,300	112,800
つり上げ荷重が 500 トン以上 1、000 トン未満のもの	132,700	132,200
つり上げ荷重が 1、000 トン以上のもの	152,100	151,600
（二）天井クレーン		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	16,300	15,800
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	22,100	21,600
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	29,800	29,400
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	40,500	40,100
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	55,100	54,600

第 37 条～第 41 条（井村真己）

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	71,600	71,100
つり上げ荷重が 200 トン以上 500 トン未満のもの	93,900	93,400
つり上げ荷重が 500 トン以上のもの	125,000	124,500
(三) 移動式クレーン（浮きクレーンを除く。）		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	15,300	14,800
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	21,100	20,700
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	28,900	28,400
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	38,800	38,300
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	55,100	54,600
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	71,600	71,100
つり上げ荷重が 200 トン以上のもの	93,900	93,400
(四) (一) 及び (二) に掲げるクレーン並びに (一) に掲げるデリック以外のクレーン及びデリック		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	13,400	12,900
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	19,200	18,700
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	23,600	23,100
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	32,300	31,800
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	45,400	44,900
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	55,100	54,600
つり上げ荷重が 200 トン以上のもの	76,000	75,500
(2) 変更検査		
(一) (1) の (一) に掲げるクレーン、移動式クレーン及びデリック		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	10,900	10,400
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	15,500	15,000
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	20,100	19,600
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	29,300	28,800
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	38,400	38,000
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	47,600	47,100
つり上げ荷重が 200 トン以上 500 トン未満のもの	61,400	60,900
つり上げ荷重が 500 トン以上 1,000 トン未満のもの	75,100	74,700
つり上げ荷重が 1,000 トン以上のもの	88,900	88,400
(二) (1) の (二) に掲げるクレーン		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	7,200	6,800

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	10,900	10,400
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	15,500	15,000
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	23,900	23,400
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	31,100	30,600
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	42,100	41,600
つり上げ荷重が 200 トン以上 500 トン未満のもの	49,400	49,000
つり上げ荷重が 500 トン以上のもの	57,700	57,200
(三) (1) の (三) に掲げる移動式クレーン		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	6,300	5,800
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	9,100	8,600
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	14,600	14,100
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	21,900	21,400
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	29,300	28,800
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	38,400	38,000
つり上げ荷重が 200 トン以上のもの	49,200	48,800
(四) (1) の (一) 及び (二) に掲げるクレーン並びに (1) の (二) に掲げるデリック以外のクレーン及びデリック		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	5,500	5,000
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	9,100	8,600
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	12,700	12,300
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	20,100	19,600
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	27,400	26,900
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	34,800	34,300
つり上げ荷重が 200 トン以上のもの	42,100	41,600
四 エレベーター（建設用リフトを除く。）		
(1) 落成検査、使用再開検査及び性能検査		
積載荷重が 2 トン未満のもの	19,800	19,300
積載荷重が 2 トン以上のもの	28,000	27,600
(2) 変更検査		
積載荷重が 2 トン未満のもの	10,900	10,400
積載荷重が 2 トン以上のもの	16,400	15,900
五 建設用リフト		
(1) 落成検査		

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路）の高さ（以下この号において「高さ」という。）が 30 メートル未満のもの	14,300	13,800
高さが 30 メートル以上 50 メートル未満のもの	21,600	21,100
高さが 50 メートル以上のもの	29,000	28,500
(2) 変更検査		
高さが 30 メートル未満のもの	10,900	10,400
高さが 30 メートル以上 50 メートル未満のもの	15,500	15,000
高さが 50 メートル以上のもの	20,100	19,600
六 ゴンドラ		
製造検査、使用検査、変更検査、使用再開検査及び性能検査		
(1) 人力により昇降させるもの	12,200	11,700
(2) 動力により昇降させるもの		
積載荷重が 0・25 トン未満のもの	18,000	17,500
積載荷重が 0・25 トン以上のもの	23,800	23,400
備考		
一 「構造検査」とは、法第 38 条第 1 項の検査のうち、ボイラー又は第一種圧力容器を製造した者が受ける検査（溶接検査を除く。）をいう。		
二 「使用検査」とは、法第 38 条第 1 項の検査のうち特定機械等を製造した者以外の者が受ける検査及び同条第 2 項の検査（同項第 2 号に掲げる場合に受けるものに限る。）をいう。		
三 「使用再開検査」とは、法第 38 条第 3 項の検査のうち、特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者が受ける検査をいう。		
四 「溶接検査」とは、法第 38 条第 1 項の検査のうち、ボイラー又は第一種圧力容器を溶接により製造した者が当該溶接について受ける検査をいう。		
五 「落成検査」とは、法第 38 条第 3 項の検査のうち、特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者が受ける検査をいう。		
六 「変更検査」とは、法第 38 条第 3 項の検査のうち、特定機械等の一部に変更を加えた者が受ける検査をいう。		
七 「製造検査」とは、法第 38 条第 1 項の検査のうち、クレーン、移動式クレーン、デリック又はゴンドラを製造した者が受ける検査をいう。		
八 「つり上げ荷重」とは、クレーン、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。		
九 「積載荷重」とは、エレベーター（建設用リフトを除く。）又はゴンドラの構造及び材料に応じて、搬器又は作業床に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。		

表 9 検査検定実施機関一覧（2023 年 11 月 1 日現在）

○登録製造時等検査機関

名称	対象機械	有効期間
一般社団法人日本ボイラ協会	ボイラー （※中部、近畿、香川及び愛媛検査事務所） 第一種圧力容器	令和 6 年 3 月 30 日

	(※北海道、埼玉、関東、長野、静岡、中部、近畿、中四国、香川、愛媛及び九州検査事務所)	
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	第一種圧力容器 (※宮城、山形、埼玉、千葉、神奈川、東京及び山口事務所)	令和 5 年 12 月 24 日
伊藤一夫	ボイラー 第一種圧力容器	令和 5 年 4 月 9 日

○登録性能検査機関

名称	対象機械	有効期間
損害保険ジャパン株式会社	ボイラー 第一種圧力容器	令和 6 年 3 月 30 日
一般社団法人日本ボイラ協会	ボイラー 第一種圧力容器	令和 6 年 3 月 30 日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	ボイラー 第一種圧力容器 クレーン 移動式クレーン エレベーター ゴンドラ	令和 6 年 3 月 30 日
一般社団法人日本クレーン協会	クレーン 移動式クレーン デリック エレベーター ゴンドラ	令和 6 年 3 月 30 日
セイフティエンジニアリング株式会社	ゴンドラ エレベーター	令和 7 年 3 月 23 日
株式会社クレーン検査センター	クレーン 移動式クレーン デリック エレベーター ゴンドラ	令和 10 年 8 月 5 日
シマブункレーン検査株式会社	クレーン 移動式クレーン デリック エレベーター ゴンドラ	令和 6 年 9 月 30 日

○登録個別検定機関

以下、添付ファイルに差し換え

名称	対象機械	有効期間
公益社団法人産業安全技術協会	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂	令和 6 年 3 月 30 日

	を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの	
一般社団法人日本ボイラ協会	第二種圧力容器 小型ボイラー 小型圧力容器	令和 6 年 3 月 30 日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	第二種圧力容器 小型ボイラー 小型圧力容器	令和 6 年 3 月 30 日
エイチエスビージャパン株式会社	第二種圧力容器	令和 7 年 2 月 16 日

○登録型式検定機関

名称	対象機械	有効期間
公益社団法人産業安全技術協会	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの プレス機械又はシャアの安全装置 防爆構造電気機械器具 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの 動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 絶縁用保護具 絶縁用防具 保護帽 防じんマスク 防毒マスク	令和 6 年 3 月 30 日
	電動ファン付き呼吸用保護具	令和 6 年 11 月 30 日
一般社団法人日本クレーン協会	クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置	令和 6 年 3 月 30 日
エヌ・シー・エス株式会社	防爆構造電気機械器具	令和 6 年 6 月 27 日
Eurofins E&E CML Limited	防爆構造電気機械器具	令和 4 年 2 月 6 日
CSA GROUP TESTING UK LIMITED	防爆構造電気機械器具	令和 4 年 10 月 10 日
DEKRA Certification B.V.	防爆構造電気機械器具	令和 5 年 1 月 22 日

○指定外国検査機関（List of Designated Foreign Testing Agencies）

名称	対象機械	有効期間
The Hartford Steam Boiler Inspection and	ボイラー	令和 2 年 4 月 1 日

Insurance Company	第一種圧力容器 第二種圧力容器 小型ボイラー 小型圧力容器	～ 令和 5 年 3 月 31 日
ABSG Consulting Inc.	ボイラー 第一種圧力容器 第二種圧力容器 小型ボイラー 小型圧力容器	令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日
Lloyd's Register Verification Limited	ボイラー 第一種圧力容器 第二種圧力容器 小型ボイラー 小型圧力容器	令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日
DEKRA Certification B.V.	防爆構造電気機械器具	令和 2 年 4 月 6 日 ～ 令和 5 年 4 月 5 日
TÜV Rheinland Industrie Service GmbH	ボイラー 第一種圧力容器 第二種圧力容器 小型ボイラー 小型圧力容器 移動式クレーン	令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日

ここまで、差し換え

（厚生労働省（<https://www.mhlw.go.jp/content/001041838.pdf> 最終閲覧日：2024 年 4 月 28 日）より）

図 28 特定機械等への打刻様式（ボイラー則様式第 4 号）

様式第4号(第5条、第12条、第51条、第57条関係)

①

②

番

号

備考

1

①

②

は、構造検査実施者又は使用検査実施者を表す文字を入れるもの
とすること。この場合において、構造検査実施者又は使用検査実施者が都道府県労働局長であるときは、都道府県の頭文字とすること。ただし次の各県については、
それぞれに掲げる文字とする。
福井県は福井、山梨県は山梨、山口県は山口、愛媛県は愛媛、福岡県は福岡、長崎県は長崎、大分県は大分、宮崎県は宮崎

2

番号は、構造検査又は使用検査の番号とすること。

3

文字及び数字の大きさは縦9mm、横7mmとし、文字及び数字の太さは0.5mmとすること。

図 29 ボイラー検査証（ボイラー則様式第 6 号）

様式第8号(第5条、第11条、第12条、第15条、第80条関係)(表面)

第 号			
()検査証			
事業場の所在地			
事業場の名称			
種 類			
蒸気使用圧力		MPa	
容積又は内容積		m ³ ・g ³	
構造検査又は使用検査 の刻印番号			
有効期間	検査者氏名	有効期間	検査者氏名
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
年 月 日			
交付者名			

様式第8号(第5条、第11条、第12条、第15条、第80条関係)(裏面)

日 付	記 事 欄	検査者氏名
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

